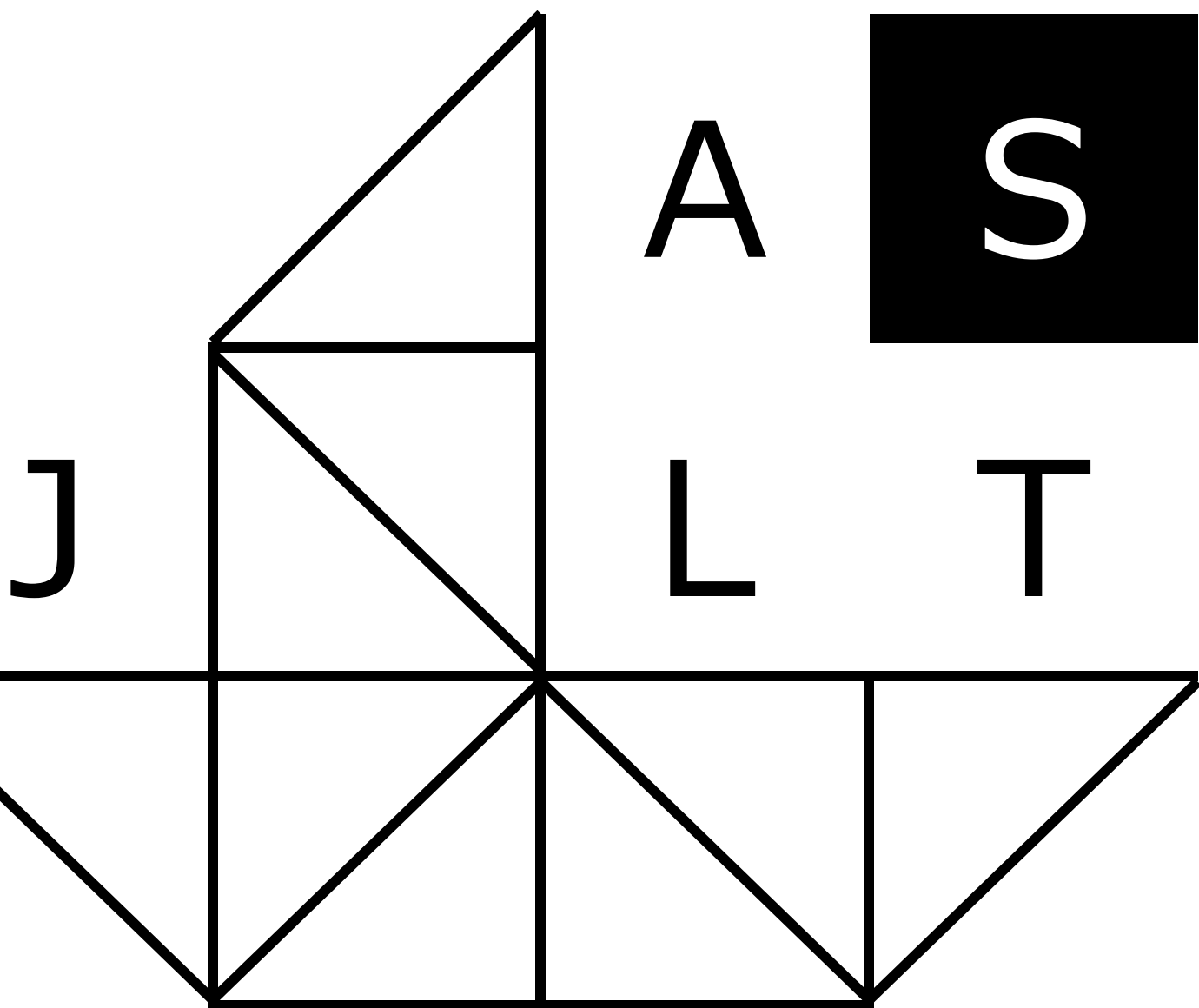


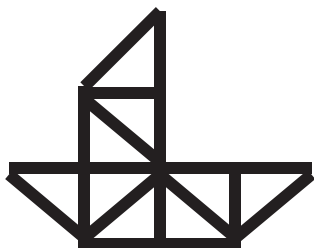


長期滞在型・ロングステイ観光論集

Vol.4 2020 年 2 月

長期滞在型・ロングステイ観光論集 Vol.4 目次

巻頭言	3	山田美鈴
第3回年次大会基調講演抄録	7	
日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性		大野彰則
第3回年次大会パネルディスカッション抄録	17	
日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性 ー異業種コラボレーションの実勢と展望		司会：大下茂
分科会活動報告		
一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究	31	
代表：花井友美		
自由主題発表		
長期滞在型観光産業と観光スマートシティー構想	44	旭岡叡峻
国際引退移住者が抱える問題に対する対応策の方向性	49	
ータイ王国チェンマイ県日本人引退移住者を事例として		西村菜穂子
リゾート・観光地における芸術家の長期的滞在と観光的魅力の創造	58	
ー類型化を通じた研究課題の整理		古本泰之 安島博幸
長期滞在型・ロングステイ観光学会 会則	62	



ロングステイの普及活動の変遷と今後について

長期滞在型・ロングステイ観光学会

理事 山田 美鈴

1. ロングステイの誕生

1986年7月、通商産業省（現経済産業省）から「シルバーコロンビア計画」が発表された。当初はスペイン、オーストラリア、カナダ等へ定年退職後の移住を推奨するプログラムであった。翌年海外滞在型余暇研究会が発足し、1988年には（財）余暇開発センター内（2003年に解散）に海外滞在型余暇協議会が設立と華々しくスタートしたのであった。

当時の新聞記事の一部



発表後の新聞記事にもあるように通産省には問い合わせが殺到し、テレビドラマにもなったとの事である。一方海外メディアは「日本は優秀な電気製品を輸出していると思ったら老人まで輸出し始めた」と揶揄し始めた。その後シルバーコロンビア計画は、移住ではなく一定の期間滞在するという長期滞在型余暇「ロングステイ」という概念に置き換えられた。そして1992年2月に通商産業省認可の財団法人ロングステイ財団が誕生したのである。

2. 国際交流事業からロングステイへ

私がJTBを退職後自分で旅行会社を起業し、国際交流を主として立ち上げたのはバブル時代であった。1988年に竹下内閣より「ふるさと創生1億円事業」が発表された。多くの自治体はその資金を特別会計に計上し、金利で国際交流事業を奨励したものであった。（当時の金利は6～8%前後）当時、学校単位の国際交流事業に深く関わり、カナダ、アメリカ、オーストラリア、韓国等の企画に携わった。中でもマレーシアプログラム中に現地の人との触れ合いや交流を多くいれたところその成果は目覚ましかった。学生はもちろんであったが、当初海外への引率を嫌がっていた先生方に大きな変化が現れたのである。日本以外の国、複合民族の国の日常生活に触れ多言語で交わされる家庭生活を体験することにより生徒以上に先生が刺激を受け現場の教育改革に目覚め、その結果町民の意識が変わり町の雰囲気が変わったと実施した町の町長から感謝状をいただいた事もあった。学生だけでなくバンクーバーで、家庭訪問プログラムを企画し、60歳以上の婦人会団体で初めて実施した結果、「ナイアガラやロッキーも凄かったが、普通の家庭を訪問させていただいた

事が一番良かった」と絶賛された。海外での「普通」は人間の意識を変化させる特別なパワーがあると気づいた時であった。

ロングステイの定義の中で「旅」は非日常空間での非日常体験、ロングステイは異日常空間で日常体験(普通体験)をすることと定義されているが、ロングステイ財団の存在を知る以前に実戦でその成果を得ていた。国際交流からロングステイへ、そして国際貢献に長年従事された名古屋市出身の副田雅紀(そえだまさとし)先生を紹介したい。マレーシアとの国際交流で多くの知人ができた、この国のために何かできないかと中学校長職を定年退職後単独でペナンに渡りロングステイを始められた。その後 2002 年から国立マラヤ科学大学の日本語講師を務め、最近では大学内で日本文化センターを開設し所長として日本の大学生を広くサポートされている。マレーシアの人たちに感動し、その恩返しに自分がお役に立てればと日馬の若者の交流に尽力され今も現役で活躍されている。先生は長年の功績を称えられ、昨年秋「瑞宝双光章」を受賞された。

3. ロングステイトレーニングの成果

国際交流を体験した家族、特に祖父母から「海外でゆっくりと暮らしてみたい、駐在員という憧れの生活は無理だったがせめて短期間でいいから暮らすように過ごすことはできないだろうか」という要望があった。その思いを形にしセミナーを開催したところ定員 100 名の募集に 900 名近い応募者があった。セミナーの様子がテレビニュースとして報道され、新聞紙面でも大きく取り上げられた結果、ロングステイツアー(当時はシルバーユートピアツアーでその後財団の賛助会員となり改名)が誕生した。1996 年、42 名が参加したマレーシアへの第一回目のツアーが当時の朝の情報番組で放映され日本各地から等い合わせが殺到した。現在のように体験ツアーではなく、ロングステイトレーニングツアーとし、次回からは一人でロングステイができるようにするために、異文化・現地の習慣、交通情報、楽しみ方、現地の方との交流会、授業参観、企業訪問等々国際交流同様多くの触れ合いプログラムを実施し、学びを取り入れ現地ガイドを先生にして、英語、マレー語授業も組み込んだ。又夜は人生を語る夕べを催した。その後も継続し、ロングステイの範囲は欧州、北米、豪州へと広がっていった。参加者の中で大変印象に残ったご夫妻が 4 組あるので紹介する。

A 夫妻(当時 60 代)

退職後子供なし、大手自動車販売店勤務後海外暮らしをしたいためニュージーランドの語学学校で英語を習い海外生活に備えた。初めて主催したマレーシアペナン LS で仲間を作り、エジプト、チェコ、イギリス、カナダ、アメリカ等々仲間と一緒にロングステイリーダーとして活躍。癌で没される寸前まで癌を隠してリーダーとしてロングステイヤーを案内いただいた。

O 夫妻(当時 60 代)

大学の事務長を退職後、「ぬれ落ち葉人生」突入と諦めていたが、「ロングステイというライフスタイルに出会って、孫に残すのは自分たちの後ろ姿、生き様でありお金ではないと気づいた。」と A 夫妻について世界各地でロングステイを堪能された。

T 夫妻(当時 60 代)

長男で要介護の母親がいるが、ロングステイの時には施設に預けた。60 歳を過ぎて親の看取りを待っていると自分たちが要介護になる。他の兄弟からは非難轟轟だが、いつも遺言を残して出かける。「留守中に母が亡くなったら、茶毘にしてそのまま置いておいて欲しい、帰国後はすべて自分たちが供養する」という内容だったそうである。非難されるのは耐えられるが何もしない人生の方が怖い。ロングステイ先で英気を養う事で要介護の親にも優しく接することができるからお互いのためにとても良いライフスタイルであるから友人たちを誘っているとの事であった。

S 夫妻(当時 70 代)

海外旅行経験無しで 1 か月の滞在コースを希望された。カウンターで長い胴巻きをくるくる外されて、くしゃくしゃのお金を手渡された時、驚きと感動を覚えた。専業農家を営み、稲刈りが終わった今だから行きたい、旅行は行きたくなくてロングステイのような事が自分達でもできるなら是非と、こういう海外滞在型ツアーを待っていたと言われた。この時、なぜロングステイが人気なのかと不思議に思われた弁護士がボランティアで参加し現地で遺言の書き方講座も開いていただいた。ある日 S さんが行方不明になったと大騒動になり、先生も探されたらジムで欧米人と楽しく会話を交わし汗を流しておられたと驚かれたことを思い出す。日本語対英語であったと二度驚かれた。

これらの方々から自分たちの人生を変えていただいたと感謝の言葉をたくさん寄せられた。

日本を離れたから日本の事を考える事が出来、ロングステイで夫婦関係、家族関係にも大きな変化ができた。3世代同居の方から1カ月でも息子世代と離れて暮らした事により、お互いを見つめなおすことができた、また留守宅の嫁はうるさい小言だと思った姑の言葉が、良きアドバイスであったと気づいた。死んでからでは遅いが、少し離れる時間ができたおかげでお互いを思いやる気持ちが自然にできるようになった。夫婦関係においては冬季の3か月ロングステイにでかけた男性3人組は、自分たちは語学留学を楽しみ、留守番を希望した妻たちは自由な時間を楽しめたことで将来死別する時の不安が和らげることができたような気がする、又離れたおかげでお互いの良さを見直すことができたと言われた。

4. ロングステイの今後について

—「マルチナショナルロングステイヤー」へ
ロングステイ先を選ぶ基準の一つに物価の安さを挙げる人が多い。しかし為替の変動や、物価の上昇で経済的メリットを追求するだけのタイプは減少しているようだ。格安航空会社の台頭もロングステイスタイルに大きく影響している。インターネット、AIを駆使することで自分たちの将来を誰に託すのではなく、自らの未来の居場所を自由に選択することが容易になってきている。

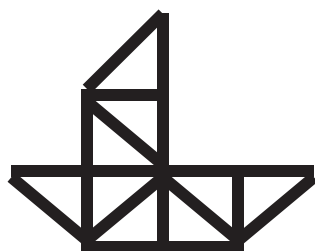
年金でゆたかに暮らせる国の模索から始まった時代からマルチレベルに目的・手段が広がり、自分のライフスタイルを自由にデザインする時代へと進化してきた。稼ぐ国、子育てをする国、勉強をする国、貯蓄・投資をする国、家を持つ国、治療、介護を受ける国と誰もがライフスタイルに合わせてマルチナショナルロングステイヤーとなっていくと予想する。ロングステイをすることでお互いの「普通」を知り合い、適度な距離感を保ち尊敬しあいその結果、平和な国際社会の実現へとつながる。まさにロングステイは平和の礎なのである。



第3回年次大会 基調講演録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

株式会社 百戦錬磨
大野彰則氏



日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

講演者 株式会社 百戦錬磨 大野彰則氏



■講演者紹介■

国内初の公認農泊・民泊予約サイト「STAY JAPAN」や全国の農泊地域の情報をまとめた総合情報サイトの運営など、テクノロジーと地域連携ネットワークを活用しながら旅行需要・交流人口の拡大を図り地域活性化に貢献することを目指す株式会社百戦錬磨にて農泊事業の推進に携わる。

はじめに

皆さんこんにちは。株式会社百戦錬磨の大野彰則と申します。今日は「農泊」について、とくに農泊が地方にどのような効果をもたらすか、についてお話させていただきたいと思います。昨今の日本ではずっと少子高齢化が問題になっています。数十年前から言われていますよね。先進国の中で最も早い少子高齢化に突入している、と言われているのが日本だと思うのですが、地方では人口減少、空き家増加、働く場所がない、伝統文化の継承困難云々という、非常に多くの課題があって、どんどん市町村合併などもされ、村が無くなり、人がいなくなって、このまま放っておくと、間違いなく衰退すると言われています。これは皆さまの共通認識ではないかと思います。

それを逆転させる処方箋が「農泊」だと位置づけられています。政府及び農林水産省、内閣府が主導する観光立国政策、及び農林水産省が進める農泊政策では、これによって地方の衰退を防げるのではないか、という仮説があります。観光の力を使って、この負のスパイラルを逆転させられるのではないかと、観光客が来て、経済

が活性化され、定住者、すなわち人口が増加するという事を目指しております。

農林水産省における農泊推進政策

農林水産省は現在、農泊に非常に力を入れています。平成29年度から、農泊推進対策という、農山漁村振興交付金の中で新しい枠組みを作りました。年間50億円くらいの予算をつけて、2020年までに全国500カ所で、農泊で賑わっている地域を創出する、ということが閣議決定されました。それが今年3年目を迎えています。この学会の皆さんですから、もうご存知だとは思いますが、5年前くらいに観光立国政策が閣議決定されました。それは、観光を日本の産業の柱のひとつとしていく、というような主旨だと思いますけれども、政府はこの分野にはかなり力を入れているとお聞きしております。特に古民家の再生をする、古民家を使った地方泊を進める、ロングステイもそうですしその地域での農泊を進めていくということに関しては、非常に強いご関心をお持ちだと聞いています。

さらに観光立国政策によって、訪日外国人を呼び込むことが柱のひとつになっています。訪日外国人についても後でお話しますが、いか

にして地方にお客さん、旅行者を呼び込むかという事です。

農泊が今までの観光旅行と何が違うかといいますと、「日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域との交流を楽しむ滞在型観光」という位置づけになっていることです。要素としては、宿泊、食事、買い物、体験の4つです。体験の中には、「地域の皆さんとの交流」ということも含まれます。ここがポイントです。数十年前の旅行者の志向と今の旅行者の志向というのはすごく違いますよね。ミレニアル世代と言われていた皆さんは、バックパッカーもそうですし、家族で来られる方もそうですけれども、いろいろな所にどんどん入り込んでいて、いわゆる観光地となっていない所にも泊まって、いろいろな滞在を楽しんでいます。特に、その地域の皆さんとの交流を楽しみ、地域の歴史や文化にも興味をもって、積極的に理解をしよう、という旅行が増えていると聞いております。

それを受け入れサイド側から考えたのが「農泊」です。そして、農泊の地域を創出する500ヵ所を創り出すという流れかなと思っています。

農林水産省では、先ほど申し上げた通り、2020年までに農泊を推進する500地域を作るという政策を進めています。農林水産省には、食料産業の話や土地改良の話など中心的な活動がありますが、農泊の推進がかなり大きく比重が上がってきているとお聞きしています。ちなみに、今年で3年目になる、平成31年度の農泊推進対策の交付金事業の提案書の提出が3月15日です。農泊の推進をするにあたっては、ソフトの支援とハードの支援というものに大きく分かれていまして、地域が農泊をするための態勢づくりをすることに関して、初年度800万円、2年目400万円、合計1200万円。プラス、人材育成の人材活用で、1年250万円、計500万円。合計1700万円ですね。これを2年間、償還なしの100%交付でやるという、なかなか最近ないような大判振舞いの交付金制度になっています。

もうひとつ、ハードの支援の方では、地域にある古民家とか遊休資産などをリフォームして農泊に活用する、宿泊施設やレストランに活用するのであれば、2分の1まで交付しますよ、という制度です。それが30年度までで352地域、もうすでに採択されて全国で動いています。このような地域ですね。関東は結構広いので70地域ありますが、全国まんべんなく採択されています。東北55、中四国56、九州が51と、それぞれの地域で推進されている状況です。

農泊の事例

実際、どんなことをやっているのか、具体的に5、6例お話しします。これは個人のお話なんですけど、我々百戦錬磨が関わったものです。徳島県の美馬市という中山間地域で、山の手のほうにお住いの70代のお母さんなんですが、この方が旦那さんに先立たれて、おひとりで大きなお屋敷に住んでいます。息子、娘さんはもう違うところに住んでいるそうです。我々が、農泊をやってみませんかというセミナーを開催したところ、これに参加されて興味を持たれ、おうちをそのまま活かして、ホームステイ型でやるということで始められました。いろいろな幸運も重なって、「ガイアの夜明け」という番組で紹介されました。イスラエル人の男性1人旅というのが一番最初のお客さんとして来られたんですけど、その方がすごく気に入って。番組でもそういう感想を出しておられましたし、口コミを出したところ、その後、フランス人が来られたりとか、欧米系の方がどんどん来られるようになりました。受け入れは脆弱なので、そんなにたくさんは受け入れられないのですが、月々、国際交流を楽しんでいるというほのぼのとした話です。今までにはありえなかったようなことが今、起きているというひとつの例です。

次は、宮城県の蔵王町で400棟くらいの別荘地、山水苑（さんすいえん）というところです。ここでは、昨年の6月15日に施行されました住宅宿泊事業法を使って、別荘地を一棟まるご

と貸し出しをする、という民泊が始まっています。農泊というのはすごく広い意味があるので、地域で泊まる民泊も農泊に入るんですけども、それを行っています。通常、別荘を持つとコストでしかないですよね。自分が使うためには年間の固定資産税を払って、管理費を払ってという話ですが、この民泊をやることによって、むしろ収益物件になるという状況が起きています。

そして、これは極端な話ですが、地域の文化財を活用して地域に人を呼び込もうという活動もあります。長崎県平戸市平戸町というところで、「天守閣に泊まります」というイベントを行いました。これは百戦錬磨で企画を担当し、一緒にやらせていただいたんですが、非常に行政の皆さんが柔軟で、この企画を作ってインターネット上でプロモーションをして、1組募集をしました。そうしたら、この企画をイギリスのBBCがおもしろいとして取り上げて、BBCで放送され、結果としてイギリスから3500人ほど応募があったんですね。厳正な抽選をして、最初イギリス人の方に当たったのですが、日程が合わないということで拒否されて、次はタイの方が選ばれ、その方も日程があわず、最終的に日本人の若いカップルが泊られました。その後も情報発信をしていったら、それをみたイギリス人、ドイツ人、中国人の方などから「泊まれる城があると聞いたのですが、どこですか？」とも問合せが入るようになりました。今では、これを宿泊施設にしようというプロジェクトが動いていて、平戸市で予算をつけてやってもらっています。

もうひとつ九州は宮崎県の高千穂の事例を紹介させていただきます。高千穂峡が有名な場所ですが、高千穂峡から少し離れた山の上のほうに、集落があり、外国人が来るゲストハウスとしてすごく賑わっています。こちらはイタリアの「アルベルゴ・ディフーズ」を日本流にアレンジして、うまくやっておられます。アルベルゴ・ディフーズはイタリアで行われている取り組みで、「集落丸ごとホテル」というコンセプト

なんです。イタリアにも、限界集落でどんどんつぶれていく村や町がたくさんあるそうです。その中の一つの集落が大災害が起きた時に、政府の補助金が下りなかったことから、「見捨てられた！自分たちで立ち上がろう！」と、取り組みが始まったそうなんです。そこで、村を丸ごと観光地化していくのですが、投資はあまりしないで、ある資源を最大限活かそうというのが特徴です。町や村にレセプションをひとつ作って、そこでお客さんを受け入れて、空き家を宿泊施設にし、民家をレストランに改装して食事処に、施設を分散しています。アルベルゴが「宿泊」、ディフーズが「分散」という意味ですね。こういうコンセプトで数十年やってきて、すごく海外からお客さんが来るようになり、評価が高まりました。「イタリアに行くならアルベルゴ・ディフーズを利用したい」という方がどんどん増えているそうです。その話を聞いた高千穂の方が、うまく日本流にアレンジして取り込んで、うまくいきつつあるという事例です。

少しアルベルゴ・ディフーズの話をしますと、南チロル地方では、農業組合「レッドルースター」という組合があつて、そこでは年間270万泊しているということです。アグリツーリズムの会員は1663、ベッド数も相当数あります。お客さんもこんなに来っていて、泊数としては270万泊。売上高は138億です。これはすごいですよね。地域の農産物の売り上げと比較しても、粗利ベースではあまり変わらないという話もあります。もう、なくてはならない収益源となっているということです。

それからもうひとつ、群馬県のみなかみ町です。温泉やスキーで有名なので行かれた方も多いと思いますが、「一般社団法人みなかみ町体験旅行」というところは、昔から農林水産省と文部科学省と総務省が行っていた、子どもの教育旅行を地域でやっていくという活動「子ども農山漁村交流プロジェクト」にずっと関わっています。長年、受け入れ態勢を整備されて、子どもたちを主に受け入れてきましたが、さらにそ

れを大人にも拡大し、大人の FIT を受け入れるようになった。今ではさらにインバウンドにも拡大している、先進地域の事例です。ここはもう一般社団法人として、会社組織としてしっかりやっておられて、行政とプロジェクトを組んで学校の受け入れをし、サービスの提供をしているという状況ですね。数字も順調に伸びていて、年間で 1 万 5000 程度ののべ泊数くらいを受け入れています。インバウンドの推移においては、過去に数字が落ち込んだ時期はあるようですが、今は台湾の学校を受け入れている、確実にインバウンドのニーズが伸びているそうです。また中国のファミリーや、FIT の募集ツアーなどの問合せも増えていて、そちらにも対応できるよう態勢の整備をされています。こちらでは、農家民泊、ラフティング、クラフト体験、トレッキングなどをやっていますが、特徴は冬のアクティビティをしっかりと行っているということ。それからトレッキング、ラフティング、クラフト体験など夏の楽しみもあるので、1 年を通じてアクティビティ、プログラムを提供できています。よく、スキー場近くの民宿は冬しか営業していない、ということがありますが、こちらは 1 年中しっかり営業できているということです。

最後に、三重県の津市美杉町というところです。こちらは市町村合併で津市に合併された場所です。こちらには「いなかつーリズム推進協議会」というものがありまして、今現在、「いなかつーリズム」という名称を作って推進活動を行っています。こちらは美杉のバス停の時刻表です。1 本逃すと翌日までバスが来ない、こういう場所です。美杉町は三重県ですが、奈良県にとっても近い中山間地です。現在の人口 4500 人くらい。1993 年頃は 9000 人くらいいらしたそうなので、もう半分になっています。どんどん人口減少が進んで、高齢化率は 65 歳以上が 57%。18 歳以下が 34% という、典型的な過疎地域になりつつあるのですが、ここでもしろういのは、いなかつーリズム推進協議会の

中核組織が、美杉リゾートさんという旅館だということです。通常、農泊、民泊というものには誤解もありまして、旅館やホテルの業を圧迫する敵であり、「競争相手なので、潰さなくてはならない」という声が大きかったのですが、その旅館の方が率先して地域を連携しながら、地域全体にお客さんと呼び込まないと、自分たちの旅館業もままならないということから、これを体現していこうということでやってらっしゃいます。食事の場所は、地域にあるお蕎麦屋さんなどを使い、アクティビティを開発して、ガイドさんも育成しています。そして客室です。美杉リゾートさんは、バブル時代にリゾート法に則って、結構どこかと建てた施設なので、本館は今閉鎖して、別館だけになっているのですが、それでもなお結構な数の客室があるんです。にもかかわらず、地域の空き家を利用しているような民泊、農泊をやっているとしています。これは、中長期滞在、まさにロングステイをするインバウンドがこれから増えていくことを、美杉リゾートさんは実感されていて、地域連携して民泊の方にお客さんを流しても、美杉リゾートは共存共栄していけるという目論見であるということです。

日本ファームステイ協会

駆け足でいろいろな事例を紹介してきましたが、ここで日本ファームステイ協会を少し紹介させていただきます。2018 年 2 月に立ち上がり、実質 4 月から活動を始めているのですが、こうした農泊の動きが活発になり、350 地域の皆さんがいろいろなことで悩んでいらっしゃいます。今は 4 つの段階を設けて、農泊地域を作っていこう、としていますけれども、実際にお客さんと呼んで受け入れられるようになるには、その 4 段階を経なくてはなりません。ですから、それぞれの段階で皆さん課題を抱えていらっしゃいます。

まず地域づくりです。地域で人々を集めて農泊をやっていくんだというコンセンサスが取れ

なければ物事は進みません。なかには足を引っ張るという方もいるようですし。特に行政を絡めないといけないということもあります。各地域で皆さん得意技を持っていらっしゃる方が集まっていると、非常にいい推進ができるということもあります。これは非常に重要なことです。

そして地元のコンセンサスが取れたら次は、観光旅行の商品づくりです。この地域を何で売っていくか、何で人を呼べるかということ突き詰めていく。それらがある程度まとまったら集客をするということですね。誰を呼ぶのか、日本人なのか、外国人なのか。我々はもう外国人しかないと思っていますけども。外国人のために何をするか、それらを総合して持続可能になるように、経済が回るような形で人を育てていく。ノウハウをためていく。そしてリピート客をつかまえていくために経営者的な観点をもって、やっていかななくてはならないということです。この4つの段階で、皆さんいろいろな悩みを抱えていらっしゃる。それらを支援する全国的な団体として存在するのが日本ファームステイ協会です。役員には、平井伸治鳥取県知事や元農林水産省の事務次官の方などに入っています。

インバウンドと農泊

ここからはインバウンド・ビッグバンのお話です。さきほど農林水産省の資料でイタリアの南チロル地方では農泊が270万泊という数字がありました。これは一地域の数字です。現在、日本で350地域で取り組んでいる農泊ですが、入れ込み客数は、170~180万人くらいと言われています。まだ、それくらいの規模ですが、逆に言えばものすごい伸びしろがあるともいえます。少し古い2014年の資料なんですが、ドイツ、フランス、イタリアの農泊の宿泊者数を示しています。それぞれドイツ2400万人、フランス2800万人、イタリアでも1000万人以上です。イタリアは今もっと大きいと思います。農泊を楽しんでいる宿泊者数がこれくらいいて、日本は10分の1以下、桁が違います。ですから、逆に日本は伸びしろがあると言えるのです。

皆さんご存知だと思いますが、世界の旅行を牽引しているのはヨーロッパという統計がでています。国際観光支出、国別で中国、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスとなっていますけれども、これは人口に比例しますから、中国、アメリカが上位なのは当たり前として、ドイツ、イギリス、フランス、ロシア、カナダなど、ヨ



ヨーロッパは旅行商品の先進地と言えます。そして UNWTO が出している統計でも、2020 年で 14 億人、2030 年で 18 億人くらいの国際旅行をする人がでてくると予測されています。

こういう状況下、今年は東京オリンピックの前年であり、ラグビーのワールドカップもあります。ラグビーのワールドカップは、日本全国 12 都市に会場を分散させましたよね。例えば東海地方の愛知県ですと、このような試合が行われます。で、ヨーロッパから 3 カ国、オセアニアから 2 カ国、アフリカから 2 カ国の国々が来ます。そして試合は必ず 1 週間くらい空くので、開催国を訪れた応援団の方が周辺の旅行に行くということが、これまで開催されたワールドカップの統計で出ています。バスで横づけして、いろいろなところに連れていくという感じです。ですので、ここは地方が欧米豪の皆さんを取りこんでいく、いいチャンスです。

そしてこれはずっと言われていますが、2018 年でインバウンドの旅行者数が 3000 万人を突破しました。2020 年 4000 万人にむけて、達成可能な数字として今、推移しています。10 年前の 2009 年というのはリーマンショックがあったことでもあります。インバウンドは 679 万人でした。それが今、5 倍くらいの規模で増えています。そして去年増えた、のべ宿泊者数のうち 88%が外国人であるという状況もあります。ずっとアンケートを取っていると、皆さん農泊についても関心が高まっていて、リピートしたいという旅行者の 15~16%の方は、農泊に類することをしたいという結果が出ています。これはだいたいスキー、スノーボードなどのアクティビティと同じくらいの数字です。そして衝撃的だったのは、じゃらんリサーチセンターが出している数字です。宿泊者数の推計では、連泊するのでインバウンドの方が多くなっているのです。日本人は国内旅行の場合、ほとんど 1 泊、2 泊じゃないですか。でも外国人の方はもっと連泊しますので、2022 年に泊数で抜かれるわけです。これは結構衝撃ですね。そして、リピー

ターの皆さんは、どんどん地方に出かけて行くということが観光庁さんの統計でも明らかです。

最後に、これは国土交通省が出している数字です。日本人の国内旅行者日帰りですと、平均 1 万 6000 円、宿泊すると 5 万円弱くらい使います。それが訪日外国人となると、合計の金額で 17 万 7000 円使う。つまり日本人の国内旅行者の 11 倍くらいお金を落とすわけですね。もちろん一カ所にとどまっているわけではないので、単純には比較できないのですが、こういうインバウンド旅行者を地方はいかに取り組むかが大事です。これを定住人口あたりに換算すると、外国人旅行者を 7 人呼び込めば、1 人の定住者と同じくらいの消費経済効果があるという数字も出ています。

農泊とデジタルマーケティング

もうひとつ、デジタルのインパクトについてお話します。今やスマホでほとんど何でもできます。消費もできるし、情報も取れるし、コミュニケーションも取れると。旅行の予約もスマートフォン向けにやらないと、話にならないという時代になっています。農泊をやっている皆さんは抜けていて、いまだにパンフレットを作って何とかしようとするのですが、パンフレットはもう集客のためのツールとしてはまったく役にたちません。

そして、2025 年には世界人口の 7 割がネットを使う時代になると言われています。2018 年の数字は 55.1%で、42.1 億人ですが、これが 2025 年には 70%、50 億人になるということです。その中ではデジタルマーケティングが重要になります。世界の人口は日本とは真逆で、世界では今もピラミッド型の人口構造になっています。ですから日本人の感覚では「シルバー世代を狙う」という考えがありますが、そうではなくて、ちゃんと若者向けにマーケティングしないとまずいですよ、という話です。例えば、訪日タイ人の入国者数で考えても、20代から 40 手前までが一番のボリューム層になっています。

ただ、まだ農泊におけるネット環境は課題が多いのも事実です。地方の農泊をやっている皆さんで、農泊ポータルというウェブサイトがありまして、ここで情報発信をしているのですが、分析してみると、予約のところでインターネット予約を利用している形跡がほとんどないのです。行政さんと組んでいるのはいいことなのですが、集客をそこに任せてはいけなさと感じます。行政のホームページの奥を掘っていくと、電話とかメールアドレスが載っていて、そこに「お問い合わせください」とあるのですが、誰もそこからは予約しません。日本人ですら予約しません。インバウンドはそこにたどり着けずらしませんし、言葉の問題もありますから、予約ルートとしては皆無の状態になっています。そういうことに気づいていない、あるいは気づいているけれども手が遅れているというのが現状ですので、ここを変えていかなくてはなりません。

具体的な話として、予約サイトの話をしようと思います。こちらは [airbnb](#) のサイトです。もうご存知の方が多いと思うのですが、これは地域のキーワードと日付で検索すると、こんな宿がありますよ、という形で検索結果画面がでてきます。だいたい写真と短い文章での施設を説明するタイトル、そしてレビューの結果が星で表示されます。あとは 1 泊あたりいくらか。

そこで、従業員とか社内にいる外国人に検索結果画面を見せて、この画面をパッと見て、どこの宿に注目しますかとアンケートをとりました。その結果不評だったのは、ある宿泊施設の青い写真でした。これは写真のサイズなんです。色彩の彩度が低い写真だとあまりクリックされません。あと、この畳の部屋にちゃぶ台があって、布団がたたんでおいてある写真、これは生活感がありすぎて、あまりここに泊まりたいとは思わないですね。こういう写真を出すのは、もったいないことだなと思います。そして、こちらが目線が不自然な写真。旅行者の目線で部屋を吟味したいのに、これは天井側か

ら部屋を撮影しています。やはり奥行きがあるような写真の撮り方とか、写真のテクニックというのはありますので、その辺を考えながら写真を準備する必要があります。写真は非常に重要です。また別の地域で反応が良かったのは、夕日が木造の建物に当たっていて、自然も写っている写真でした。和風の部屋に泊まりたいという方にはよいだろうと。

一方で宿泊施設を探しに来ているので、風景は次になるんですね。だから部屋の写真を選んだ後、こういう風景の写真が何枚か出てくると効果的だと思うのですが、宿泊を探しているから、風景は二の次かなという志向があると思われます。あと選ばれない写真としては、お風呂のアップの写真です。お風呂に興味がある人は、もちろんこれに反応すると思うのですが、最初にお風呂を選ぶかどうか。犬の写真もそうです。犬に会えるということで、犬が好きな人は反応するかもしれませんが、宿を探しに来たので、犬ではない、ということです。それから、色彩の彩度は悪くないのに、選ばれない写真もあります。写真に文字が入っていると、なぜか敬遠される傾向のようです。あと空が曇っているとか、障害物があって建物がよく見えないとか、そういった理由で選ばれないものもありました。さっきのような検索画面が出たときに、どこをクリックするのかというのが肝なので、写真は非常に重要です。我々も随時勉強をさせていただいているんですけど、やはりデジタルのインパクトが大事ということですね。

写真が気になると、その次はタイトルを見ます。この順番はだいたい決まっているようでして、写真を見て、タイトル、泊った人のレビュー、レーティングです。この情報がいかに良いかで、予約の差がつくということです。これは、百戦錬磨でサポートさせていただいて、改善した例なのですが、写真を変え、タイトルも変えて、オープン記念、温泉露天風呂貸切、ログハウスなどの表記を加えました。すると単純に 30% 予約が伸びたという例もあります。

おわりに

農泊の話をまとめさせていただきますと、今、地方に大きなチャンスが来ていると思います。今までいろいろな地方創生の政策があって、企業誘致から産品開発まで、いろいろされてきたと思います。でも地方創生の決め手は観光だと思っています。これは私たちの考えですが、それをぜひ証明していきたいなと、ファームステイ協会や百戦錬磨で活動させていただいています。

課題は、先ほど申した通り、たくさんありますが、その一方で地域に眠る未活用資源というものがたくさんあります。空き家、空き物件もたくさんありますし、知的な文化財、これは有形、無形も両方あります。仕事で地方に行きますと、非常に驚かされるものがたくさんあるんです。食もそうですし、文化的なもの、風景もそうです。東京では見られない、いろんなものがあります。そういうものが未活用になっている。それが活用できるのではないかと考えています。で、これを取り巻く環境として、インバウンド旅行者が増加し、リピーターがどんどん地方に来ています。宿泊者が増えると、さまざまな投資も行われますし、その結果、経済が活性化することになります。この循環を作り出していかねば、と考えております。

こちらは、農泊にかかわるキーワードを並べたものです。需要側と供給側でどんなものがあるかという、まず需要としては、インバウンド、ロングステイ、スローライフ、異なる日常などです。まさに異なる日常ということです。これは地方に住んでいる方々は気づきにくいのですが、私たちが例えばヨーロッパを旅行して、まち並みが美しい、景観が素晴らしいと思うのと同じように、そこに住んでいないヨーロッパの方やアジアの方、まあアジアの方の場合は風景が似ていることもあるかもしれませんが、そういう異なる日常から訪れた皆さんは、「日本の里山は美しい」とおっしゃいます。これはほぼ間違いありません。ただ住んでいる方々は「何

にも価値がない」とおっしゃる。そこをどう気づいてもらえるか、ということです。そしてミレニアル世代を取り込んでいかなくてはならない、シルバー世代ではありませんよ、ということです。

供給側としては、いろんな資源があります。古民家もそうですし、地域で空き家がすごく増えていることが大問題になっていますけれど、これを発想の転換で別荘と考えると、非常にいい滞在先になるわけです。古民家＝別荘と考えて、活用していけるか。そしてホームステイ型も一部では人気です。今、DMOの課題がいろいろと叫ばれていますけれども、DMOこそ、まさに農泊、民泊の管理をしていくということに活路が見いだせるんじゃないかな、と思います。文化財、公共財、先ほどの「城泊」は典型的な例ですけれども、これをはじめとして、寺社仏閣、学校などの活用も進んできています。廃校なんかもううまく活用できたら面白いですし、それから郷土料理云々とたくさんあります。

そして、もうひとつ、ロングステイというのはつまり湯治ですよね。日本には湯治というロングステイ文化があったわけです。この文化はいろいろな温泉地で廃れてきていますが、インバウンドによって、これが復活する可能性が非常に高いのではと思っています。城崎は、湯治とはまた違うんですけども、インバウンドで賑わっています。湯治場だったところでインバウンドの取り組みをうまくやって、効果効能、ウェルネスツーリズムをしっかりとやっていくことによって、ロングステイで地域活性化ということができるのではないかと考えています。

私の話は以上になります。どうもありがとうございました。



第3回年次大会 パネルディスカッション抄録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性 —異業種コラボレーションの実勢と展望—

司会

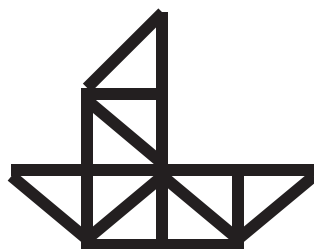
大下茂氏（帝京大学）

パネリスト

大野彰則氏（株式会社百戦錬磨）

井上幸一氏（一般社団法人全国古民家再生協会）

弓野克彦氏（一般財団法人ロングステイ財団）



パネルディスカッション抄録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

～異業種コラボレーションの実勢と展望～



司会

大下茂氏（帝京大学）

パネリスト

大野彰則氏（株式会社百戦錬磨）

井上幸一氏（一般社団法人全国古民家再生協会）

弓野克彦氏（一般財団法人ロングステイ財団）

○大下 司会進行を務めさせていただきます帝京大学の大下と申します。本日いただきましたテーマは、「日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性～異業種コラボレーションの実践と展望」ということですが、その中で三つの大きな話がございします。まず一つめは、ロングステイ拡大のためのターゲットとアクティビティです。ロングステイには、日本人が外国に行くケースのロングステイ、そして外国から、あるいは日本国内のお客様を対象に、日本の中で行われるロングステイがありますが、本日は日本国内におけるロングステイの実践と展望ということになろうかと思います。

二つめは、新たな魅力、異業種という話です。

本日の話の中でも、掛け合わせによって新しい魅力が生まれるという可能性が多々ございまして、特にロングステイする時に、目的、何のために行くのか、あるいは効果はどうなのか、といったような話のヒントを前半でいただいております。その辺りのお話を深めていければと思います。

三つめはコラボレーション、いわゆる連携です。地域とマーケットとの連携もあるでしょうし、あるいは地域の中での世代間、シニアと若者という話もございします。そのような産業間連携、世代間連携、地域連携にもつながっていくのではと思います。その三つは、本日与えられたテーマとして語られるべき内容ではないかな

と考えております。まず最初に自己紹介を兼ねて、おひとりずつお願いできればと思います。

○大野 改めまして大野でございます。私は先ほどもお話をさせていただきましたので手短にしたいと思います。日本ファームステイ協会については先ほどご紹介しましたので、百戦錬磨についてお話しします。百戦錬磨は2012年に創業しました、本社の登記は宮城県仙台市です。私は2014年から加わり、今5年目くらいです。何をやっているかと言いますと、農泊、民泊の分野で新しいビジネスができるように、マーケットの拡大といろいろな支援事業などをさせていただいています。楽天出身の代表が作った会社ですが、民泊新法の制定に尽力したほか、大阪で注目されている特区民泊の法律の制定にもアドバイザーとして加わったりしています。現在は農林水産省や観光庁にアドバイザーとして、お呼びいただいています。

○大下 ありがとうございます。井上さんお願いします。

○井上 井上でございます。古民家再生協会という協会を立ち上げて、現在運営しております。全国の、おもに大工さんの協会に入っておりまして、元々は快適な古民家を安全で安心なものにしよう、という目的で始まった協会です。古民家は、古い家とか、古家（ふるや）と呼ばれており、国では以前は歴史的資源と呼んでいたのですが、今では国でも古民家という言葉を使うようになりました。いまだに1950年、昭和25年以前の建物は、既存不適格住宅と呼びまして、改修するときも、ほとんど建築基準法を適用させずにやっています。これではあまりよくないなということで、我々ではハードの基準を作りました。やはり、百年持っている古民家は、あと百年持つように改修をしたいなと思いますし、家の中にいても寒くないようにしたい、地震がきても安心なようにしたい、と思っています。設備は誰でも見たらわかりますが、見えないところの改修も、お金をかけてやるべきではない

か、ということをやっている団体でございます。最近、古民家がブームになってきていますが、ブームで終わらせるのではなくて、次の世代にも古民家を残したいと思って活動しています。

○大下 ありがとうございます。弓野さん、おねがいします。

○弓野 皆さん、こんにちは。ロングステイ財団の弓野と申します。ロングステイ財団はご存知の通り、1992年に設立されまして、今年で27年目となります。その間、様々な啓蒙活動、普及活動などをやって参りました。昨今ではライフスタイルのひとつとして、ロングステイが定着してきたという感じがございます。IOTやインターネットの発達に伴い、また航空業界ではLCCの発達等もありまして、ライフスタイルも大きく変わってきてつつあります。よって、ロングステイの形、過ごし方、暮らし方も変化ができてきていると言っても過言ではございません。課題としましては、何十年も普及活動をしてきたのですが、ロングステイはシニアマーケットのもの、というイメージが定着してしまったことです。いろいろ理由はございますが、ひとつはマスコミを含めたメディアの発信の仕方が、現在のマーケットを作ってしまったというのが一つあります。そして二つ目は、国内旅行を中心とした、どちらかといえば、グローバルツーリズムから少し遅れた形で展開してきた日本のマーケットの中で、長期滞在というスタイルがなかなか浸透しなかったということがあります。三つめは、法律的な話で、よく岡本先生などもよくおっしゃるのですが、ILOの132条というのが、長期滞在を可能にする有給条約なのですが、先進国の中で唯一日本がこれに批准していないということです。現役世代の方々にも、ゆっくり過ごしたい方々はたくさんおられると思いますし、後ほど数字もお見せしますが、ロングステイの数字が伸びているということからすれば、これを希望する人が増えているのではないかと、またライフスタイルも変わりつつあるのではないかと考えています。その中で、こうし

た課題についても今日いろいろお話できれば、
と思っております。よろしくお願いいたします。
○大下 では、この3人のパネリストの方々と
進めたいと思います。大きな論点としましては、
先ほども申しましたけれど、ロングステイ拡大
に向けてのターゲットとアクティビティです。
ターゲットの話は先ほどシニア層のイメージが
定着してしまった、という話がありましたし、
大野さんからは、若者へのシフトチェンジも大
事というご指摘もいただいております。それが
パート1になります。パート2としましては連
携、コラボレーションするにあたって、今後考
えられる分野、業種はどんなものかということ
です。パート3は逆に、注意が必要な分野、業
種はどんなものか、どういうところに注意しな
くてはいけないだろうか、という話になります。
そして最後に異業種コラボレーションに向けた
実践の取り組みと課題を整理して、本日のテー
マに対するご回答にしたいと思っております。

それでは、日本におけるロングステイ拡大に
向けて、ターゲットとアクティビティのお話で
す。日本でロングステイを拡大するためには、
目的、いわゆるそこでの活動、アクティビティ
が一体どのような状況になっているのか、それ
が拡大できるのか、魅力化できるのか。さら
にはどのようなターゲットの人たちがそれを実践
されているのか、という点について、弓野さん
に財団での調査などを踏まえて、ご説明いただ
ければと思います。

○弓野 私から簡単にロングステイの課題、現
状について説明させていただきます。こちらに
いらっしゃる皆様は、ロングステイの定義とい
うものはよくご存じだと思いますが、ロング
ステイで大事なことは、1ヵ所に長く滞在してそ
の地域での生活や文化に触れるということです。
そして、そこで交流をして社会親善をする。そ
れを目的としたのが、旅行とは違うロングス
テイである、ということです。海外であれば2週
間以上、国内であれば1週間以上というのが、
ロングステイ財団で定義しているところでござ

います。旅行が、非日常空間の非日常体験、と
いうものであるなら、財団が推進しているロン
グステイは、非日常空間の日常体験ということ
になります。日本人の旅行特性については、皆
様よくご存じかもしれませんが、まず市場の構
造としては、観光レクリエーション、帰省とい
った個人の行動パターンが圧倒的に多くなりま
して、以前多かった法人旅行、団体旅行という
ものが減ってきています。目的については、そ
れほど年々変わっているわけではありませんが、
慰安旅行、名所旧跡、こういった目的を考えて
らっしゃる方が非常に多いです。あと、宿泊レ
クリエーションの出発日を見てもみると、60代、
70代になると当然時間の余裕ができますから、
平日、月曜から木曜という旅行形態もでて
きますが、日本の旅行形態は、残念ながら週末
パターンです。現役世代の方々はどうしても平
日に休みが取れないということで、週末に偏る
ということですね。これが一つの特徴です。そ
れから国内の旅行回数、および宿泊数ですが、
これが実は、長期滞在を推奨している財団の悩
みなのですけれども、2007年から2016年を見
ていただくと、宿泊日数はほぼ横ばい、そして
旅行回数も年に1.39回と、こういう状況でござ
います。そんな中、観光立国ということでイン
バウンドのお客様への対応を求められているわ
けですけれども、日本人自身が旅行に行ってい



ないと、そういった感性も生まれないのではないかなと思っております。

続きまして、ロングステイ市場の規模と特性ということで、簡単にお話させていただきます。今、海外のロングステイは推定で 161 万人です。1992 年に財団が設立された頃が 90 万人ですから、約 1.8 倍に伸びています。国内については約 850 万人の方が長期滞在をされています。これは、宿泊を伴う全交流人口が 3 億 2000 万人弱ですから、その中では 2%程度の市場です。もしいろいろな環境等が整えば、この 2%が 10%に伸びる可能性もあると思いますし、マーケットの伸びしろは十分あると思います。あと 6 泊以上のレジャー旅行者数の推移と国内旅行者の人口の推移をちょっと見ていただきます。この下の方のグラフが、ロングステイ推定人口、そして上の方が、総国内旅行者数（宿泊を伴う部分）というものが描かれております。見ていただくと分かるのですが、6 泊、7 泊、8 泊以上というものが、2016 年、2017 年で比較すると伸びつつある。この統計には、3 泊、4 泊の数字が入っていませんが、逆にこちらは減ってきております。日本人の旅行パターンの中に若干、長期での旅行形態が芽生え始めているというように捉えていただければいいと思います。

その増減を数字で表したものがこちらです。2017 年の 3 泊の旅行で交流人口を見ますと、3 泊が対前年で 96.6%、4 泊が 94.6%と下がっています。逆に 6 泊以上が 10.6%と非常に大きな伸びを示しています。これから長期滞在を推進していくには大きなうねりになるかもしれませんし、今後の民泊とか古民家などが増えてきますと、さらに期待できるのでは、と思っています。あと、特徴的なことを簡単に申し上げますと、海外も国内も同じような流れですが、海外はやはり 3 ヶ月以内の滞在が全体の 65%くらいを占めます。一方で国内は 1 週間から 2 週間未満というのが、ひとつの限界となっているようで、比較的短期の旅行が中心になっています。希望滞在期間をみてみますと、1 週間以上、2 週

間未満が 41.4%、海外で希望の多い 1 ヶ月、2 ヶ月未満は 10%弱でございます。そういう意味においては、海外と国内のマーケットを比較した場合、多少傾向も変わってくるということです。

国内のロングステイの人気地域ですが、こちらを見れば歴然で 1 位沖縄、2 位北海道が毎年変わらずです。4 位にある長野県を含めて考えますと、ロングステイ先として人気があるところは気候が良く、自然が素晴らしい、そしてどちらかというと避暑、避寒という観点で、沖縄、北海道が人気の地域となっています。ちょっと注目しているところでは、割と近いところで静岡なんか非常に頑張っているというところですね。あと国内のロングステイの目的、そして過ごし方ですが、私どもでアンケートを取ったところ、こういう結果になりました。圧倒的に多かったのが、周辺観光です。そして、せっかくゆっくり長期で滞在するということでリフレッシュですね。そして、ロングステイはあくまでも移住ではないということで、「好きな地域に住んでみたい」という意見も 3 位に入っております。意外と趣味、スポーツとか、あとは体験学習のようなものは、それほど高い数字にはなっておりません。

決定基準もご紹介していきますと、ほぼこの 5 つに集約されます。特に世代別でみていくと、60 代後半は退職後のライフスタイルということもありますが、まず気候の良いところを選ばれます。後は若い人たちは地域での好感度、ということです、先ほど大野さんのお話にもありましたが、若い人たちは地域の魅力に惹かれて、そこで長期滞在していく、という傾向がみられるようです。当然、長く滞在するわけですから、住宅環境とか利便性といったものも重視されています。

続きまして、国内ロングステイの居住施設タイプを見ていきますと、圧倒的にコンドミニアムタイプが選ばれています。いわゆる家具付き、リビング等もある賃貸アパートメントスタイルですね。その次がキッチン付きのホテルです。

古民家、町家などについても人気はあると思いますが、まだ全体の需要と供給の関係でいけば、供給力がないということもあって、この数字になっています。多分、今後は数字があがっていくのではないかと考えています。

ロングステイの滞在費です。こちらはロングステイの経験者からとった数字ですが、皆さんだいたい、ロングステイの予算を組んだ場合、一番多いのが、10 万から 15 万未満ということですね。今後マーケティングの中で、ロングステイを拡大していくためには、この予算内で 1 ヶ月の滞在ができる仕組みを考えていくことが重要なのかなと思います。

ロングステイのキーワードということでご紹介しますと、気候、強い文化性、これは先ほどの人気調査で京都が 3 位に入っていましたが、特徴ある文化や歴史のあるところ、食、地域の中におけるコンテンツの豊富なおところ、そしてロングステイの魅力でもあります、知る、学ぶ、体験する、ということが可能な地域。あとは自然。グリーンツーリズム的な意味合いでいくと、自然とか歴史資源など、周辺観光が可能なおところ、そういったものがキーワードになってくると思います。財団としてはそういった地域の交流を増やし、仲間を増やしていくことも重要な要素だと思っています。あとは、今後のお話でも出てくると思いますが、大事なのは地元の受け入れ態勢ですね。他の地域から来られる方を迎える態勢づくり。合意形成とも言えますが、地域一体となった連携態勢作りが、成功していく要因ではないかと思います。最後に、実際ロングステイを阻害する要因はなにか。アンケートを取っていくと、次の 3 つの要因に集約されます。

一番多いのは、1 週間、2 週間などの手頃な期間の家賃制度がないことです。また、ご存知の通り、海外においては 1 部屋 1 料金制になっていますけれども、日本では 1 人いくらという料金体系が主流ですので、家族で旅行に行くことが予算的に厳しくなります。続きまして、長期

滞在ができる施設の情報がなかったり、入りが難しいということ。この辺は今まで障害になっていましたが、インターネットの発達で解消されているのではないかと思います。3 番目は滞在施設がない。財団が国内ロングステイを推進していく上で、これが最大の悩みだったわけですが、今後は民泊、古民家といった供給の動きがでてきていますので、それに大きな期待を寄せているところです。以上、簡単にご説明してきましたが、国内のロングステイというのは大きな伸びしろがありまして、阻害要因というものを取っていくことでこれからどんどん変わっていく、と思います。私たちが推進しているのは、新しいライフスタイルですので、ライフスタイルを変えていくにあたり、こういう条件をクリアにしていくことが大事なのかなと考えています。

○大下 ありがとうございます。今のお話の中にもございましたが、どんなことをやっているかという点、1 番目が観光、2 番目がリフレッシュ、3 番目が好きな地域に行くということでした。先ほどからお話がでて、地元の人と交流する、特に農泊などではそれが目的のひとつとなっているということでしたが、今のお話では、その辺は 6 位、7 位あたりであるということですね。また泊まりたい施設としては、古民家はまだ数字としては低く、伸びしろがあるということでした。そのあたりについて、井上さんご意見をお願いします。

○井上 ロングステイという視点でいくと、観光ではなく生活ということですね。リピーターもいて、そこで生活したいということだと思います。観光も 1 回行くと飽きるでしょうから、そこで生活して楽しいと思えることが大事なのだと思います。その意味で、外国人の方にとって、古民家というものは落ち着ける環境ですし、日本人の方のロングステイにも、古民家は向いているのではないかと思います。ですが、今どきのことから、食事は椅子とテーブルでしたいでしょうし、そういう環境さえ整えれば、

古民家はロングステイに向いているのでは、と思いますね。

○大下 ありがとうございます。大野さんはいかがですか？

○大野 興味深くお話を伺いました。私は先ほども申し上げました通り、農泊、地方泊をどうするかという観点で考えてきました。今の統計は日本人の動向でしたが、今後市場として注目していくべきはインバウンド、外国人の受け入れも考えたところで、ぜひロングステイ財団の皆様にも研究、データ等をご提供いただければありがたいなと思いました。また、先ほどのお話にもありましたが、ILOの132条、いわゆるバカンス法ですね。バカンス法がないので、ロングステイにならないし、日本の働き方、休み方が変わらないと言われていましたね。これが先進国の中で日本だけだということで、今後変わる可能性もあるのかな、と思いますが、なかなか働き方の習慣というものは、法律も含めて一朝一夕には変わらないと思うんですね。ですが、インバウンドが増えて、海外の方がそういう楽しみ方をしているのを見て、日本人の方もそれをやってみたくなるのではないかと、という雰囲気を感じています。ですので、外圧によってバカンス法が批准される、採択される可能性もあるのではないかと思います。日本人だけが一生懸命働いて、インバウンドの皆さんが日本中を旅行して楽しんでいると、それを日本人もやっ

てみたくなる、という流れになるといいなと思いますね。

○大下 インバウンド客に学ぶというご意見はとても面白いですね。日本人ほど働きすぎのところは他にないと私も思います。働き方改革とはまた違う論点になっていますけれど。本来はインバウンド客に学ぶという観点を入れてもいいのかもしれない。

おっしゃるように、ロングステイをやる時に観光に行きますという話はあまりないと思うので、メディアを通じて、インバウンドの方の過ごし方を知るうちに、ああ、こういう遊び方もあるのか、と学べる時期にきているような気がします。そうすると古民家の需要も増えるかもしれません。今は東京などでも檜原などの古民家に移住される方が増えているそうです。それはなぜかというと、地域としてのいいイメージがあることと、何かあったらすぐに帰れるという距離感です。その意味でどうしても島などは不利になります。山の中とはいえ、東京の檜原とか日の出などは時間をかけずに戻ってこられるという点が大きなポイントだと思います。弓野さんは先ほど、まだまだ伸びしろがあるとおっしゃいましたが、まさしくその通りだと思います。

それでは連携、コラボレーションが考えられる分野ですね、何と何をかけ合わせれば、ロングステイになっていくのか。先ほどからいろいろなヒントがでていると思いますが、地域全体



がロングステイというものもあるでしょう。あるいは教育とロングステイをかけ合わせるという話もありました。あるいは健康と観光、湯治などのスタイル。何をターゲットにしてどんな分野であれば、これから伸びていくのかなど、今後有望視される分野ということを、皆さんにお伺いしたいと思います。そして、逆に注意しなくてはならないことも聞いていきたいと思います。井上さんからお願いします。

○井上 先ほど別室で先生とお話していて、最近島に行かれていたということを伺いました。僕は花粉症がかなりひどいので、花粉症の時期は島に行けばいいのか、ということに気付きました。僕はスギ花粉のアレルギーですが、島には杉は少ないですね。

○大下 はい。まったくございません。

○井上 島にも古民家がありますよね。

○大下 古民家しかございません。

○井上 そうですね。この時期に島に行くと、もっと仕事ははかどるな、という気がいたしました。古民家というのはやはり、田舎にしかないものですから、田舎にはおじいちゃん、おばあちゃんが多いですね。都市の場合は、健康ツーリズムとかいろいろありますが、やはりロングステイとコラボレーションと言うと、地域

のおじいちゃん、おばあちゃんがどれだけ働いてくれるかが大事だと思っています。おじいちゃん、おばあちゃんたちが働いて、どんどんお客さんを受け入れてくれないと、古民家でのロングステイというのはできないのではないかと、思います。また政府が「地域おこし協力隊」へさらに力を入れていくという話を聞きました。でも、地域おこし協力隊の定着率って3割くらいです。7割は辞めています。それは当たり前と言え当たり前で、行政で人を雇って、3年経ったらそこで働け、つまり独立しろということなのですが、本当は行政でやるべきことではないと思いますし、独立しろと言うなら、協力隊に経営を教えてあげないといけないと思います。補助金で3年間はやっていけたとしても補助金がなくなれば、そこで生活は続けられない、ということです。シルバーの方に働いてもらうことと、若い人に経営を教えること、その二つが地方でできたら、農泊や民泊などの宿泊施設も成り立つのではないかと思います。やはり民泊も経営ですから。そういうことが非常に大事ではないかと思いますね。

○大下 ありがとうございます。先ほどの島の話ですが、島によっても違いがありますのでお断りしておきます。私が出かけたのは三宅島でして、三宅島では、85歳以上の方が、70代の人に「若者が頑張らないといけない」と言っているような状況です。50代もおりません。私なんか行くと、赤子が来たと思われるような状況でした。ですからおじいちゃん、おばあちゃんが頑張る、というお話は非常によくわかります。

○大野 今日は一貫してインバウンドのお話をしようと思うのですが、今は観光庁のアドバイザーもなさっていますデービット・アトキンソンさんが、2015年に上梓された本で『新観光立国論』というものがありました。インバウンド政策をずっと進めてきた観光庁の皆さんは、おそらく東京五輪の誘致活動の影響もあるのでしょうけども、「日本はおもてなしが素晴らしいから、おもてなしの精神で外国人旅行者を迎えよ



う」という漠然としたイメージを持っていたところに、イギリス人の元証券アナリストのアトキンソンさんが、いや、そうではないと指摘しました。わざわざ高い金を払って、時間を割いて、海外から日本に来る理由は4つしかない、それが自然と気候と食事と文化です。おもてなしを期待して日本に来る人なんて一人もいない、と書かれていて、観光庁さんが衝撃を受けたというエピソードがあります。

この分析は私も共感するところでして、やはり何を見に来るのかといえば、やはりこの4つなのだと思います。特にヨーロッパ人がこうだということですから、その辺は日本人の感覚とは異なるのかもしれませんが、まず、自然。自国にはない自然の景観を見に来るということ。それから気候が違うところへの興味。寒いところに住んでいる人はやはり暖かいとこに行きたいし、雪を見たことがないタイの人が長野や北海道に出かけて、雪を見て楽しんでいるという例もあります。それから食事。これも必要な要素です。そして歴史と文化。この4大要素を目的にするのだと思います。アトキンソンさんは、日本はすべての要素を持っている、なかなか稀有な国であると言われていて、観光庁の方々もはっと気づかされたということでした。確かにアジアでの観光の入れ込み客数として、先ほど紹介したタイ。こちらは年間3500万人くらいのインバウンドを呼んでいるのですが、タイは二つの要素しかありません。気候と歴史・文化ですね。温暖な気候でビーチリゾートがあると。もちろんタイ料理も有名ではありますが、主にはビーチリゾートと仏教文化でインバウンドを呼び込んでいる。これは国として、明確に戦略を打ち出してやっておられます。日本は今までそういったことがありませんでした。それを今、すごい勢いで整理して、すごいスピードで和食ブームを世界中で作り出していますし、北海道から沖縄までの多様な気候があり、それに伴う自然、そして里山、農泊という流れになっていると思います。そして里山に行くと必ず文化が

ある。

それをふまえると、かけ合わせる異業種のベアシックなものとしては、先ほどの4大要素が非常に参考になるなと思います。気候と自然と食事と文化。これにプラス、ロングステイの観点でなにかを、という話だと思いますので、インバウンドの皆さんが何をしているか観察すると、ロングステイの皆さんにも大きなヒントになるのではないのでしょうか。

先ほども少しお話しましたが、湯治は非常に有効だと私は思っています。ウェルネス・ツーリズムの分野というのは、元々日本の文化にあったものですから。今は少し廃れていますけれど、改善すれば、生き返るのではないかと思います。特にアジアの中産階級、いわゆる中間所得者が増えている国々、例えばベトナム、中国もそうですが、そういった国は日本の1980年代と同じような行動を取っているという統計が出ています。皆さん一様にお金があって、食習慣が代わって、成人病になる。そうすると健康に関心が行くというデータがはっきりと出ています。インドネシアなどの人口が多い国になると、中間所得層もかなりの数ですし、皆さん同じ関心を持ちますから、ウェルネス・ツーリズムがすごく有望な市場になるかもしれない。日本が皆さんのニーズにあったものを提供できると、非常に有効ではないかなと思います。そして農泊においては、皆さんやはり交流を求めています。地域の人たちとの交流、人との交流というのも、ひとつの掛け算の要素ではないかと思います。

○大下 ありがとうございます。アトキンソンさんの4つの要素の話をいただきました。ベースとなるのが、自然、気候、食事、文化の4つ。そこにうまくのっかっていく、掛け算で出てきた交流、ウェルネスというキーワードも出ました。あるいはターゲットという話では、インバウンドに学ぶということですね。お話を聴いていますと今後の可能性が広がっていくような気がいたします。では、弓野さんいかがです

か。

○弓野 こういう仕事柄、海外のロングステイ先に行くこともございまして、マレーシアやタイなど、ロングステイの人気デスティネーションではインフラ整備も含めて、いろいろ態勢を整えています。先ほどのアトキンソンさんの4大要素というのをきちんと兼ね備えて、それらが自然の中にあるという意味では、やはり日本は恵まれているなと感じます。ですからその4大要素をうまく磨くと言いますか、その分野、業種がそれをしっかりサポートしながら、滞在する目的を明確化して、それを拡大していく。今までは、1泊、2泊の旅行形態で考えられていた地域の旅行産業そのものを意識改革していく。その中に活動とか、アクティビティとか、体験型を加えていくことで、ひとつ大きなうねりが出てくるのではないかと感じます。また、私自身はドイツに長年住んでいたことがあるのですが、ドイツと日本では国立公園の使い方、整備の仕方というものが大きく違います。やはりヨーロッパ、欧米諸国の観光というのは、世代間を問わず、小さい子から老人まで楽しめる、そういう環境づくりがされていて、トレッキングなどにおいても、いろいろなレベルで楽しめるコースをちゃんと用意している。ですから家族でロングステイをできる環境がヨーロッパは多いと実感した次第です。あと、文化財についても、日本は素晴らしいものをもっていますが、ストーリー性を持ったアクティビティにしていないというのが、もったいない所だと思います。ですから、そういうことに携わっている方々、業種と連携していくのも面白いのではないかと思います。

国内のロングステイの阻害要因というのを先ほど申し上げましたが、その阻害要因を解消していくための連携も必要かと思えます。地方などで問題になるのは、2次交通の問題ですね。そこで滞在して、楽しむためにも交通の問題が出てきます。1日に1本とか2本しかないような状況の中では、現地での楽しみ方というの

も減少してしまいますから、2次交通の問題を解消できるような連携ですとか、あとは長期滞在ということでは古民家さんとか、民泊さんとかもありますね。あと、ここで紹介させていただきたいのが、シェアリングビジネスの領域です。ホテル、民泊、古民家など、そういったところに広がっていく可能性も十分ありますが、その中に定額制の多拠点コリビングサービスというのをやっているところがあります。月額4万円で利用可能なサブスクリプション型の多拠点居住というシェアリングサービスですが、月に4万円を払っていれば、各地の施設を利用できるようなサービスを構築して、スタートしようという、そういう動きもあります。ですから、そういう所のノウハウを農泊さんとか民泊さんなどとも共有し、うまく活用していけば、全国津々浦々に、そういう拠点ができてくる可能性もございまして、おもしろいのかな、と思います。

後は、リゾート型とか飲食店サービスの部分も、欧米系のインバウンドを取っていくのであれば、ニセコの例を見ればはつきりしておりますけれども、滞在先での夜の楽しみ方を強化していくことも、日本の地方では必要なかと思えます。6時を過ぎると、ほとんどシャッターが閉まってしまうような場所に欧米系のインバウンドを誘致、というのはなかなか難しいでしょうし、そういった面での態勢作りについても、うまく連携して補完していければ、おもしろいかと思います。

○大下 ありがとうございます。この間、島に行きましたが、夜の楽しみは何にもありませんね。もう、真っ暗。それでも地元の人たちが訪ねてきてくれたりすると、そこで盛り上がるということもあります。よく沖縄の島などでは地元の人が夜に旅人と交流するということもありますし。夜の楽しみのひとつに地元の人との交流がある、という形があれば、農泊、民泊などではいいですね。大野さん、そういう時、受け入れ側の問題点などはありますか？

○大野 いわゆるナイトタイムエコノミーの話
をされていると思うのですが、つまり、飲み会
ですよね。お酒を飲むと。農家民宿さん、ホー
ムステイ型、同居型の施設などの場合、夜、飲
み会になってお酒でもてなした場合、お金をど
のようにもらえばいいのか、というのが非常に
悩ましい課題となっています。ホテルや飲食店
ですと、値段があって、これはいくらと決まっ
ているのですが、結構盛り上がってくると、お
父さんが秘蔵の酒を出してきて、「一緒に飲もう」
ということもよくあります。秘蔵じゃなくても、
これは地元の酒でおいしいから飲もう、とか。
そういう、友人としての交流に近い入り方をし
た場合に、どのタイミングでお金をもらえばい
いのか、お母さんが後で困るという話はよく聞
きます。これのひとつの解決法としては、貯金
箱を置いておいて、「ご寄付をお願いします。
1000 円以上ひと口で」と書いておくというこ
ともあります。後で、「俺が出した酒は 3000 円だ」
と言われると、お客さんも引くじゃないですか。
「あれ、友人みたいな交流だと思ったら、急に
金の話になった」ということになって、その場
の空気も悪くなる、ということが農家民宿では
あるようです。

○大下 ありがとうございます。具体的な話
が出ましたが、私も体験したことがございま
す。いろいろな話が盛り上がって、「おいしい
ですねー！」と喜んだら次から次へと出てく
る。「こっちはどうだ、あっちはどうだ」と。
しまいには味噌が出てきたりして、このままい
くと高血圧で死んでしまうと思いましたが、お
いしいと言うと、地方の人はどんどん料理を出
してくださる。その辺の料金システムは難しい
ところがあるでしょうね。ありがとうございます。

注意点としてひとつヒントをいただきました
が、これから課題に対して、どのように対応し
ていけばいいのか、その辺を話し合いたいと思
います。先ほど、弓野さんのほうから課題をま

とめていただきましたが、家賃制度がないとか、
施設の情報がうまく伝わっていない、あるいは
適した滞在施設がないなどの問題提起でした。
その辺りも含め、今後どのような展開が必要な
のか、という点についてご意見をいただきたい
と思います。

○弓野 今後の展開を考えますと、どうしても
地方自治体に頼らざるを得ない部分もございま
すので、民間と自治体との連携をしっかりとやっ
ていくということだと思います。そこで注意し
なくてはいけない点が、ひとつの地域、市町村
だけでは今議論している内容の実現が難しいケ
ースがでてくるのでは、ということです。最近、
広域観光という言葉がよく出ておりますけれど
も、広域観光という意味も含めて、広域でイン
バウンド及び国内ロングステイを増やす、拡大
するということを日頃から注意していくことが
大事かと思います。言葉を変えれば、自治体を
超えた連携といえますか、大きな面で、点から
面で滞在型を推進していく、ということが重要
だと思います。その中で、地域との合意形成。
これをどうしていくか、ということに注意して
対応していく。それをやるのが、観光の世界
で注目されているオーバーツーリズムの解消に
もつながっていくと思います。その意味におい
ては、あくまでも地元社会への還元、地域活性
化のための観光ロングステイといった主旨・目
的をしっかりと持って活動できる、分野、業種
との連携をやっていくことがベストではないで
しょうか。

○大下 ありがとうございます。井上さん、
いかがでしょうか？

○井上 古民家の視点でお話をさせていただ
くと、古民家の改修って、もともと「家は夏を旨
とすべし、冬はいかなるところにも住まる」と
いう言葉にある通り、夏を重視しているので、
冬は寒いです。ですから、改修する人も多くい
らっしゃいます。床や天井や壁というのは、簡

単に温かくできます。そんなにお金もかかりません。けど、それだけやって窓をまったくやらない方が多い。そして実は、窓が一番寒い。古民家というのは窓が広いので、「あのガラスがいいよね」と窓を変えない。でもそのままにしておくと、ほとんど、吹きさらしと変わらない状態になります。黒色の外付けサッシというのを付けると、古民家ってだいたい黒いものですから、外からもそんなに目立たないし、温かくなります。中から見ても窓の風景は変わりません。

そして、先ほど弓野さんがおっしゃった通りだと思うのですが、基本的には住民と自治体が一生懸命やらないと、ホームステイはできないと私は思います。先ほど農泊のお話で、500 地域を活性化するということが出てきましたが、自治体は全部で 1700 ちょっとあるわけですから、1200 ちょっとの自治体は捨てると言っているようなものだと思えます。来年度の観光庁の予算をみていると、170 億円くらいを DMO に当てる、DMO にしか金を出さないと言っています。DMO になっていない観光協会にはお金を出しませんということですから、捨てられるところと生き残るところが、これからはっきり分かれるのではないかな、と思います。

○大野 既にご指摘がでている話になりますが、オーバートーリズムの問題は今、京都が直面していまして、既にシンポジウムが開かれたり、いろいろな対策が打たれ始めたりもしています。確かに京都市内のバスや公共交通機関は支障をきたしている状況です。そうすると、おそらく京都では今後、人数を制限するために単価がどんどん高くなっていくと思います。ですから、お金を持っている人しか行けない場所になるのだろうと思っています。

オーバートーリズムは地方においても気を付けなくてはならない部分でして、やはり地方の身の丈、サイズにあったキャパがあると思いますし、その部分に2次交通の問題も大きく関わってくると思います。海外でも左ハンドルの国とか、アジアの国で何度も日本に来ている方は



レンタカーで移動するケースもあるようですが、そうではない場合、地方に来るといきなり交通が不便になる。「来たはいいけど、移動できないじゃないか」という状況は問題ですし、魅力はあるけど、移動できないので敬遠されるということにもなります。2次交通の問題は、今後取り組むべき課題であると思います。ではなぜ、2次交通が進まないかという点、地元のバス、タクシー会社が反対してシェアリングエコノミーのような交通は拒否されるのです。でもコミュニティバスを走らせたり、観光タクシーを低額で運行させたりするかというと、採算が取れないのでそれもやらない。それが非常に大きな問題となっています。

自家用有償運送法などを拡張して、観光客にも適用するという方法があるのですが、こういうことをしないと、なかなか皆さん地方に足を運ばなくなって、京都や東京などがオーバートーリズムに陥ることが考えられます。6000万人を目指してずっとやっていくと、東京も大阪もオーバートーリズムになると思います。既に銀座などでは、観光客がかなり増えてきていますし。その解決のためにも2次交通問題に取り組む必要があります。東京は十分な交通機関がありますが、地方ですね。タクシー、バス会社さ

んとの話し合いにおいて、新しい交通手段を確保することが、有望な分野かなと思います。

私はずっと地方の観点でお話をしていますが、地方では量ではなく質です。質の良いリピーターのお客さんをどう確保するかということが重要なので、この観点でいろんな整備をしていくべきだと思います。先ほど基調講演でもご紹介しましたが、集客をしていくための IT の活用がものすごく遅れているので、この分野にも積極的に取り組んでいかないといけない。地方のロングステイにおいては IT の取り組みが非常に重要だと思います。そして DMO です。DMO ですら、年限があつて補助金がでる期間が決まっています。ですからその期間を過ぎたら、DMO はどうなるのか、ということもあります。申し訳ないのですが、観光協会に毛が生えたような DMO も結構多くて、実際に集客できないところも多いと聞いています。つまり、お客さんを分析し、地域の魅力を発信してお客さんを呼び込むという、DMO 本来の機能が果たされていないということです。でも、これから皆さんが地方に目を向けて、地方の農泊連携を指導していく立場になると、DMO が生きてくるし、活躍の場もあるし、地域活性化のためのキーマンになっていくわけですから、私たちも DMO にはすごく期待をしていますし、不安も持っている、という状況です。

○大下 それでは、パネルディスカッションの総括をさせていただきます。今日の話は三つございましたが、まず、掛け算の法則ということでお話をしました。アトキンソンさんの例も出ましたが、インバウンドでいくと自然、気候、文化、食事といった4つの要素に加え、これから出てくるであろう、人との交流という話があります。あるいは健康、ウェルネス、伝統的な湯治という話も出ました。さらには体験、教育旅行ということも前半の研究発表の中でいただいております。そういったものが掛け合わされるということです。

もうひとつはターゲットの話です。ターゲッ

トで出たご示唆としては、やはりインバウンドを意識していかないといけないし、日本人は働き方、遊び方などをインバウンド客に学ぶというお話も出ました。さらに、日本の中でシニア層というイメージが付きすぎるよりも、若者へのアピールをするべきではないかというお話もいただきました。掛け算というのは、掛ける数字の中に0が入ると、答えがすべて0になってしまうので、ターゲットというものと、基本要素、プラスアルファの要素、これらを掛け算で表してみたら、どの要素にも何か中身がないと答えは出てこないわけです。そういうことを、今回ご示唆いただいたと思います。

また、地域の活性化ということも、ロングステイの場合は非常に大きな要素になってまいります。また持続可能なものにはならないということから、適正容量とスピード感を考える必要があります。集落の大きさや地域の大きさに合わせて、容量というものは出てきますし、やはり急にたくさんの方が来たら、うまくいかないと思いますので、その辺も合わせた適正容量と速度を守っていきながら、進めていく方の「進化」と、深めていく方の「深化」、その両方の「しんか」を遂げられる先進的な地域がいくつか出てくるか、ということだと思います。

先ほど、農泊のお話で500地域作られるとい



うことがありましたが、その中でも、優良な所と、うまくいかなかった所と出てくると思います。このロングステイの学会の中でも、要因分析し、特に失敗に学ぶということも必要かと思っています。なかなか、やりにくい部分もあるのですが、何か問題点を抱えているところは、それをクリアできるよう、研究を深めていただけるような学会になればと思います。そうしますと、ロングステイそのものも拡大していく要素が出てくると思います。

そして三つ目としては、それを進めていく中での課題について、制度的なお話をいくつかいただきました。さらにプロモーションがいかにか大事か、というお話もありました。そしてなによりも受け入れ環境整備、この三つの要素が必要であるというお話をいただいたと思います。古民家を直すということについても法律がありますし、民泊を勝手にやるわけにはいけません。民泊をするためには、それに応じた造り変えをしていかなければなりません。あるいは国立公園の話もいただきました。昭和初期に日本に国立公園法が作られたときは、今でいう厚生労働省が管轄でした。今のように環境省ではなかったので、国立公園でもいろいろなアクティビティ等ができましたし、ミルクホールみたいなものを建てたり、外国人観光客を誘致するために国立公園を作った場所もありました。しかし、いつの間にか、国立公園は環境保全のため、手を付けてはいけないということになりました。三宅島などはほとんど国立公園ですから、ほとんど使えません。倒れた樹木も勝手に取り除くことはできないなど、厳しい法律があるようです。

休み方についても、いくつかの制度的なお話が出ました。そういう部分は、学会としてPRしていかなければならない部分もありますし、すぐには変えられないとしても、発信は続けていかなければならないね、というお話でした。

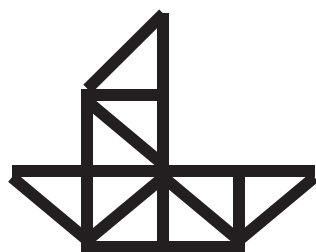
いわゆるプロモーションのアピールの仕方で全く違う、あるいはターゲットによって違うと

いうことも出ました。古民家の情報を英語でまとめたらヒットするかもしれませんので、伝えるべき人に対して、いかにプロモーションをしていくか、ということの重要性です。そして、最後の重要なのが受け入れ環境の整備です。どんな方に来ていただくかによって、今までのルールをあちこち変えなくてはならないというお話があったり、あるいはDMOのお話もありました。農泊、あるいは空き家をうまく運営したり、さらにはテクノロジーをうまく使い、地域の中で、生涯現役で楽しみながら働ける人、協力できる人を増やすことも必要です。

以上で本日のパネルディスカッションのまとめにさせていただきます。皆様のご協力のもと、無事務めることができました。パネリストの皆様には拍手をお送りください。どうもありがとうございました。



分科会活動報告



一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究

Longstay Promotion by Convenience Improvement of Temporal Return

花井友美*、野口洋平**、金振晩*

HANAI, Tomomi, NOGUCHI, Yohei, KIM, Jinman

海外ロングステイヤーはロングステイ先と日本とのあいだを頻繁に往復する。また、滞在国内での旅行や第3国への海外旅行をすることもある。こうした往復や移動にあたっては、渡航の目的、距離・時間に関係なく、共通してほぼ同じような手続きや書類が必要であり、その上で国・地域ごとの対応が求められる場合がある。海外ロングステイの推進においては、こうした手間やリスクを最小化し、あたかも“ボーダーレス”にロングステイ先と日本とを往復でき、ロングステイ先から別都市や第3国へ移動できるよう、諸条件を整備していくことが望まれる。そこで本研究では、日本における海外ロングステイ先の第1位であるマレーシアを取り上げ、海外ロングステイヤーが日本との往復及びロングステイ先から別都市や第3国へ移動にあたり、どのような旅行障壁を認識しているかを分析した。具体的には、マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査とマレーシアに滞在経験のある日本人ロングステイヤーへのアンケート調査を通じ、需給の両側から質的・量的に現状の把握を試みた。その結果、マレーシアの日本人ロングステイヤーは、旅慣れた人が多く、日本への一時帰国における「入出国審査・税関」手続きや2国間の通貨を所有することによる「決済方法」に関する旅行障壁の認識度はそれほど高くないことが分かった。しかしながら、そのようなロングステイヤーであっても、税関手続きの流れや入国審査の時間、空港内の案内については、十分に満足しているとはいえず、改善の余地があることが示された。

キーワード：マレーシア、ロングステイ、一時帰国、旅行障壁、ボーダーレス観光

1. 目的

基本的に、海外ロングステイヤーの生活の基盤は日本にあり、彼らはロングステイ先と日本との間を頻繁に往復する。ロングステイ先と日本との往復にあたっては、渡航の目的、距離・時間に関係なく、共通してほぼ同じような手続きや書類が必要であり、その上で国・地域によって追加的な対応が求められる。海外ロングステイヤーの往来においては、こうした手間やリスクが一定の制限や制約を与える可能性がある。また、海外ロングステイヤーは、ロングステイ先を拠点として滞在国内での旅行や第3国への海外旅行を楽しむことがあり、その移動においても、同様に手間やリスクが発生する。海外ロングステイの推進においては、こうした手間やリスクを最小化し、あたかも“ボーダーレス”にロングステイ先と日本とを往復、ロングステイ先から別都市や第3国へ移動できるよう、関連する諸条件を整備していくことが望まれる。

そこで本研究では、その取り掛かりとして、海外ロングステイヤーが一時帰国や海外ロングステイ先での旅行時に認識している旅行障壁（不便さや煩わしさ）を整理し、関連課題を提示することを目標とする。

2. 先行研究

(1) 日本人ロングステイヤーの概況

ロングステイとは、海外においては「生活の主たる源泉を日本に置きながら海外の1カ所に比較的長く滞在し、その国の文化や生活に触れ、現地社会での貢献を通じて国際親善に寄与する海外滞在型休暇」の総称である（ロングステイ財団，2019）。最低滞在期間は原則として海外の場合は2週間とされている。「ロングステイ調査統計2019」によると、59歳以下と50代のロングステイ推定人口は、過去5年間連続で増加している。また、アンケート調査の結果、調査対象者の33.7%が海外ロングステイに「関心がある」と回答しており、日本人における関心の高さがわかる。

また、ロングステイ経験者とロングステイに関心の高い層の未経験者のロングステイ希望国・地域のランキング（表-1）によると、第1位はいずれもマレーシアであった。

そこで本研究では、日本における海外ロングステイ先の第1位であるマレーシアを取り上げ、マレーシアの日本人ロングステイヤーが日本との往復等の移動にあたりどのような旅行障壁を認識しているかを分析することを目的とする。

表ー１ ロングステイ希望国・地域のランキング

ロングステイ経験者		ロングステイに関心の高い未経験者	
国・地域	%	国・地域	%
1位	マレーシア 38.7%	マレーシア	49.2%
2位	タイ王国 30.7%	タイ王国	34.9%
3位	ハワイ 24.9%	ハワイ	27.5%
4位	フィリピン 17.0%	フィリピン	16.0%
5位	アメリカ本土 16.1%	オーストラリア	12.4%

出所：ロングステイ調査統計 2019

(2) ボーダーレス観光とは

海外旅行は、渡航の目的、距離・時間に関係なく、共通してほぼ同じような手続きや書類が必要であり、その上で渡航先の国・地域ごとの対応が求められる。国際観光が拡大する中でも、こうした手間やリスクについては改善の実感が少なく、スムーズな観光客の往来に一定の制限や制約を与えている可能性がある。野口・金・花井（2019a）は、こうした制限や制約を削減・廃止することで実現される、簡略化された手続きで海外に渡航できるストレスのない海外旅行について、国境等の境界線を意識する必要のないという意味で「ボーダーレス観光」と呼び、国際観光が拡大していく中「ボーダーレス観光」の実現が不可欠であると指摘している。また、野口・金・花井（2019b）は台湾と韓国の有識者へ行ったヒアリング調査から、「ボーダーレス観光」の実現をめぐる課題として、「入出国審査・税関」、「決済方法」、「二次交通」の三つの側面から旅行障壁を整理している。それによると、テロなどを踏まえた国際的な流れを受け、入出国審査や税関の手続きは厳格化の方向にある。一方で、旅行者の利便性という観点からすると、複雑な入出国審査や税関の手続きは待ち時間の増加や手続きの煩雑化をもたらす。そうした安全の保障と旅行者の利便性の確保の両者を満たしていくことが必要である。決済方法をめぐっては、台湾、韓国は、クレジットカード、電子決済の普及が進んでいる。特に電子決済については相互に利用可能な状態になることで利便性が高まる。ただし、異なる通貨間の決済については何らかの仕組みが必要である。二次交通については、大都市内の利便性が高いものの、地方都市内や地方都市については利便性に課題がある。これらの見解は、海外ロングステイの推進において

も同様である。海外ロングステイヤーの生活の基盤は日本にあり、彼らはロングステイ先と日本との間を頻繁に往復する。また、海外ロングステイヤーは、ロングステイ中にロングステイ先を拠点として滞在国内での旅行や第3国への海外旅行を楽しむことがある。そうした場面で生じる手間やリスクが海外ロングステイの拡大に一定の制限や制約を与える可能性がある。

そこで、本研究では「ボーダーレス観光」に関するこれまでの知見を参考にし、海外ロングステイヤーが一時帰国や海外ロングステイ先での旅行時に認識している旅行障壁（不便さや煩わしさ）を整理していく。

3. 全体的方法

海外ロングステイヤーが日本との往復及びロングステイ先から別都市や第3国へ移動にあたりどのような旅行障壁を認識しているかについて、日本における海外ロングステイ先の第1位であるマレーシアを取り上げ分析する。具体的には、マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査とマレーシアに滞在経験のある日本人ロングステイヤーへのアンケート調査を通じ、需給の両側から質的・量的に現状の把握を試みる。その結果に基づき、ストレスなくあたかも“ボーダーレス”にロングステイ先と日本とを往復、ロングステイ先から別都市や第3国に移動するために必要な諸条件を整理し、関連課題を提示する。

4. マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査

(1) 概要

現地サプライヤーへのヒアリングならびに現地視察を通じ、マレーシアに滞在する日本人ロングステイヤーの滞在目的や滞在スタイルについて実態を把握することを目的とする。

(2) 方法

実施日：2019年8月21日

ヒアリング対象：トロピカルリゾートライフスタイル株式会社 代表取締役 石原彰太郎氏
同 ツアー&MM2H マネージャー 松永朋子氏

(3) 結果

マレーシアを訪れる日本人ロングステイヤーの層は、①避寒目的の短期滞在者、②MM2H ビザ取得者、③資産運用目的の富裕層、④子どもの留学のためのマレーシア滞在の4つに分類される（表ー2）。①の割合が最も多いが、最近④の割合も増えてきている。

表ー２ マレーシアを訪れる日本人ロングステイヤーの層

	短期滞在者	MM2H ビザ取得者	資産運用目的の富裕層	子どもの留学のためのマレーシア滞在
ビザ	不要 ^{*1}	MM2H ビザ ^{*2}	MM2H ビザ／就労ビザ	MM2H ビザ／ガーディアンビザ ^{*3}
滞在期間	1 カ月～3 カ月の滞在	マレーシアで居住	日本で生活しているケースからマレーシアで働くケースもある	マレーシアで居住
メイン層	65 歳以上のリタイヤした夫婦もしくは夫のみ		富裕層	母子留学が多い
特徴	男性が中心。女性(妻)の場合、日本での友人関係が形成されており、それを離れることを嫌がるケースもある。一方で、男性(夫)の場合、リタイヤを機に新たな人間関係を構築するため、余暇を過ごすためにマレーシアを訪れる		富裕層が欲しがる海外のベース。資産分散が目的 ・ビザがあるので口座開設可能 ・MM2H ビザで就業はできないが投資は可能	子弟をインターナショナルスクール(中高校が中心、幼稚園から大学まで)に通わせるためにマレーシアに居住。大学は欧米の大学に進学させるケース(1・2 年生のキャンパスがマレーシアにある欧米の大学もある)もある
住居	コンドミニアムの短期契約が多い。Airbnb による民宿利用も増えてきている		コンドミニアムの年間契約(月額 7～12 万円程度)が多い。ペットを飼うなどの場合は一軒屋を借りる場合もある	
活動内容	のんびりと過ごすことが多い。ゴルフやマレーシア国内の旅行をして過ごす(海外旅行の場合はベトナム、タイが人気)	マレーシアで生活しながら、海外旅行にも積極的に出かける		
備考	最も割合が大きい	MM2H ビザの場合は入国審査時に専用ゲート(レッドカーペット)が利用可能。また、登録すればマレーシア人用の電子ゲートも使用可能		最近増加中

※1 旅行など観光目的でマレーシアに入国する場合、日本国籍のパスポートを持つ者には 90 日間以内の滞在中の場合 VISA (査証) が免除され滞在が認められる。

※2 「マレーシア・マイ・セカンドホーム」ビザ。最長 10 年間滞在可能な長期滞在ビザ。

※3 学生ビザ 1 つに対して 1 つ発行される。

このようにマレーシアがロングステイ先として望まれる背景には、ビザ取得のコスト・手間が少ないこと、物価の安さや税金の安さ、治安の良さ、日経企業が進出しているため日本人が暮らす上で必要なインフラ（日本食の店、イオン、伊勢丹等の日系のショッピングモール）が整っていること、そして日本人ロングステイヤー間のネットワークが充実していることなどが挙げられる。

また、マレーシア滞在中の日本人ロングステイヤーは、マレーシア国内をはじめさらに第三国への旅行を積極的に行っている。彼らは、旅行時は地元の旅行会社や日本の旅行会社（JTB、H.I.S など日本人対象の旅行会社）を使うことが多いが、最近では自分でインターネットを通じて手配するケースも増えている。また、マレーシアはエアアジアの拠点のため、安い航空券を利用して海外旅行ができるというメリットもある。

(4) 考察

前述のように、マレーシアは日本人が暮らす上で必要なインフラが比較的整っており、日本人ロングステイヤー間のネットワークが充実していることから、日本への一時帰国や海外ロングステイ先での旅行時に必要な情報やサポートの利用可能性は比較的高いことが予想される。

一方で、マレーシア滞在中の日本人ロングステイヤーは積極的にマレーシア国内をはじめ、第三国への旅行していることがわかった。現地の旅行会社を利用することもあるものの、日本人ロングステイヤー自身が自分でインターネットを利用して旅行を手配することも増えているという。従来、本研究で対象としている旅行障壁（不便さや煩わしさ）は旅行会社のパッケージツアーにより吸収されてきたが、観光の ICT 時代、個人の自由旅行時代に合った旅行障壁の除去の方法が模索される。マレーシア滞在中の国内・海外旅行においても同様であり、特に旅行会社を利用しない旅行者が、旅行の手配や二次交通の情報収集の際にどの程度煩わしさを感じているか理解する必要がある。

また、クアラルンプール国際空港の入国審査はマレーシア国籍を持つ者のゲートと外国籍パスポートのゲート（Foreign Passport）に分かれている。通常、日本からの旅行者は外国籍パスポートのゲートに並ぶが、時期・時間帯によっては長蛇の列となる。しかし、MM2H ビザを取得している場合は、外交官や国外移

住者用のゲート（Diplomatic／Expatriate／MM2H）を使い、入国することができる。また、ビザ保持者は登録すれば自動入国ゲート（e-gate）を利用することができる。つまり、ビザの取得の有無により、入出国審査の手続きにかかる手間や煩わしさが変わってくる仕組みとなっている。

5. マレーシアに滞在経験のある日本人ロングステイヤーを対象としたアンケート調査

(1) 概要

マレーシアに滞在経験のある日本人ロングステイヤーへのアンケート調査を通じ、日本人ロングステイヤーが日本との往復、ロングステイ先から別都市や第3国へ移動にあたりどのような旅行障壁を認識しているかを明らかにしていくことを目的とする。なお、本研究では、ロングステイ財団の定義に基づき、ロングステイヤーを「継続して2週間以上マレーシアに滞在したことがある者」と定義した。

(2) 方法

調査時期：2019年12月16日～2020年1月5日

調査対象者：マレーシアに滞在経験のある日本人47名（男性41名・女性6名／40代3名・50代15名・60代18名・70代10名・80代以上1名）

調査票の配布・回収方法：Web アンケート。トロピカルリゾートライフスタイル株式会社の協力のもと、同社メーリングリストにて Web アンケートへの回答を募った。

調査項目：マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査及び「ボーダーレス観光」に関する先行研究をもとに以下の質問項目を尋ねた。

- A) ロングステイ経験：2週間以上の滞在の経験の有無、最初の訪問時期、年間マレーシア滞在日数、滞在先、同行者、滞在理由、取得ビザの種類
- B) MM2H ビザ：取得時期、取得理由、取得による生活の変化、満足度
- C) 一時帰国時の旅行障壁：「マレーシア出国」「日本入国」時における入出国審査、税関手続き等に関する旅行障壁の認識度
- D) 一時帰国からマレーシアに戻る時の旅行障壁：「日本出国」「マレーシア入国」時における入出国審査、税関手続き等に関する旅行障壁の認識度
- E) 日本とマレーシアの往復時の旅行障壁：決済方

法、旅行の手配に関する旅行障壁の認識度、日本とマレーシアの往復頻度

- F) マレーシア滞在中の国内旅行（マレーシア国内）時の旅行障壁：旅行回数、旅行先、事前情報の入手可能性、国内旅行への不安
- G) マレーシア滞在中の海外旅行（マレーシア国外）時の旅行障壁：旅行回数、旅行先、事前情報の入手可能性、海外旅行への不安
- H) フェイスシート：性別、年齢、

(3) 結果

1) ロングステイ経験

調査対象者のうちロングステイ経験者は25名（53.2%）だった。以下、ロングステイ経験者を分析対象とする。

「2010～2014年（13名）」に初めてマレーシアを訪れた者が最も多く、初めてマレーシアにロングステイした時期は「2015～2018年（11名）」が最も多かった（表－3）。年間滞在日数は「2～3週間程度（11名）」が最も多かった（表－4）。

表－3 初来訪時期と初ロングステイ時期

	初来訪	初ロングステイ
2019年	2(8.0%)	2(8.3%)
2015～2018年	5(20.0%)	11(45.8%)
2010～2014年	13(52.0%)	9(37.5%)
2005～2009年	2(8.0%)	1(4.2%)
2000～2004年	1(4.0%)	1(4.2%)
それ以前	2(8.0%)	0(0.0%)
無回答	0	1

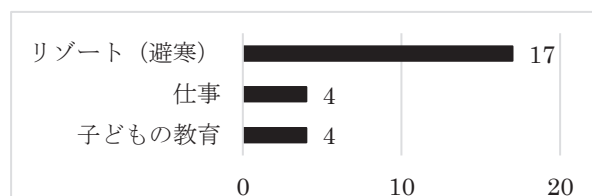
表－4 年間滞在日数

	度数
2～3週間程度	11(44.0%)
1カ月程度	4(16.0%)
2カ月程度	1(4.0%)
3カ月程度	1(4.0%)
4～6カ月程度	1(4.0%)
それ以上	3(12.0%)
マレーシアに住んでいる	4(16.0%)

主な滞在先としては、「ホテル（9名）」が最も多く、次いで「コンドミニアム（年間契約）（7名）」、「コンドミニアム（短期契約）（5名）」であった。中には「賃貸マンション・一軒家（2名）」を借りている者やコンドミニアムを自分で所有している者（2

名）もいた。同行者は「配偶者（19名）」が最も多く、次いで「子ども（6名）」であった。「一人で（4名）」来ている者もいた。

滞在理由としては「リゾート（避寒）（17名）」が多かった（図－1）。なお、その他として「将来の滞在先の候補として（1名）」や「避暑（1名）」などが挙げられた。

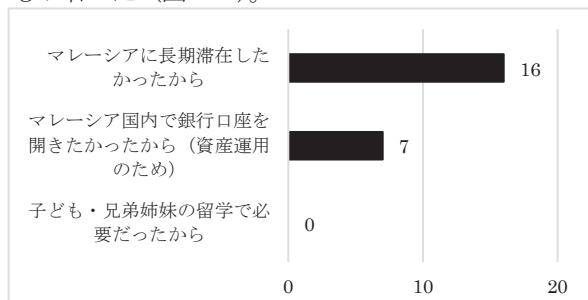


図－1 マレーシア滞在理由（複数回答）

取得ビザの種類としては「MM2H ビザ（16名）」が最も多かったが、「ビザを取得していない（7名）」者もいた。

2) MM2H ビザ

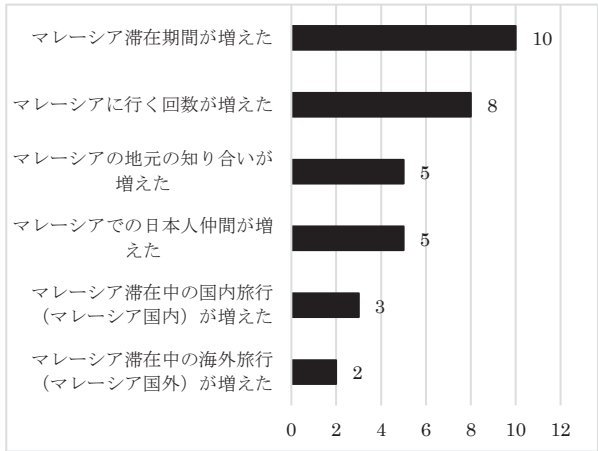
MM2H ビザを取得している16名に取得時期を尋ねたところ「2010～2014年」が10名、「2015～2018年」が5名であった（1名は不明）。全員が取得理由として「マレーシアに長期滞在したかったから（16名）」を挙げていた。資産運用を目的とした者も7名いた（図－2）。



図－2 MM2H ビザの取得理由（複数回答）

MM2H ビザを取得したことによる変化としては、「マレーシア滞在期間が増えた（10名）」、「マレーシアに行く回数が増えた（8名）」が多かった（図－3）。また、MM2H ビザを取得したことによる満足度については、多くが「期待通りの満足である（11名）」、「期待以上に満足している（3名）」と答えており、高い満足度が確認された。「期待していたほど満足していない」者も2名いた。不満の理由としては、入国審査でマレーシア国籍を持つ者のゲートを使うことができずに時間がかかるということや現地

施設でマレーシア人と同等の割引が適用されないことがあるなどがあった。



図－3 MM2H ビザ取得による生活の変化（複数回答）

3) 一時帰国時の旅行障壁

日本とマレーシアとの往復頻度について尋ねたところ半数以上が「半年に1回程度」であった（表－5）。利用航空会社として最も多かったのは「エアアジア（11名）」であった。

表－5 日本とマレーシアの往復頻度	
	度数
1 カ月に複数回	0(0.0%)
1 カ月に1 回程度	2(8.3%)
2～3 カ月に1 回程度	2(8.3%)
半年に1 回程度	13(54.2%)
1 年に1 回程度	4(16.7%)
それ以下	3(6.4%)
無回答	1

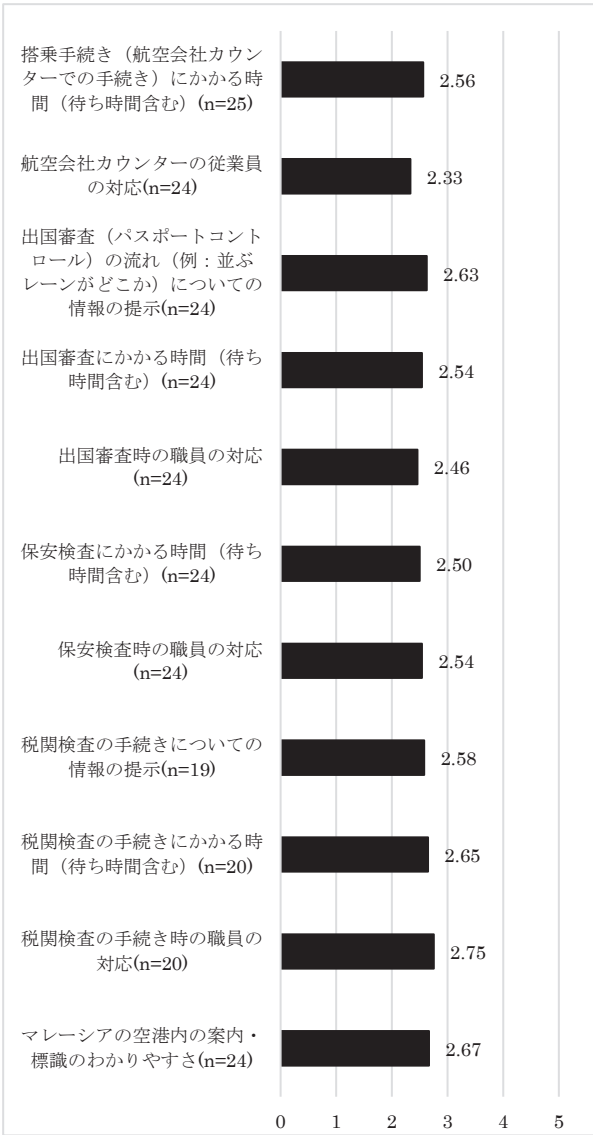
一時帰国時の入国・出国にかかる一連の手続きについての不満足度について、マレーシア出国（図－4）、日本入国（図－5）、日本出国（図－6）、マレーシア入国（図－7）のそれぞれの場面において尋ねた（5 件法、点数が高いほど不満）。

理論上の中央値は「3」であるため、全般的に不満足度は低かったが、マレーシア出国場面では税関手続き、マレーシア入国時は入国審査についての不満が相対的に高かった。全体としては、マレーシア入国時の「入国審査にかかる時間（待ち時間含む）」への不満足度が最も高く（ $M=3.04, SD=1.23$ ）、8 名

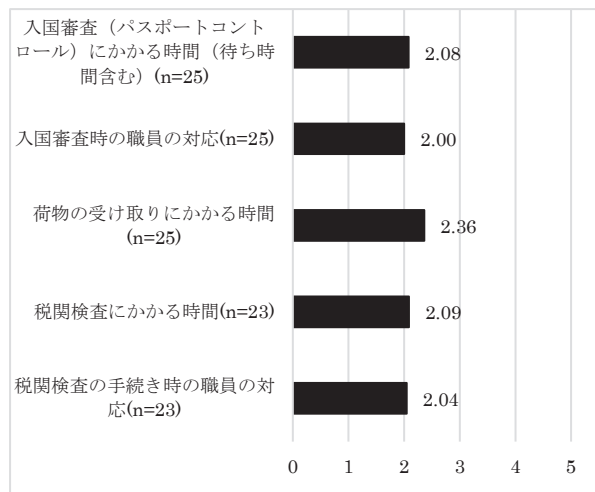
（33.4%）が不満と回答していた。また、空港内の案内や出国審査や税関手続きの流れについての情報提

示に対しての評価が低く、何回も空港を利用しているロングステイヤーであっても、諸手続きに関する煩わしさや複雑さを感じていることがうかがえる。

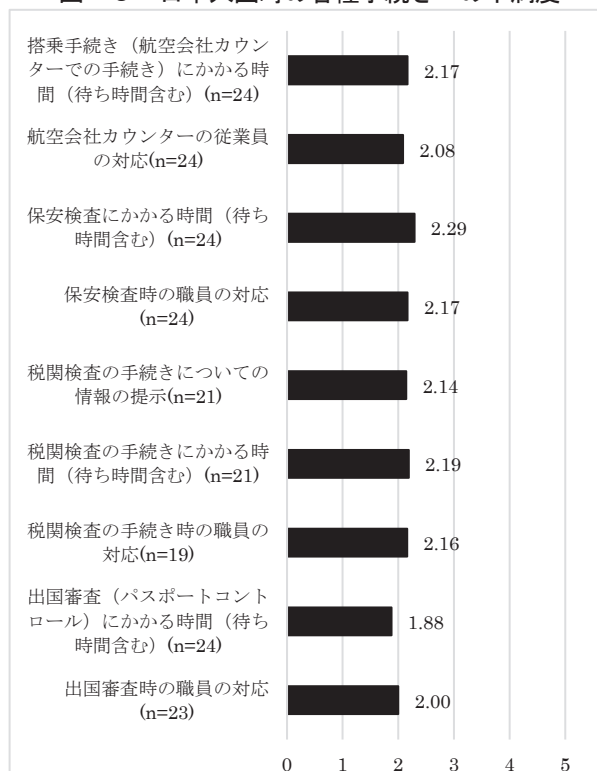
決済方法、旅行の手配に関する旅行障壁（4 件法、点数が高いほど煩わしい）についてはそれほど感じられていないようであった（図－8）。なお、自由記述として、「航空機の日常的な遅延（1 名）」や「チェックイン要領のわかりずらさ（1 名）」、「現地での鉄道移動のコストに対する不満（1 名）」が挙げられた。



図－4 マレーシア出国時の各種手続きへの不満足度



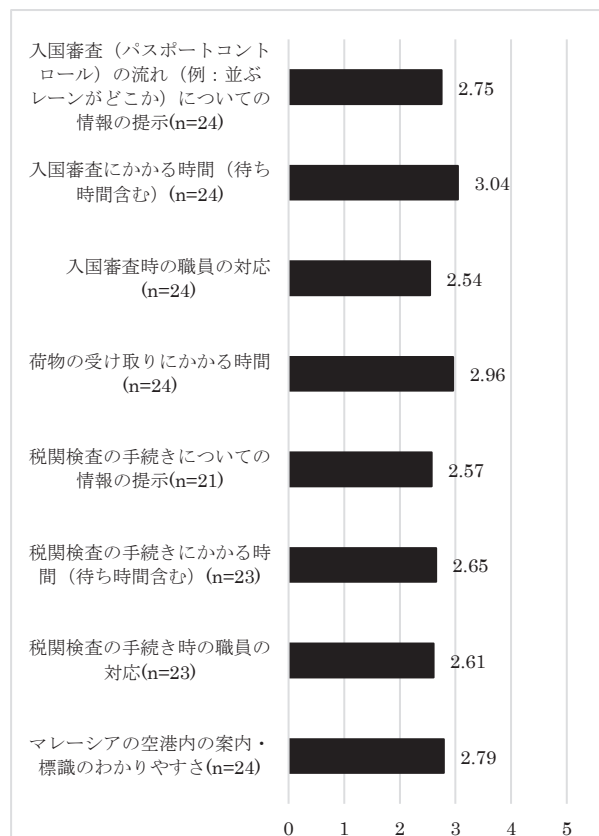
図－５ 日本入国時の各種手続きへの不満度



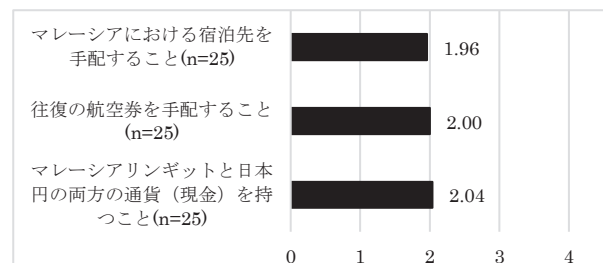
図－６ 日本出国時の各種手続きへの不満

前述のように、マレーシアではビザの取得の有無により、入出国審査の手続きにかかる手間や煩わしさが異なる仕組みとなっている。そのため、マレーシア入出国時における各種手続きの不満の程度をビザの取得有無別（MM2H ビザ vs. ビザなし）に比較した（図－９、図－１０）。なお、MM2H ビザ以外のビザ取得者２名は本分析対象外とした。

一般的にMM2H ビザ取得者の方がビザなしの者よりも、マレーシア入出国時における各種手続きへの不満の程度が低かった。MM2H ビザ取得者とビザなし



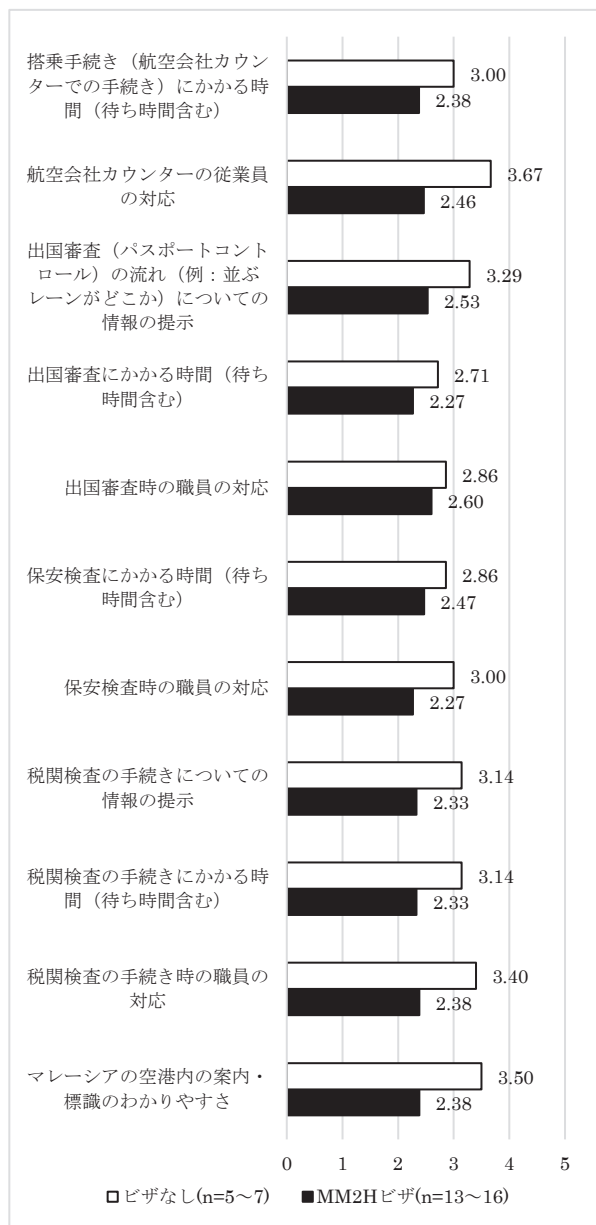
図－７ マレーシア入国時の各種手続きへの不満



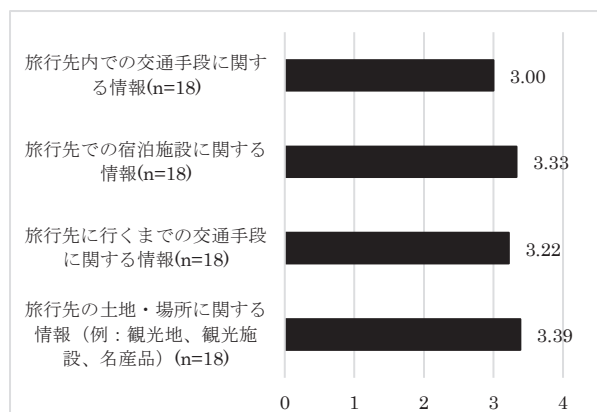
図－８ 決済方法、旅行の手配に関する旅行障壁

しの者の間の得点の違いに注目すると、マレーシア出国時では税関検査において、マレーシア入国時においては入国審査と税関審査における差分が大きかった。つまり、MM2H ビザを取得することにより、これらの手続きがスムーズに行われるようになり、ストレスが低減されることが示された。

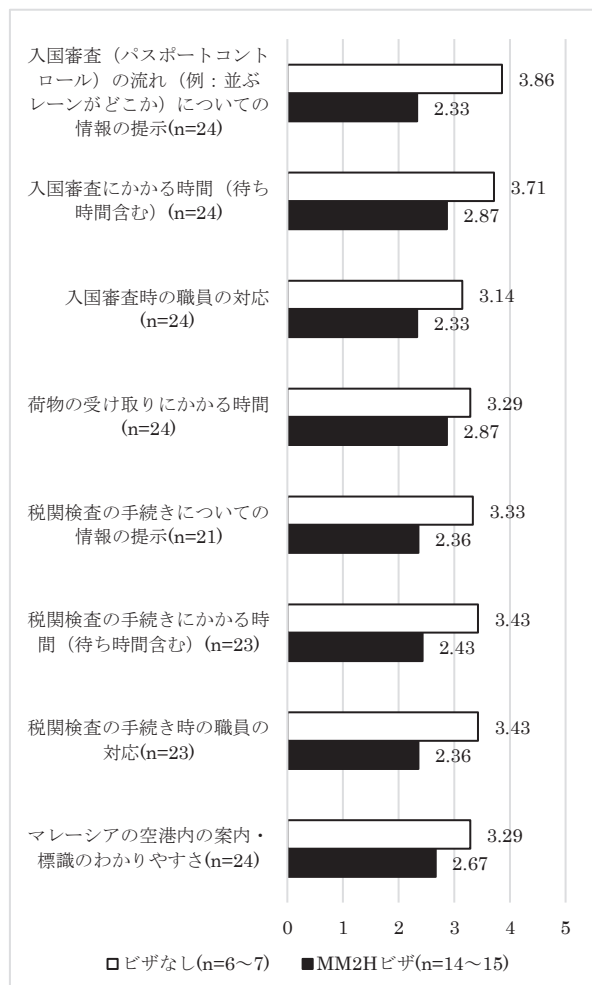
理論上の中央値（「3」）を基準にすると、ビザなしの者は、マレーシア出国時の「税関手続きの職員の対応（ $M=3.67, SD=0.52$ ）」、マレーシア入国時の「入国審査（パスポートコントロール）の流れ（例：並ぶレーンがどこか）についての情報提示（ $M=3.86, SD=0.69$ ）」、「入国審査にかかる時間（待ち時間含む）（ $M=3.71, SD=1.11$ ）」への不満が見られた。



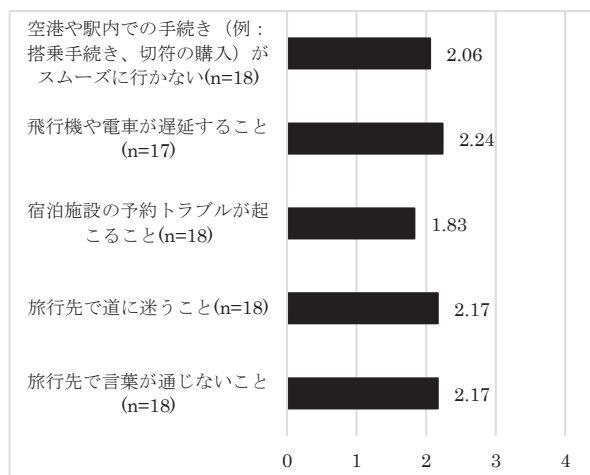
図－９ マレーシア出国時の各種手続きへの不満度（ビザの取得有無別）



図－１１ 事前情報の入手可能性（国内旅行）



図－１０ マレーシア入国時の各種手続きへの不満（ビザの取得有無別）



図－１２ 国内旅行時の不安

4) 国内旅行の旅行障壁

分析対象のロングステイヤー中 18 名 (72.0%) がマレーシア滞在中の国内旅行 (マレーシア国内) 経験があった。平均旅行回数は 3.76 回 ($SD=2.68$) であり、ペナンやイポー、コタキナバル、ジョホールバルが多かった。国内旅行時の情報収集 (4 件法、点数が高いほど情報取得性が高い) については、いずれにおいても十分な旅行情報を取得できたという回答であった (図-1 1)。国内旅行時の不安 (4 件法、点数が高いほど不安) としては「飛行機や電車が遅延すること」が最も高かった (図-1 2)。自由記述として「バスの使い方や情報への不満 (3 名)」や「言語に関する不安 (2 名)」があった。

5) 海外旅行の旅行障壁

分析対象のロングステイヤー中 13 名 (52.0%) がマレーシア滞在中の海外旅行 (マレーシア国外) 経験があった。平均旅行回数は 3.91 回 ($SD=5.43$) であり、シンガポールやベトナム、タイが多かった。海外旅行時の情報収集 (4 件法、点数が高いほど情報取得性が高い) については、いずれにおいても十分な旅行情報を取得できたという回答であった (図-1 3)。海外旅行時の不安 (4 件法、点数が高いほど不安) としては「飛行機や電車が遅延すること」が最も高かった (図-1 4)。自由記述として「LCC の航空運賃が思ったほど安くない (1 名)」や「国境通過に時間がかかる (1 名)」があった。

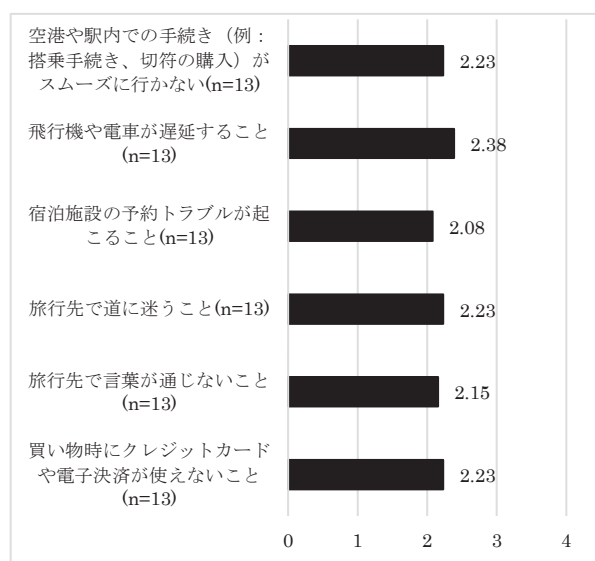


図-1 3 事前情報の入手可能性 (海外旅行)

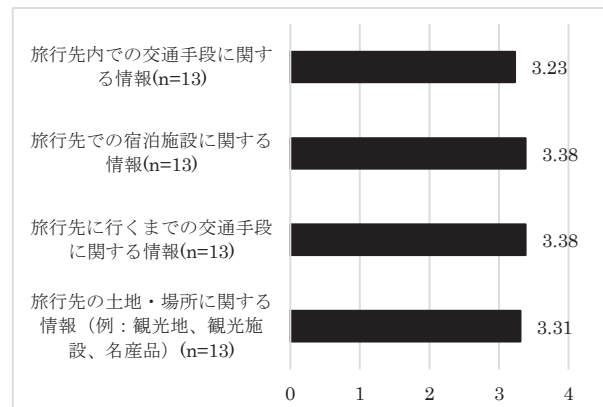


図-1 4 海外旅行時の不安

(4) 考察

事前の現地サプライヤーへのヒアリング調査からも予想された通り、マレーシアの日本人ロングステイヤーは旅慣れた人が多く、日本への一時帰国における「入出国審査・税関」手続きや2国間の通貨を所有することによる「決済方法」に関する旅行障壁の認識度はそれほど高くなかった。通常の旅行者と比較して、ロングステイヤーは渡航経験が多く、旅行への動機づけが高いと予想される。旅行への動機づけが高いと様々な旅行の阻害要因 (個人内阻害要因・対人的阻害要因・構造的阻害要因) を認識したとしても、それを乗り越えようと「すり合わせの努力」をする。また、渡航経験が多いとそれらの阻害要因の知覚の程度自体が低くなると言われている

(中村・西村・高井, 2014)。つまり、ロングステイヤーは一時帰国における様々な手続きを障壁としてあまり認識していなかったり、たとえ障壁と認識したとしても自身のこれまでの経験からその障壁を低減させる努力をしている可能性がある。しかしながら、そのようなロングステイヤーであっても、税関手続きの流れや入国審査の時間、空港内の案内については、十分に満足しているとは言えず、改善の余地がある。

また、多くの日本人ロングステイヤーが滞在国内での旅行や海外旅行をしている。旅行先に関する情報についての入手可能性は国内・海外旅行問わず高いものの、それでも現地の交通に関する不安、例えば慢性的な交通遅延やバスの使い方に対する情報不足や不安があることが示された。

6. 今後の展開

最後に今後の展開について述べる。一つ目は、マレーシアの入国審査のスムーズ化が日本人ロングステイヤーの生活に与える影響についての検討である。本研究から、旅慣れたロングステイヤーであっても、入国審査の手続きや時間については十分な満足感を得ていないことが示唆された。2020年1月、クアラルンプール国際空港第2ターミナル(KLIA2)の入国審査エリアのレイアウト変更工事が完了した。これは入国審査の混雑を解消するための変更工事であり、入国審査エリアは1,400m²まで拡張され、約1,000人の旅行客が収容可能となった。KLIA2はLCC専用のターミナルであり、本調査が対象とした日本人ロングステイヤーの多くは日本とマレーシアの往復にエアアジアを利用している。KLIA2の入国審査エリアのリニューアルが、彼らの利便性の向上に貢献したか実証研究が望まれる。

二つ目は、ロングステイを検討しているロングステイヤー予備軍における旅行障壁の検討である。本研究対象としたロングステイヤーとロングステイの検討段階の予備軍においては、旅行時に認識している旅行障壁(不便さや煩わしさ)の種類と程度が異なることが予想される。ロングステイヤー予備軍の旅行障壁を整理し、それらを除去・軽減していくことが、今後の海外ロングステイの普及に役立つと期待される。

謝辞: 本研究は長期滞在型・ロングステイ観光学会研究分科会の助成を受けて行われた。また調査においては、トロピカルリゾートライフスタイル株式会社に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

【参考文献】

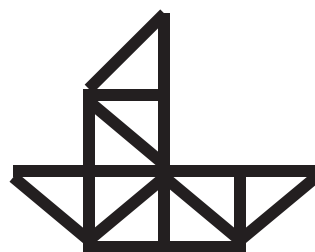
- Airport-technology.com (2020) 『Malaysia Airports opens refurbished immigration arrivals hall at klia2 (2020/1/6 付)』
(<https://www.airport-technology.com/news/malaysia-airports-immigration-arrivals-klia2/>)』(2020年1月7日アクセス)
- ロングステイ財団(2019)『ロングステイ調査統計2019』ロングステイ財団
- 中村哲・西村幸子・高井典子(2014)『「若者の海外旅行離れ」を読み解く』法律文化社
- New Straits Times (2019) 『MAHB to reconfigure klia2 layout (2019/11/8 付)』<https://www.nst.com.my/news/nation/>

2019/11/536934/mahb-reconfigure-klia2-layout)』(2020年1月7日アクセス)

野口洋平・金振晩・花井友美(2019a)「ボーダーレス観光の推進に向けた研究課題」『長期滞在型ロングステイ観光論集』第3巻、60-61

野口洋平・金振晩・花井友美(2019b)「東アジアにおける「ボーダーレス観光」実現の諸条件をめぐる視点—台湾・韓国での有識者へのヒアリング調査結果—」『第34回日本観光研究学会全国大会学術論文集』377-380

自由主題発表



長期滞在型観光産業と観光スマートシティ構想

New T-Smart city Development

旭岡 叡峻*

ASAHIOKA Eishun

我が国は、外国人訪問客約3000万人／年間以上になり、観光産業も成長戦略の基盤が強固になった。これに伴い、観光政策、観光支援策、観光の多様化に伴うインフラの整備、ネットワーク等による新たな観光拠点連携、新技術に応用した観光事業構造の変化への対応、観光マネジメントと人材育成の在り方、地域創生との連携等の新たな動きが顕著になってきている。そこで前回、新たな技術の社会実装化については、高齢化や人手不足等の諸課題に対応する課題を含め、スマートフォン、ウェアラブル端末、人工知能（AI）、ロボット、画像認識技術等のさまざまな技術が観光業に大変革を起こしている。これらを総称してT-Tech（Tour、Trip、Travel等に関する技術応用）と呼び、長期滞在型の観光産業への応用の現状と今後の未来像を検討し、T-Techの推進を提起した。さらに観光産業は、新技術の導入等でその産業形態や運営形態は大変革を遂げつつある。つまり「観光スマートシティ」等の都市構造の変革が、新時代の観光産業構築ばかりでなく、我が国のインフラの陳腐化や災害に強い都市づくりの方向として、飛躍的に展開し、成功に導くために、新たな知の集積により迅速な変化対応能力を強化して、新たな国土構築として観光産業を構築しなければならない。

キーワード：観光産業テクノロジー（T-Tech）、IR、観光スマートシティ

1. 長期滞在型観光産業の現状と課題

観光構造の第1の変化は、多様化と長期滞在型観光への変化である。我が国の観光産業は、名所旧跡や温泉等の拠点観光が主流であり、また国民の休暇制度は、分散傾向になるとはいえ、休日の多い日程等により、混雑を覚悟で、短期間の滞在での休暇であった。勿論、長期滞在型がないわけではないが、限定された人数であり、季節による影響に左右されて、通期を通して、ある程度の採算を得る方法でしかなかった。長期滞在に向く観光拠点は限定的であり、宿泊施設、滞在内容、コスト等大きな問題であった。然し、今新たな潮流の変化が表れている。民泊の拡大、テレワーク、ワーケーション等企業の勤務効率の改善や対応する場所の創造等新たな変化は急である。また富裕層向けのホテル等の拡大や、観光客の行動も、多様化し、体験や経験志向への対応も多くの観光拠点で展開されている。特に本年はオリパラの開催で、外国人観光客は、日本文化に触れたいや日本の生活や自然を楽しみたい等に変化している。また観光開発も「IR」等の総合的な都市開発として、これまでの観光資源に加えて、魅力ある「観光スマートシティ構想」も、実現に向けて、社会実装化し始めている。

第2の変化は、技術導入の本格化と都市構造変化である。今や産業界全体が知識産業革命の深耕期である。観光産業も

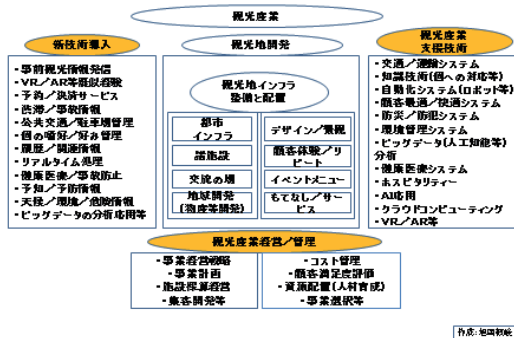
例外ではない。観光には、前回の発表に見るように、観光先の事前知識や日程管理、コスト管理等顧客の事前ニーズに対応して、本当の魅力のある場所の選択、日程管理、コスト等において、顧客への提供サービスがいろいろ行われた。また、知識技術（情報技術やAI技術等）の導入によって、「個」に対応した事前広告、事前宣伝、VRやARでの仮想空間での事前体験、スマートフォン等での予約や決済の手軽さ、シームレス交通移動手段の改善、旅行客の体調や好みに合わせた料理の提供、レンタルサービスやウーバー等の配車情報、民泊の充実、医療の遠隔診断サービス、接客に置けるロボットの導入、リアルタイムでの顧客の満足レベルでの瞬時の処理、経営管理手法の導入、物流システムの導入での安定的な供給、おもてなしの満足感の改善、搬送ロボットや接待ロボット等による人件費やテマヒマの削減、省エネシステム、リサイクルシステム、自然エネルギーの利用等従来から問題であった運営経費の削減等で、採算性の合うシステム運用が進展している。特に日本の施設経営にとって軽減が困難な経営運用の低減の仕組みづくりは大きな発展を遂げている。さらに地域開発や地域連携やコミュニティ創造、観光地域としての魅力ある景観デザイン、諸施設の配置やシステム導入、地域の都市インフラの整備、観光としての風土や歴史の発掘、土産物等の新たな商品開発、AI応用の訪問顧客のニーズの迅速な把握や消費傾向の把握、多様なイベントメニ

*（株）社会インフラ研究センター代表取締役、長期滞在型ロングステイ観光学会理事

一の開発、迅速な予約や決済の仕組み、シームレスな交通／移動システム、高齢社会や人件費増大に対応するロボットとの共生、環境技術による環境保護と回復等観光産業を推進するためには、多くの知識技術の智慧が必要になってくる。

(これらをT-Techとすでに提案した)

参考：例示(観光産業の開発-多様な要素)



2. T-Techの本格導入(観光産業の大変革)：

前回年次大会にて例示

観光産業におけるT-Tech導入は、今後ますます拡大傾向にある。観光客への事前情報提供、観光インフラの整備、観光資源の開発、快適な観光地への移動の改善、観光施設の高齢化や人手不足への対応、経営の収益化、顧客体験の支援、新たなアミューズメント等の魅力の拡大、満足度や安心感の創出等々技術導入は不可欠になってくる。

これらのT-Techの重要なコア技術は、人工知能(AI：ディープラーニング)／ロボット+AI／スマホ+アプリ／ウェアラブル端末+アプリ／情報クラウド／インフラ強化技術／コミュニケーション技術／移動(交通)自動化+シームレス／VR+(ロボット)+5Gー疑似空間(時間空間限界突破)／テレワーク等であり、それらの応用範囲はますます広がっている。T-Tech導入の本格化とともに新たな動き分類してみると

1) リアル観光領域

①観光客への予測を含めた情報提供サービス

ー観光地及びコースの選定、観光スポットの内容、ホテル等宿泊施設等のコスト、付帯サービス比較、観光客の満足度等予測分析によって、顧客ニーズを先取りした情報のリアルタイム提供。

②旅券／チケット／手続き等の迅速化

ー諸手続き、諸施設等への案内や誘導や手続き支援

③観光地資源開発やインフラの整備や再構築

ープロジェクトマップ、シミュレーション等の観光資源開発、観光地インフラの陳腐化対策、ドローン等の保守支

援、自動運転+シェアリングによる自動交通、長寿命材料の開発、危険警告ナビ、AI等によるデータ解析での天候予測や危険箇所警告等のインフラの再構築

④諸施設の認証等の機能導入

ー顔写真認証、不審物／不審者発見等のチェックシステムやキャッシュレス迅速化

⑤諸施設の経営効率

ー高齢者、人手不足に対応するロボット+AI、キャッシュレス決済導入、業務の迅速処理、資源最適化、履歴等の分析による「個」別対応等経営効率化及びサービス高度化

⑥交通／移動システムの変革

ーシームレス移動のマッチング移動情報、自動運転車／空飛ぶクルマ(タクシー)、渋滞リアルタイム情報戸最適ルート選定、ドローン配送等移動サービスの変革

⑦運用の向上

ー作業も可視化、業務の自動化、誤動作防止、判断支援(コールセンター等)、自動修復等トータル運用の向上

⑧マーケティング等支援

ー購買行動、観光客行動分析、履歴分析、属性分析等情報クラウド構築でのきめ細かな顧客への対応、地域ブランドの向上、料理等の満足度評価対応等付加価値の向上

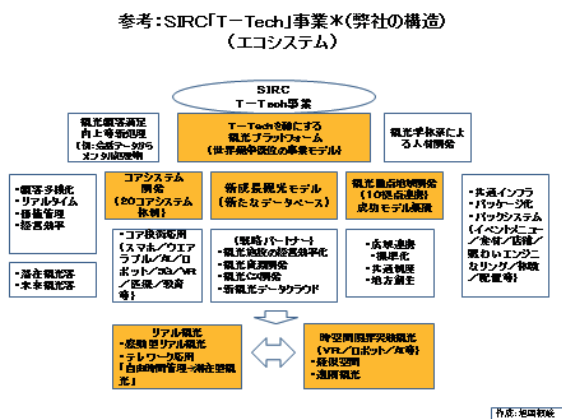
2) リアル観光領域ーテレワーク、ワーケーション等遠隔技術による時間や場所の限定されない自由行動「いつでもどこでも業務」で、長期滞在や観光訪問期間の集中回避ーTV会議システム、グループ討議、VR／アバターによる疑似空間、遠隔業務の拡大

3) 遠隔観光／疑似空間観光／時空間限界突破産業

ーリアル空間とは別にバーチャル空間融合でのテレグジスタンス(VR+ロボット)の遠隔旅行／疑似観光旅行で、なかなかいけない場所や高齢化／病床、肢体不自由者が、自由に観光地を訪問できることになる。

また天候にされない旅行や多言語での説明が可能なウェアラブル機器やメガネ等で、時間空間の限界を超越できる観光旅行創造。

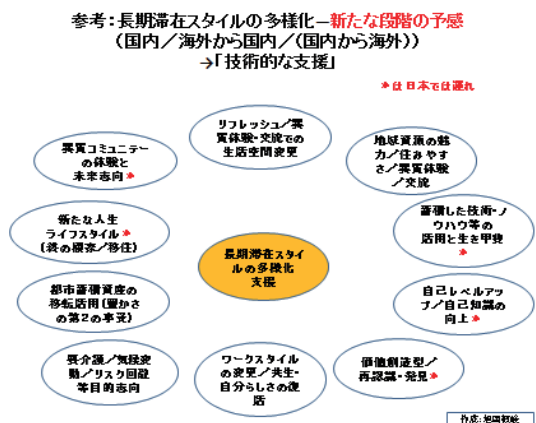
こうしたT-Techによる観光産業の大変革が起こっている。これは技術やコンテンツの連携や観光産業のエコシステムの形成をもたらし、「知の統合」による観光における技術／コンテンツ／個別対応／もてなしの高度化／経営形態の基盤の変革が不可欠になってくる。この総合的な事業モデル形態を参考に提示した。



(注) S I R Cとは弊社(株)社会インフラ研究センターの略称である。

3. 観光産業の未来像

今後、我が国は、国際的な観光産業の競争で、優位性を獲得する必要がある。そのためには、従来の観光産業から新技術導入と人間／社会の協創を基本として、10の要素を基本とした「創造的人生支援産業化」への転換する必要がある。



観光産業が、従来の産業概念を越えて、人間の本来の姿への回帰や新たな人生への生き甲斐等の創造支援産業になりつつある。(前回提案)

その10の要素とは、

- 1) リフレッシュ／異質体験・交流での生活空間変更
一単調な日常生活から離れて非日常空間や体験によって、一時的にも新しい生活空間を味わい、またさまざまな交流で、これまでの体験ではない感動を与える。
- 2) 地域資源の魅力／住みやすさ／生活体験／交流
一自然資源の素晴らしさだけではなく、地域の文化や風土、生活体験や地元との交流によって、新しい発見や新しい意欲への動機づけとして、未来志向を支援する。
- 3) 異質コミュニティの体験と未来志向

—これまでの思考回路であった言語とは異なる言語や異質な文化に根差した人やこととのコミュニケーションによって、自分の世界観が広がり、新たな人生の意味付けを行える。

- 4) 新たな人生ライフスタイル(終の棲家/移住)
- ー人生100年時代における異なるライフスタイルの経験や見聞き等で、新しいライフスタイルへの飛躍がさまざまな意識と行動様式変革を支援する。
- 5) 都市蓄積資産の移転活用(豊かさの第2の享受)
- ー都市蓄積資産(都市生活インフラ、レストラン、ホテル、各種店舗、エンターテインメント、建物、大学、研究施設等)の一時的ながらも活用することで、異なる豊かさの享受が出来る。
- 6) 要介護/気候変動/リスク回避等目的志向型
- ー高齢社会(医療/介護)、気候変動、自然/非自然のリスクに対応して、生活行動空間をの移転を自由に行えるような支援の仕組み
- 7) ワークスタイルの変更/共生・自分らしさの復活
- ーテレワーク、リモートワーク、コリピング等既存組織や既存勤務場所の限界を超えて、自然志向や働きやすい場所に住みながら業務や企業を行う。
- 8) 蓄積した技術・ノウハウ等の活用と生き甲斐
- ー高度研究者・技術者等のノウハウを随時活用できる場や研究センターと地場産業等との連携をネットワークして、ノウハウの共同研究、事業化の仕組みを支援し、また実践的な教育システムを構築して支援する。
- 9) 価値創造型/再認識・発見
- ー新たな出会いや新たな交流によって、社会価値の創造や社会課題の解決のための支援システムの構築を図る。
- 10) 自己レベルアップ/自己知識の向上
- ー自己の能力向上(例:AI教育、プログラミング教育、アイデアを形にする設備(例3Dプリンター等)の設置を拡充し、自己知識を向上させるとともに、共同知を形成する。
- 等であり、これらは自己の人生の新たなライフスタイルや生き甲斐の基盤確立の契機であり、創造的な人生の再構築でもある。当然、最新の技術やソフト開発の実装化を迅速に図ることが重要であるが、技術を前面に出すのではなく、内在化した実現ツール(隠れた技術)が、展開されることになる。観光という手段によって、新たな社会課題を解決することで、人生を豊かなものにする。

- 5) 都市蓄積資産の移転活用（豊かさの第2の享受）
- ー都市蓄積資産（都市生活インフラ、レストラン、ホテル、各種店舗、エンターテインメント、建物、大学、研究施設等）の一時的ながらも活用することで、異なる豊かさの享受が出来る。

- 6) 要介護／気候変動／リスク回避等目的志向型
 ー高齢社会（医療／介護）、気候変動、自然／非自然の
 リスクに対応して、生活行動空間をの移転を自由に行える
 ような支援の仕組み

- 7) ワークスタイルの変更／共生・自分らしさの復活
 ーテレワーク、リモートワーク、コリビング等既存組織や
 既存勤務場所の限界を超えて、自然志向や働きやすい場所
 に住みながら業務や企業を行う。

- 8) 蓄積した技術・ノウハウ等の活用と生き甲斐
 ー高度研究者・技術者等のノウハウを随時活用できる場や
 研究センターと地場産業等との連携をネットワークして、
 ノウハウの共同研究、事業化の仕組みを支援し、また実践
 的な教育システムを構築して支援する。

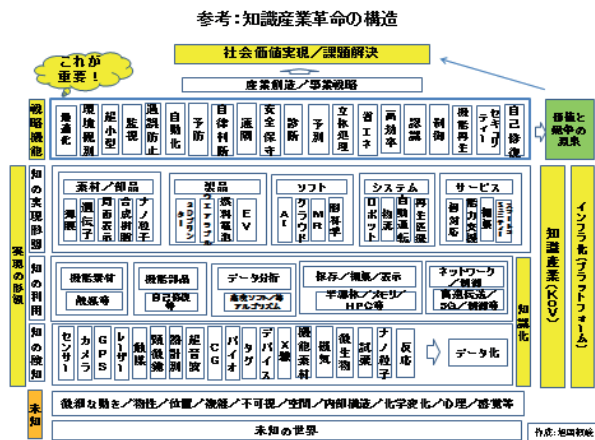
- 9) 価値創造型／再認識・発見
- 新たな出会いや新たな交流によって、社会価値の創造や社会課題の解決のための支援システムの構築を図る。

- 10) 自己レベラアップ／自己知識の向上
- ー自己の能力向上（例：A I 教育、プログラミング教育、アイデアを形にする設備（例3Dプリンター等）の設置を拡充し、自己知識を向上させるとともに、共同知を形成する。

等であり、これらは自己の人生の新たなライフスタイルや生き甲斐の基盤確立の契機であり、創造的な人生の再構築でもある。当然、最新の技術やソフト開発の実装化を迅速に図ることが重要であるが、技術を前面に出すのではなく、内在化した実現ツール（隠れた技術）が、展開されることになる。観光という手段によって、新たな社会課題を解決することで、人生を豊かなものにする。

4. 「観光スマートシティ構想」(提言)

観光産業は、知識産業革命の深耕の中での多くの技術が実装化される。



観光産業も本格的な技術の実装化時代に突入しかつ我が国のインフラの陳腐化対策と融合して、新たな都市、国土開発へ向かうことが重要である。

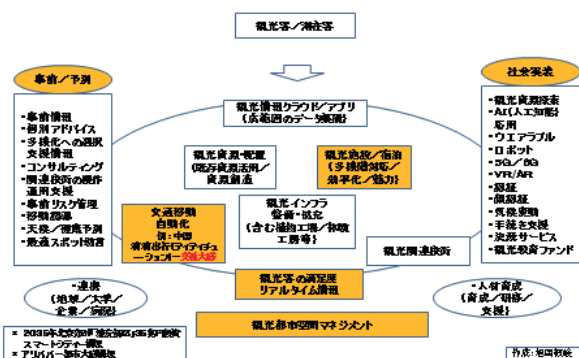
1) 社会インフラの陳腐化対策、I R等の総合開発

→「観光スマートシティ」構想の本格化へ

観光産業に導入される技術成果は広範囲にわたり、また幾つかの産官学の連携やスタートアップ起業の育成も重要な要素である。この動きは、これまでの産業の枠を超えて、新たな産業の基盤の確立と実装化の条件形成が必要となる。

この動きは、我が国の緊急課題であるインフラの陳腐化対策と融合して、新たな都市開発／国土開発へと発展すべきものである。産官学共同の「観光スマートシティ構想」推進協議会(仮)の設置が緊急である。

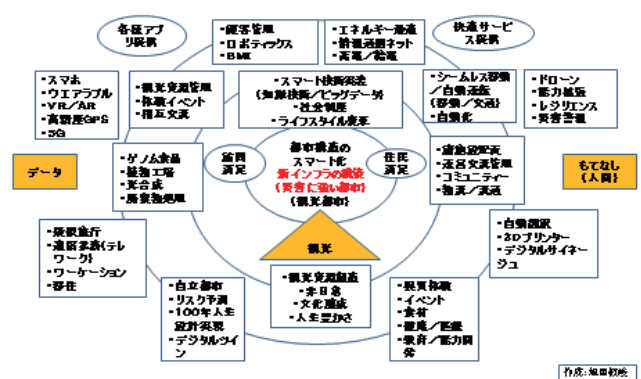
参考：観光スマートシティ構想(弊社推進)
(社会実装化)



観光スマートシティは、都市構造のスマート化としてエネルギー、食糧等の最適化、移動のシームレス化、住居空間の個に合わせた快適化、流通／物流の自動化、キャッシュレス社会構造、時空間境界突破、VR／MR等の疑似空間体験、個の能力拡張、観光資源の管理、個のニーズの発掘とアプリ

による誘導、腎減のもとなしの支援、個別化医療／未病医療、異質体験の支援、テレワーク等の雇用プロセス支援、イベント創造支援、ロボティクス行動支援、顔認証等のセキュリティーネットワーク、データの統合化と一元化等、テクノロジーの社会実装化が進む。しかしながら、こうした動きはあくまでも社会的な信頼性や個人の人間性を優先させた動きとして具体化することも重要になる。

参考：観光スマートシティ産業へ(構図図一最新)
(観光都市+未来インフラ転換)



2) 「知の統合」または「知の体系化」の重要性

観光分野ではこれまでの観光学と違い、範囲の広がり、多くの「知識の統合」が必要になってくる。

「観光スマートシティ構想」は、

- 観光の対象となる地域経営、諸施設の経営管理や運営、導入するシステムやソフト、サービスの投資効果と判断また採算性や経営計画の立案と問題解決能力。
- 観光都市モデル構築に必要な設計モデリング、計画の確実さを支援するシミュレーション、顧客満足度を事前にモデル化して必要な条件や予見を発見し、集客を拡大するための条件を検討する各種シミュレーション。
- 社会インフラの新たな構築は、都市構造に必要な資源投入や資源供給の最適化を図ったり、システムの効率化や住民のリアルタイムの満足度を上げるための条件を探る等のビッグデータ分析。
- 観光都市は都市経営と不可欠な関係である。都市を如何に効率的に、また創造空間として構築するのか、都市施設の最適配置や賑わいエンジニアリングが重要。
- 観光インフラ関連科学技術は、種々のシステム構築／ICT(情報技術)／VR(仮想現実)／AR(拡張現実)／AI(人工知能)／データ分析解析／ロボット工学／高度

アルゴリズムソフト／5G等をツールとして応用することになり、知識技術の理解と連携が不可欠。

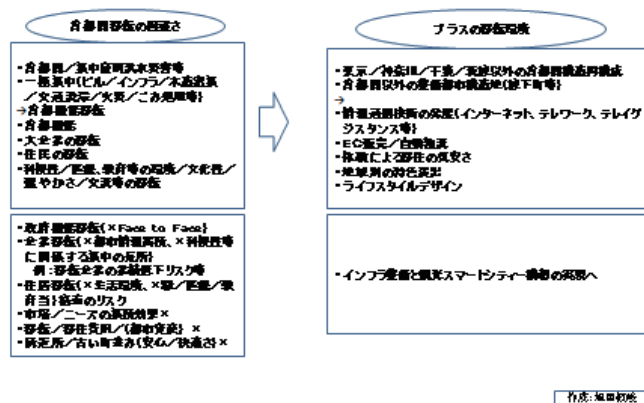
- ・観光都市を今後生き生きとしたコミュニティ基盤とする動きは目覚ましい。ここで、コミュニティ構造、コミュニティ形成の条件、コミュニティの運用、コミュニティにおける個との良好な行動心理理解。
- ・観光都市は、国土の新しい構造改革でもあり、建設／建築（価値建設／国土構造／快適な建造物／法的規制等）重要。
- ・今後の観光産業は環境問題の解決要素を持たなくてはならない。したがって、環境分析／環境整備／廃棄物処理／リサイクル／循環型構造等を駆使して、環境に優しい開発推進。
- ・観光都市は地域創生への連携が期待される。地域資源発掘、地域資源の再生、特産物開発企画等地域の魅力をいろいろな視点から引出し、魅力ある地域の開発。
- ・地震、風水害、テロ等のリスク拡大に備える意味も含めて、リスク管理、安全確保、レジリエンス、防災減災等事前、事後処理にわたり、何が必要なのか、現場の知恵を生かしながらの実践的な展開。
- ・観光産業にとって、ソフト面からの強化も重要になっている。多様化に対応してのイベント創造（イベント開発創造／イベントメニュー構成等）は、如何に魅力あるイベントの企画。
- ・観光にとって、文化遺産、地域歴史、伝説伝承、風土、文化等による観光の深み拡充。
- ・医療／健康／介護学（予防医学／救急・救命／健康維持／介護／行動認知学等）等を本格的な構成。
- ・観光の大きな要素である、食／料理（食材学／調理学／栄養学等）等世界に誇る日本料理をその素材から習得。このように多くの分野の知識の統合が、必要になる。

5. 最後に

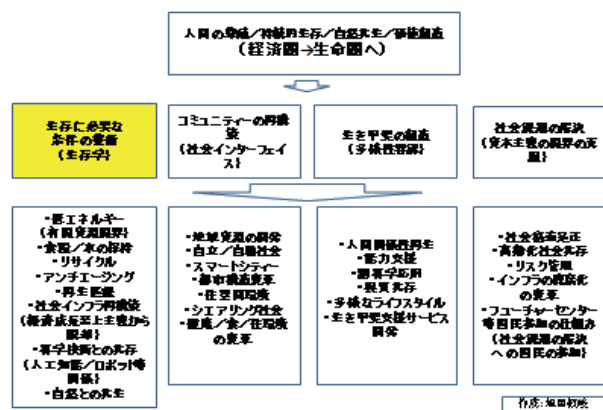
観光産業及び我が国の課題となるインフラ陳腐化対策は「観光スマートシティー構想」によって、ますます国際競争が激化する中で、魅力ある観光都市資源開発、観光客及び住民の多様化への対応、事前情報発信からアフターケア、総合的な運用とサービス方法、新たなアイディアの展開、実現実施体制、行政サービスの質の持続的向上、より進んだ技術の導入等広範囲の総合的な展開能力が必要になってくる。「観

光スマートシティー構想」は、我が国に迫る気候変動やインフラ陳腐化対応を含めて、負の遺産の修正ではなく、今後の積極的なプラスの資産となる都市構築の新たなコンセプトであり、今後の我が国の未来に向けての都市再生の基本である。さらに生命圏構想への繋げることが重要になる

参考：首都圏移転等
（首都圏地震等）



参考：「生命圏」構想
(Life Value Zone)



参考)

- ・日経新聞、日経産業新聞 関係記事
- ・関係官庁関連記事他

国際引退移住者が抱える問題に対する対応策の方向性

—タイ王国チェンマイ県日本人引退移住者を事例として—

Directionally for Countermeasure of Issues with International Migration by Retirees

西村菜穂子*

NISHIMURA Nahoko

本稿では、査証の滞在許可期間と国内外の行政手続きから IRM を分類し、問題に対する自己責任の範囲を明らかにし、解決に向かうための方向性を探るために、在チェンマイ日本人引退移住者を事例に分析した。IRM は余暇活動型と、定住志向帰国前提型、定住志向非日本居住型に大別でき、国内外の行政手続きはそれぞれ異なることから、各型に対する行政支援や自己責任の範囲が認識できるが、これらの型は固定されたものではなく、他の型間の移行も見られる。IRM が抱える問題には、移住先のみならず帰国が選択できるような国内対応も包括した実効性ある制度的対応が必要である。

キーワード：国際引退移住(IRM)、査証（ビザ）、住民登録、自己責任、

1. はじめに

(1) 研究背景と本稿の目的

外務省「海外在留邦人数調査統計」によると、2017（平成 29）年 10 月 1 日時点の在留邦人数は 1,351,970 人であり、このうち永住者を除く「長期滞在者」は 867,820 人である。また、「60 歳以上」の在留邦人は 185,042 人、職業別構成「その他（無職など）」の在留邦人は 148,651 人である。

「安・近・短」や「金行月帰」に象徴されるような短期休暇を利用した旅を余儀なくされていた人々が、時間の制約から解放された引退後に、海外に移住して豊かに過ごす国際引退移住とは、King（1998）らが提唱した“International Retirement Migration”に対する和訳であり、「引退を重要な契機とする人口移動であり、特に引退移動が国境を越えるもの」と定義されている（以下、本稿では IRM と記す）。

日本の IRM は、1986 年通商産業省（現：経済産業省。以下、通産省と記す。）が提唱した「シルバー・コロンビア計画⁹²—豊かな第二の人生を海外で過ごすための海外居住支援事業」（以下、SC 計画と記す。）に基端する。SC 計画は海外姥捨て山である、日本人排他的

集団移住である、棄民政策である、などの批判を受け（佐々木:1987 佐藤:1987、ストライカー:1989、玉井:1987、高沢:1987）、バブル経済の終焉に伴い、構想段階に留まった。しかし、IRM は今も静かながら広まっており（弓野 2018 : 23-27, 吉原 2016:148）、引退後の新たなライフスタイルの一つとなっている。特に 2000 年代に入ってから移住者が増加傾向にある（一般財団法人ロングステイ財団 2017:31-37 以下、ロングステイ財団と記す）。

一方で、彼らに関連する問題が顕在するようになってきた。とりわけ日本人集住地域では、移住者の介護問題や孤独死対応に際し、現地の在留邦人担当行政である外務省や邦人社会の喫緊課題となっている。何故このような事態が発生するようになったのだろうか。

IRM は自由に海外移住を選択した結果であり自己責任である、と単純に評価できるのだろうか。また、移住に特化した問題であり移住しなければ発生しなかった、と言えるだろうか。IRM に関連する問題は、移住先で許可される滞在期間や、国内外にて移住者が本拠に定めた登録手続きから移住の型を分類して考察することにより、各型の自己責任範囲や在外邦人に対応

*法政大学大学院

する日本の制度、受け入れ国側の誘致制度の妥当性を検証し、見落としをしていることや足りないことを、誰がどこまで担うべきか明確にすることによって、解決への方向性がみえるのではないだろうか。

本稿では IRM 実践者の移住期間と国内外での行政手続きに着目して IRM の型による分類を試み、IRM に関連する問題が各型のどこに起因するのかを明らかにし、解決に向かうための方向性を探ることを目的とする。

(2) IRM に関する先行研究

IRM 研究初期の代表的なものは King ら (1998) による“International Retirement Migration in Europe”である。King らは英国から南ヨーロッパの地中海沿岸へのイギリス人移住者 1,066 名を対象に調査を実施した。欧州 IRM 活発化の背景には EU の存在が指摘され、北米やカナダは国土が広大であることから国内移住の枠内に収まり IRM への注目度が相対的に小さく押さえられており、IRM が欧州内に特化した移住形態であることを述べている。

日本の IRM に焦点を当てたのは久保・石川(2004)である。日本の IRM は永久移動から季節移動・一時的移動に及ぶ多様な形態が見られ、その目的は快適な自然環境などの環境要因と安い生活費という経済的要因が強く働いており、社会生活の生きがいを求めている移動と言える。しかし社会的存在であり続けるために海外へ向かう動機を裏返すと、高齢者が退職後に生きがいを得づらい日本が見える。久保らは IRM が引退後の充実した人生を求める移動であると共に、経済的な不安や冠婚葬祭の煩わしさ、生きがいの乏しさなどから生じる閉塞感が充満する日本の住みづらさを指摘している。

小野(2012)は欧米圏の IRM に対し、日本の IRM はロングステイツーリズムとして普及したものであり、老後の暮らし方や高齢者の自己実現を生み出すこれまでの移住とは異なるものと捉えている。IRM の目的には、生きがいを求めた老後の余暇活動から医療や介護といった「ケア」を含む多様な側面があり、IRM が経済活動を行わない「非労働力の移動」だけでなく、家事労働、医療や介護の面で「労働力を必要とする人の移動」であることを明らかにしている。ケアという新しいスタイルが提案され、IRM をツーリズムの一形態と捉えながらも、単なる余暇滞在としての移動のみならず、定住性を帯びた介護移住の実態がここにある。

伊藤(2010)は、高齢化社会と国際移動にともなう海外日本人コミュニティの形成についてチェンマイを事例に検証した。チェンマイでは日本人コミュニティの分節化が生じており、主たる構成者が現地駐在員とその家族であるものや、所属を離れた引退者層で構成するもの、タイ人パートナーと生活する人が構成するものなど、各日本人コミュニティがそれぞれの特徴を備えながら機能しているが、いずれにも属さない最多の存在である「サイレント・マジョリティ」が今後増加し続けることを予測している (2010:16-17)。移住者を引き付けるタイの魅力に対して、高齢者にとって必ずしも住みよいと言えない日本の実情を挙げ、日本社会の高齢化に伴う国際移動が移住先の問題のみならず国内問題に帰することを暗示している(2010:17)。

吉原ら(2017)は、バリ日本人社会ネットワークを調査し、ライフスタイル移民に着目するなかで、移住者の移動を「選べる移動」と「選べない移動」の2つの形態から光と影を焙りだしている。吉原が述べるリタイア層移住者の影に見えるものは①日本で描けない老後生活をバリで実現させるためにやってきたが、現地インフレによる物価高の影響で生活困難に陥る人がいることや、②日本で居場所を失い日本に回帰する退路を断ち切っているリタイアメント層は帰国困難に陥ること、更には③今後「棄民化」されたリタイアメント層が「内」と「外」から増加することへの危惧である。

橋本(2019)は、自己責任が自らの選択に対する結果を引き受けるものであり、前提として①自由な選択が可能であること②その選択と結果の因果関係が成立することと説いている。IRM は、前提となる移住できる自由を獲得した行為である。結果としての高齢化や健康悪化、貧困化は、海外移住に特化したものではなく国内にもある。また、定年後に豊かな第二の人生を海外で満喫している IRM 実践者もいる。IRM 関連問題が自己責任であるのならば、どのような型の移住と IRM 関連問題の因果関係が成立するのか、それぞれの型に対応する自己責任の範囲を明らかにする必要があるのではないだろうか。

(3) 分析対象と分析方法

本稿では日本人 IRM 実践者の移住の型を、在チェンマイ IRM 実践者を事例として、彼らがそれぞれの目的に応じて取得する査証の種類と滞在許可期間を基に分類する。次に、海外に移住する日本人の住所変更に関わる「海外転出届」や「在留届」等の提出を必要とす

る期限や、海外移住者に対応する日本の行政の支援内容から分類を試みる。更に、タイ国内での外国人移住者に関わる登録制度と登録が必要な移住者の移住期間や在留資格別に分類を行う。これら3つの視座で分類した型の共通項や差異からIRMの型を設定し、どのようなタイプの移住について、どのような問題が生じているか、彼らに関わる問題と類型の因果関係から、移住者に対する日本行政の支援制度と自己責任範囲の妥当性を検証し、見落としていることや阻害するもののへの対応策や、解決へ向かうための方向性を提言する。

日本人の移住先として、東南アジアのマレーシア、フィリピン、タイなどがある。その中からチェンマイを抽出した理由は、2018年10月1日時点の在チェンマイ邦人総数3221人に対する60歳以上のチェンマイ在留邦人の割合が44.7%(1,441人)であり、アジア内の在外公館年齢別在留邦人数の中で最も高く、職業別構成「その他」の割合は62.8%(2,022人)であることからチェンマイは高齢者而非就労者が確実に集住しているからである。

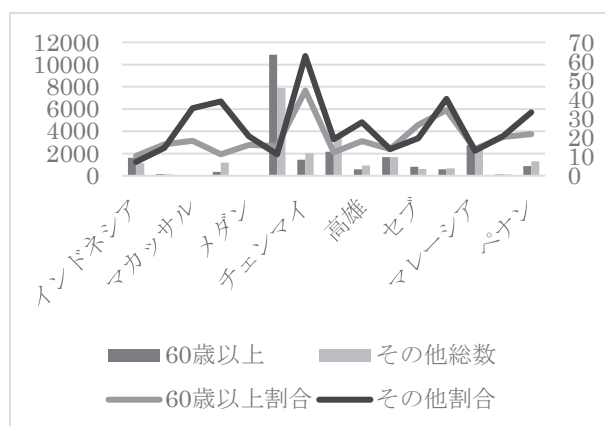


図1 東南アジアの在外公館別在留邦人年齢60歳以上、在留資格「その他」数と割合(単位: 年齢60歳以上と在留資格「その他」は人: 割合は%)

出典: 2018年外務省在留邦人数統計調査を基に筆者作成

また、IRM当事者による会員数100人以上の団体が2つ形成されていることから日本人IRMの高齢化が個人のみならず地域で顕在化している。つまり本稿の問題関心である「自ら選択した移住生活」の中で在留邦人に対する制度が妥当に整備されているのか、彼らが担うべき自己責任は何なのかを検証することに合致し、かつ日本人IRM集合体としての活動から共助の有無や可能性が考察できることから、チェンマイ在住日本

人IRM実践者を対象に、筆者が1996年より2014年までチェンマイに居住していた在チェンマイ邦人としての知見と、2019年3月、2019年8月に実施した在チェンマイ邦人に対する聞き取り調査を事例として考察する。

2. IRMの類型

(1) 査証から考察するIRMの移住期間

IRMは引退を重要な契機とする、国境を越えた人口移動であるが、移住期間はどのようなものなのだろうか。IRMの移住期間は滞在国の査証による滞在許可期間、または無査証での滞在許可期間により考察することができる。有効期間が6カ月以上ある日本の旅券と往復航空券所持者は、観光を目的とする30日以内の滞在である場合はビザ免除制度による無査証でタイ入国ができる。また国境を接する近隣諸国の入国管理検問所から入国する場合は無査証で15日の滞在が許可される。タイ観光ビザはシングルエントリーとマルチエントリーの2種類があり、タイ入国時に60日間の滞在が認められる。タイは就労を目的としないIRMを対象に、Oビザ(年金受給者ビザ)、O-Aビザ(ロングステイビザ)、O-Xビザ(10年ビザ)を設けている。タイ入国時にOビザは90日、O-Aビザは1年、O-Xビザは5年の滞在許可が付与される。また、タイ政府観光庁が運営するThailand Eliteに入会することで5年間のマルチプルビザが発給され、毎入国時に1年の滞在が許可される。査証の有無や各査証を使用した入国での滞在許可期間によってIRMを類別すると表1のような分類ができる。

表1 査証の有無と種類で分類したIRMの型						
日数	15日	30日	60日	90日	1年	5年
種類	陸路入国	空路入国				
無査証						
有査証			観光ビザ	Oビザ	O-Aビザ	O-Xビザ
メンバーシップ					タイランド・エリート	

出典: 2018年外務省在留法数統計調査を基に筆者作成

(2) ビザ免除制度と滞在許可期間の延長

査証や無査証での入国に際し許可された滞在期間を延長する場合は、更新手続きが必要となる。無査証の場合、タイの入国管理局事務所にて30日の延長申

請が可能である。また、一度タイより出国して再入国する場合は空路入国で 30 日、陸路入国で 15 日間滞在が可能となる。タイ入国管理局は、ビザ免除制度を利用して国境を隣接する国との出入国を繰り返す所謂ビザラン行為によって、事実上長期滞在を行うものを規制するために、国境を接する国からの査証免除措置を利用した入国を暦年で 2 回までとする旨の内務省令を 2016 年 12 月 1 日付け官報に告示した。同措置は同年 12 月 31 日より施行されている。よって、無査証のものが 2 回のビザランとタイ入国管理局での延長申請が受理された場合に最大 90 日のタイ滞在が可能となる。

空路による再入国回数の制限はないが往復航空券の提示が必要であり、ビザランの疑いがあると判断された場合などは、ビザ免除制度が使用できない可能性もある。

アーリ(1990:1-7=1995:4-8)は、観光と表現する最低限の共通特質として、観光は余暇活動であり、制度化され組織化された労働の対象物であることや、そこで必然的にともなう住まいや労働のある場所以外への空間移動が旅であることを挙げている。更に、滞在はその場に留まることであるが、旅の滞在期間は短期かつ一時的性質をもち、比較的近いうちにホームへ戻る心積もりがある、と説いている。アーリの観光概念から考察すると、観光を目的とするビザ免除制度は、観光を目的とする者に対するビザ免除制度であることから、タイ入国に際し、旅の滞在期間は短期かつ一時的であることが条件である。滞在期間が長期かつ恒久的な場合は、その目的に合致する査証の申請が必要である。無査証制度による IRM 実践は、2 回の陸路出入国と入国管理局での延長申請が受理された場合の最大値 90 日を限度とする「陸路 15 日－90 日滞在型」と第 3 国へ渡航するための航空券を所持する「空路出国前提型」の 2 つに類別できる。

しかし、査証免除制度を利用した旅行者が、タイ観光の後に日本に帰国せずに継続して第三国での観光を継続することも想定される。観光の継続により、ホームとなる家が日本以外に移行する可能性が観光の裏にあることも否めない。

(3)査証更新による滞在許可の延長

観光ビザでの入国では 60 日の滞在が許可されるが、タイ国内の入国管理局にて 30 日の延長申請が可能である。シングルエントリー観光ビザは 1 回のみ入国が許可されることから最大 90 日の滞在が可能である。

マルチエントリーの観光ビザを所持するものは、ビザ有効期間内に再入国すると更に 60 日の滞在が許可される。よって 180 日間に 3 回の入国を繰り返すことと、ビザ有効期限の失効前に各 30 日の延長を申請することにより最大 270 日の滞在が可能である。

タイ政府は IRM 誘致政策として、年金ビザとロングステイビザ設けている。これらは更新申請が受理されると 1 年の更新が可能である。更新回数の制限はないが、財務要件など予め決められた要件を証明する書類が必要である。10 年ビザでの滞在許可期間は 5 年であり更新により更に 5 年滞在ができるが、ビザ発給要件で定められた健康保険の加入は 1 年のみの保証であることから、入国管理局にて毎年保険の更新確認手続きが必要となる。Thailand Elite のメンバーは 1 年の滞在許可が貸与されているが、Thailand Elite 事務局にて延長申請が可能である。

タイの査証やメンバーシップ制度での滞在許可期間更新要件から考察すると表 2 のように類別できる。

表 2 査証とメンバーシップの種類から考察する IRM の類型					
項目 種類	査証、メンバーシップの種類	滞在許可 日数	国内延長更新	国内での最大更新回数	最大滞在日数
VISA 免除 制度	陸路入国	15 日	30 日	暦年/2 回	90 日/ 暦年
	空路入国	30 日		一般的な渡航回数内	60 日/ 回
観光 VISA	シングル	60 日		更新不可	90 日
	マルチ			回数制限なし/180 日以内	270 日
IRM を対象とする VISA	O		1 年	制限なし/滞在許可期間内	恒久的
	O-A				
	O-X	5 年	5 年	事例なし	
タイランド・エリート	5 年	1 年	1 年	制限なし/5 年以内	5 年
	10 年			制限なし/10 年以内	10 年
	20 年			制限なし/20 年以内	20 年

出典：在東京タイ大使館、タイ政府観光庁資料を基に
筆者作成

これらの査証やメンバーシップは、滞在許可日数や更新回数に限度がある一時的滞在型と、更新による滞在許可日数延長を繰り返すことによる結果として恒久的滞在が可能な型に大別できる。このように、O ビザ

やO-Aビザ(1)は更新を繰り返すことによる恒久的滞在が可能な型といえる。

国連経済社会局では、国際（国境を越えた）移民の正式な法的定義はなく、多くの専門家は移住の理由や法的地位に関係なく、本来の居住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意しており、3カ月以上12カ月未満の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住として区別することを一般的としている。アールの観光概念とタイの査証制度、国連が一般的とする移住定義から考察すると、観光ビザや更新をしないことを前提としたOビザ、O-Aビザでの滞在は一時的移住、OビザやO-Aビザの延長やO-Xビザでの滞在は長期的・恒久的移住と捉えることもできる。

一方で、タイ入国時には短期かつ一時的な滞在を予定していても、査証更新により長期的・恒久的移住へとシフトするケースもある。田嶋(2010:14)は、移住そのものが常態化している現代社会にあって、どこが移住の最終的な目的地なのかを明確にすることの難しさを述べている。なぜなら、国際移住は短期的な移動者へと拡張されているからである。また、たとえ短期的な在留資格設定の下で移動したとしても、それらの移動が常に長期的滞在への意向可能性を持ち、さらなる定着・定住をもたらすことが想定される(Zlotnik,1992:19-20)。では、ホームとなる居住地登録制度を日本国内での手続きから考察すると、IRMの本拠地や移住の最終的な目的地はどのように捉えることができるだろうか。

(4)日本の住民登録制度とIRMの滞在期間

住民基本台帳法第24条では、住民としての地位を変更する場合は「転出届」「転居届」「転入届」を転居14日以内に管轄自治体へ提出することを定めている。転出先が海外である者は、概ね1年以上の海外滞在目安に「海外転出届」を提出する。海外転出届提出により国内の住民ではなくなり住民登録が抹消される。日本国籍であっても住民でないことから、国民健康保険と介護保険から自動的に脱退となり、医療や介護費は全て自己負担となる。日本に住民登録のある者が海外で医療施設を使用した際は、海外医療費還付制度の使用が可能であり、国民健康保険加入者は一定の条件を満たせば、海外医療機関で治療を受けた場合に申請すると、医療費の一部が払い戻されるが、現地での医療費立替や窓口申請のために帰国が必要である。介護

保険は、日本の居住地を管轄する市区町村での介護認定が必要であり、国外で使用できないことから、介護保険を使用した介護が必要な場合は帰国の必要がある。

このように、日本に居住地を定めている概ね1年以内の帰国前提移住者と、日本の住民登録を抹消した移住者では、医療費に関わる自己責任範囲が異なる。IRMは、日本に住民登録している居住地があるかないかによる分類が可能であり、ここでの判断基準は概ね1年以上の移住か、1年以内の帰国によっていであるか、である。民間の海外旅行保険は70歳以降の加入希望者に対する加入期間が短縮され、疾病適用が外されることもある。日本の住民登録制度からIRMを考察すると表4のような分類ができる。

表3.住民登録と保険制度から考察するIRMの分類		
住民登録 保険制度	住民登録あり	海外転出届による住民登録抹消
海外療養費還付制度	使用可	使用不可
介護保険制度	使用不可	
海外旅行傷害保険	使用可（70歳以上での加入希望者に対する保険期間制限あり）	

出典：住民基本台帳法並びに全国保険協会資料を基に筆者作成

介護保険法の被保険者は居住地を管轄する市区町村の住民に限定され、国外での介護には適用されない。よって帰国して介護保険を使用するか、もしくは移住先に留まり自助にて介護を行うかの選択となるが、医療が必要でも治療しないケースや、介護が必要な状態でも何もしないケースも想定される。日本人IRM実践者の医療介護関連問題はチェンマイを事例とした現地諸手続きから考察すると、誰がどこまで担うべきものと言えるのだろうか。

3. 在チェンマイ邦人IRMの現状

(1)在チェンマイ在留邦人と現地での諸手続き

2018年10月1日時点の年齢別在チェンマイ邦人数は表4のように分類される。

表4. 年齢別在チェンマイ邦人数										
年齢	90歳代	80歳代	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	10歳代	10歳未満
人数	15	95	622	709	345	370	259	242	307	257

出典：2018年外務省在留邦人統計調査を基に筆者作成

旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない(旅券法第 16 条)。外務省による在留邦人統計は、当該在留公館に提出された在留届を基に集計され、在留届の未提出者は含まれていない。在留届は家族単位で届け出でるものであり、住民票という筆頭者に相当する「本人」と、在留届の同居家族欄に記載されている「同居家族」に分類して集計されている。在チェンマイ邦人 3221 人のうち「本人」は 2,303 人、「同居家族」は 918 人である。このことから、在チェンマイ邦人社会は単身者が相当数存在していることがわかる。在留届未提出者や、三カ月以内の滞在者⁽²⁾など、チェンマイでは在外公館が把握できない、顔の見えない在留邦人の存在がある。

福永(2007)は、在留届を出さない人の安否確認が至難の業であることや、病気になっても治療費が払えず病院から引き取り依頼が来る在留邦人の存在を挙げ、彼らの中には、日本の在留邦人家族にも見放され、病気や、痴呆、介護を必要とする状態に至る人もいることを述べている(日本経済新聞, 2007 年 8 月 9 日夕刊 p.8)。タイでは原則として、親族の署名がなければ遺体の引き取りや火葬が行えない。移住者に関わる問題が発生した場合に備えて、誰がいつどのように日本の親族と連絡を取るかを明確にすべきである。

外国人滞在者はタイ政府にも滞在地を申告する義務がある。タイ入国法第 38 条では家主、所有者、占有者またはホテルマネージャーは、滞在許可を得た外国人が入居した際は 24 時間以内に、同じエリアにある入国管理局に提出するための、外国人居住証明書

(แบบการแจ้งคนต่างด้าวเข้าพักอาศัย สำหรับเจ้าบ้านเจ้าของหรือผู้ครอบครองเคหะสถาน beep gaanj jeng tangdaaw khaw phak aasai samrap jawbaan jawkhoong ruu phuu kroopkhroong khe sapaan 略称 TM30⁽³⁾)を提出することを義務付けている。これは居住地の家主が行うものであるが、タイ国外に出国した後に、再び同じ場所に居住する場合は、外国人居住者自身で更新する。タイ国内の他県に移動した場合も転居証 (แบบการแจ้งย้ายสถานที่พักอาศัยและเดินทางไปอยู่ต่างจังหวัด beep gaan jeeng yaai sataanthii phak aasai le duungtaangpaiyuutaangjangwat khun yiiship shii chuamoong bukkhontaangdaaw 略称

TM28)が必要であり、借主が転居先を管轄する出入国管理局にて転居後 24 時間以内に届け出を行う。

また、同法第 37 条第 5 項では「タイ王国での暫定的滞在を許可された者のうち、連続して 90 日以上滞在する者は 90 日目に出入国管理事務所に居住地を文書で届け出る義務を負う。その後も 90 日ごとに、居住地を報告しなければならない」と規定している。これは、所謂 90 日レポート (แบบการรับแจ้งอยู่ในราชอาณาจักรเกิน 90 วัน beep gaan rap jeeng yuu nai raachaaanaa jaak khun gaawship wan 略称 TM47) と呼ばれる手続きを指す。同法第 76 条では「届け出を怠った者は、5000Baht(4)以下の罰金、および 1 日 200Baht の違反金が届け出期限を超過した日数分、科される」との罰則規定が明記されている。これらの手続きに不備のある人は査証更新が認められない場合がある。タイ国内での諸手続きを纏めたものが表 5. である。

表 5. タイに必要な居住地申告手続き				
項目 種類	提出義務の生 じる滞在期間	提出先	提出者	更新等
在留届	90 日以上	移住地を管轄する 在タイ日本公館	本人または同居 家族	記載事故の変更 等は速やかに届 け出る
TM30	24 時間以内	移住地域を管轄す るタイ出入国管理 局	家主	本人による更新
TM47	90 日以上		本人	90 日ごとに更 新

出典：外務省オンライン在留届とタイ出入国管理局資料を基に筆者作成

2. にて考察した査証や更新手続き、日本の住民登録制度にタイでの諸手続きを照合すると、IRM は以下の分類が可能である。まずは予め一定期間のみの移住であり、帰国を含む第三国への出国を予定している余暇活動型である。余暇活動型は、出国日を想定していることから査証免除制度によるタイ入国や、観光ビザを取得した人たちである。日本の住民登録も 1 年以内の帰国が想定される場合は、海外転出届の必要もない。生活の拠点や源泉を日本に担保した余暇活動と言える。

次に定住志向型が挙げられる。定住志向型には(a)長期滞在が可能な査証で入国しているが、余暇活動を主とした滞在であり、帰国前提であることから日本に住民登録がある帰国前提定住志向型(b)長期滞在が可能な査証で入国し、1 年以上の滞在を見込み海外転出届を提出した非日本居住定住志向型に分類できる。これ

ら3つの型は、移住者の医療介護問題はこれら3つの型により、それぞれの対応策が異なる者だろうか。帰国を担保した余暇活動型や帰国前特定住志向型 IRM は、医療問題に直面した場合、海外療養費還付制度を利用することができる。しかし、身体状況により航空機搭乗に制約がかかる場合や、移動困難な場合も想定される。日本に居住地登録をしているかどうかだけでは、医療介護問題と IRM の関連は区別できない。非日本居住定住志向型 IRM は国民健康保険非加入者であり、海外療養費還付制度は適用されず自己負担となることから、ここに医療費自己負担の責任は認められる。医療費に関わる自己責任範囲の違いは認められても、帰国を選択できないような健康悪化に対するリスクはいずれの型も共通するものである。

WHO(世界保健機構)は2000年に「健康寿命」の概念を提唱した。厚生労働省では「健康寿命健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義している。また、日本国憲法第二十二条では、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を認めている。ここでは外国に移住し、又は国籍を離脱する自由も明記されている。居住地選択の自由は、健康寿命に即した期間だけの限定的なものとはいえない。IRMの医療介護リスクに対して、在チェンマイ日本人 IRM 実践者は実際にどのような対応をしているのだろうか。

(2)在チェンマイ邦人 IRM のリスク管理

チェンマイには会員数 300 名を超える日本人会や IRM 実践者を主体とした親睦団体、タイ人配偶者を持つ在チェンマイ邦人を主体とした親睦団体など 100 人以上の会員組織が3つあり、各団体が連携した北部日系団体連絡協議会を定期的に開催して、各種届け出や査証等に関する情報の報告共有化を展開している。しかし、全ての日本人 IRM がこれら親睦団体に加入しているわけではない。3221 人の在チェンマイ邦人に対して、前記3団体の日本人延べ会員数は 496 人（2018 年 10 月時点）である。7 割近い在チェンマイ邦人は親睦団体等に参加していない。また、各団体で行われるアクティビティ活動や定例会には会員全てが参加しているわけではない。この理由の一つに、在チェンマイ邦人はチェンマイ市内だけではなく、市外や他県での移住が広がっていることにある。

(3)在チェンマイ日本人 IRM の自己責任と在留邦人に対する日本行政の支援範囲

在チェンマイ日本国総領事館の管轄する北タイ地域はチェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェンライ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プレー県、ウタラディット県である。各県の市街地、郊外に居住する日本人を分類したものが表 6.である。

市町村名	人数
チェンマイ市内	1613
市外	876
チェンライ市内	203
市外	198
ランパーン市内	27
市外	36
ランブーン町内	57
町外	29
メーホンソーン町内	1
町外	10
ナーン町内	1
町外	9
パヤオ町内	22
町外	100
プレー町内	13
町外	12
ウタラディット町内	10
町外	4
合計	3221

出典：海外在留邦人調査統計を基に筆者作成

協議会での領事館報告によると、2019 年チェンマイの邦人死亡者は 9 月 19 日時点で 25 名であり昨年より増加傾向にある。80 歳以上の高齢者の死亡が増加していると言う。また、チェンマイ県のみならず、隣接するチェンライ県やパヤオ県でも病死案件が増加傾向にあり、在留邦人高齢化が近隣県まで広がっている。

X さんはタイ人女性と結婚しチェンマイ郊外に住む 60 代後半の男性である。X さんは在留邦人友人 5 人で葬儀互助会を発足した。1 人 B5,000 を加入金として、年 B6,000 積み立てる。積立金は互助会メンバーの死亡時に関わる葬儀費用として使用する。互助活動に賛同し、自発的に加入を希望する人を対象としていることから、特に新規メンバーの勧誘をせずメンバー数増減

もない。自助ができない死後の責任を、メンバーが代わって果たす機能を担うものである。

2019年3月チェンマイ郊外に日本人の墓地が造られた。終の棲家としてチェンマイを選択した在タイ邦人Yさんに託された遺志を日本人とタイ人の友人達が引継ぎ建立したものである。チェンマイへの居住選択と、終の棲家がチェンマイとなった結果との因果関係が成立し、ここが自己責任ともいえる。チェンマイでは、介護研究グループ(2018年3月解散)や、在留邦人死亡時の委任状事前準備としてエンディングノートや、生前委任状、延命治療可否等の要旨を作成し、仲間と共有している人もいる。健康状態の悪化した在チェンマイ邦人の話を聞きつくとその場に向かい、生活相談や帰国の説得をするボランティア活動を展開している人もいる。しかし、ボランティアが帰国を促しても帰国を躊躇する人もいる。なぜなら、吉原(2019:45)が指摘するように、多くのリタイアメント層は日本で居場所を失い、日本に回帰する退路を断ち切っているからである。佐藤(1993:216)は、帰国するかしないか狭間で、日本へ帰国しても似たような生活しかないのならば、精神的に楽な方を選択する人の存在を挙げている。このように、移住者の帰る場所、留まる場所は、移住者の自己決定のみならず、帰国後の活路を含んだ日本国内の問題にも関与すると言える。

4. 結論と今後の課題

本稿では IRM 実践者の移住期間と国内外での行政手続きに着目して IRM の類型を試み、IRM に関連する問題が、各タイプのどこに起因するのかを明らかにし、解決に向かうための方向性を探ることを目的とした。そのために、2.にて各査証の滞在許可期間や更新条件、海外移住に関わる日本の住民登録制度による IRM 類型を分析し、3.にてチェンマイを事例とした現地での諸手続きや現地親睦団体の活動を考察した。その結果、下記3点が明らかになった。

まず、IRM は滞在期間の長さにより諸手続きが異なることが挙げられる。国内外での諸手続きを考察すると、IRM には滞在期間 90 日と 1 年を境に、それぞれの滞在期間に応じた諸手続きが国内外双方にある。90 日と 1 年の境界は、国連移住定義の短期的移住と恒久的移住の区分とも合致する。日本の在留届とタイの TM47 は 90 日、日本での海外転出届とタイの IRM 対象査証更新は 1 年であり、90 日と 1 年の境界は全てに共通する。これらの手続きを行う際に、自分がいつま

で移住地に滞在するか、滞在する場合の自己責任範囲を確認する機会と認識することにより、移住を継続するかどうかを再考することに対する喚起が必要である。タイ査証や日本の住民登録、海外転出届、在外公館への在留届、タイ出入国管理局での居住地登録手続きはそれぞれ独立したものであるが、IRM 実践者の居住を自ら宣言する手続きとして、関連性が認められる。

次に、IRM は余暇活動型と定住志向帰国前提型、定住志向非日本居住型の 3 つに分類できるが、これらの型は必ずしも固定されたものではなく、他の型への移行可能性を帯びている事が挙げられる。なぜなら、移住当初は一時的な滞在を予定していても、査証の更新を重ねることによって 10 年、20 年と滞在を延長し、終の棲家となる人も想定されるからである。IRM は実践を決める時に滞在期間を決めるだけではない。移住しながらも、いつまで移住を続けるのか、帰国するのか、それとも第三国に移動するのかなど、移住期間選択の自由がある。よって、移住行為だけではなく、査証更新を繰り返した結果には自己責任範囲の変化が生じることもあるといえるだろう。介護保険を使用できない海外で、健康悪化や貧困化に陥った人にとって自助努力で生活し続けることは難しい。自助努力ができないままチェンマイに住み続けるより、自助努力できない部分の支援を帰国して日本で受ける選択を促すことは、当事者の今後の人生を思うこととも言える。このようなボランティアのみならず、在チェンマイ邦人の一部では、万一に備えた共助・互助活動が展開されていた。

最後に、海外に居住する自由獲得と、健康悪化や介護問題の関係性が挙げられる。加齢による健康悪化や介護関連問題は、全ての IRM に共通するものではない。日本の寒さを逃れて、常夏の地で第二の人生を謳歌する移住者は、ゴルフやタイマッサージなど、日本と比較して安価なアクティビティを楽しむことで健康寿命の延伸を実感している移住者もいる。海外移住と加齢による健康悪化や介護問題は、IRM 実践者が健康問題に直面した時に、何処でどのように自分らしく生きるかを想定し、予め準備することで対応可能となることもある。日本国内であれば介護認定を希望する本人が居住する市区町村にて申請できるが、たとえ日本に住民登録をあっても国外では介護制度が利用できない。国民健康保険加入者は海外療養費還付制度を利用できるが、現地での医療費は本人が支払い帰国後に申

請することから、医療に関わる備えが必要である。移住者に関わる医療介護問題は、万々に備えてどれだけ準備をするのか、移住地での医療介護を希望するのであれば、それ相応の準備が必要である。加齢により段階的に健康状態が悪化するだけではない。突発的な病気やケガへの備えも必要である。チェンマイでは健康状態が悪化した移住者に対してボランティアが帰国の説得する動きがあるが、ボランティアに帰国を促されても躊躇する人がいる。ここには、日本で安心して老後を送れない不安から、日本に住むことを選択できないジレンマが見える。IRM の健康悪化や介護関連問題は、移住先だけではなく日本国内の問題ともいえる。よって、移住先のみならず「帰国する自由」が担保されるように国内対応も包括した実効性ある制度的対応が必要である。

本稿では日本人移住者に対する IRM 受け入れ国や日本の制度との関わりを分析するために在チェンマイ日本人移住者を事例とした分析を試みた。今後はチェンマイのみならず周辺諸国にも範囲を広げ、東南アジア各国の実態とチェンマイを比較分析しつつ、IRM 者が負う責任範囲と、自己責任を全うするために有効な制度的対応の提案を課題として、本稿の結びとする。

謝辞：本研究調査においては、在チェンマイ日本人の方々や現地にて外国人に住居を賃貸しているタイ人家主協力者の方々に多大なるご協力頂いたことに謝意を表したい。

【補注】

- (1) O-X ビザは発給開始後 10 年を経ても更新事例がないことから、永住に相当する恒久的滞在に含んでいない。
- (2) 外務省では在留届の提出が必要のない人を対象に海外安全情報配信サービス「たびレジ」登録制度を設けている。
- (3) 比較的規模の大きい condominium 等ではマネージャーが一括して手続きを代行する場合もある。
- (4) 1 Baht=3.62 円 (2020 年 1 月 21 日現在)

【参考文献】

- Urry John & Jonas Larsen, 1990, "The tourist gaze : leisure and travel in contemporary societies" London : Sage(ジョン アーリー=加太宏邦訳, 1995, 『観光のまなざし : 現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局)
- 伊藤真, 2010, 「海外日本人社会の組織化と分節化 — タイ、チェンマイと中心に —」『人文学報』首都大学東京 第 423 卷

第 3 号 P1-19

- 小野真由美, 2012, 「日本人高齢者のケアを求めた国際移動—マレーシアにおける国際退職移住とメディカルツーリズムの動向から—」『アジア太平洋討究』早稲田大学アジア太平洋研究センター No18 p253-267

- King, R., Wames, A.M. & Williams, A.M., 1998, "International Retirement Migration In Europe" *International Journal of Population Geography Vol4, p91-111*, Chichester West Sussex UK : Wiley

- 久保智祥・石川義孝, 2004, 「『楽園』をもとめて—日本人の国際引退移動—」『人文地理』一般社団法人人文地理学会 第 56 巻第 3 号 p74-87

- 佐々木基一, 1987, 「シルバー・コロンビア計画」『群像』講談社 p206

- 佐藤文明, 1987, 「通産省の暴走 戻すほみのシルバー・コロンビア計画」『政界往来 53(4)』政界往来社 p104-113

- 佐藤真知子, 1993, 『新・海外定住時代 オーストラリアの日本人』新潮社

- ストライカー・ジャック, 1989, 「外国人の見たニッポン シルバー・コロンビア計画」『Monthly Elder9(3)』高齢・障害・求職者雇用支援機構労働調査会 p36-37

- 高沢明良, 1987, 「現代の棄民政策 「シルバー・コロンビア」」『知識 3(66)』彩文社 p140-147

- 玉井勝美, 1987, 「シルバー・コロンビアの愚」『文芸春秋 65(4)』文芸春秋社 p324-329

- 田嶋淳子, 2010, 『国際移住の社会学 東アジアのグローバル化を考える』明石書店

- 通商産業省, 1986, 「シルバー・コロンビア計画'92—豊かな第二の人生を海外で過ごすための「海外居住支援事業」」『月間政府資料』No149 p21-35

- 通商産業省産業政策局編, 1988, 『海外滞在型余暇—国境を越える余暇の将来展望』(通商産業省)

- 日本経済新聞, 2007 年 8 月 9 日夕刊 p8, 「地球に暮らす 困った日本人たち①」(筆 : 福永佳津子)

- 橋本健二, 2019, 「日本社会を分断する「自己責任論」の罠」『潮 11 月号第 729 号』潮出版社 p56-62

- 弓野克彦, 2018, 「タイにおけるロングステイとその魅力」『盤谷日本人商工会議所所報』盤谷日本人商工会議所 第 672 号 p23-28,

- 吉原直樹・今野裕昭・松本行馬, 2016, 『海外日本人社会とメディア・ネットワーク バリ島日本人社会を事例として』東信堂

リゾート・観光地における芸術家の長期的滞在と観光的魅力の創造

—類型化を通じた研究課題の整理—

The Long-term Stay of Artist, and the Creation of Tourism Attractions within Resort and Tourism Area

古本泰之*、安島博幸**

FURUMOTO Yasuyuki, Yasujima Hiroyuki

ある観光地をアート・ツーリズムによって振興することを企図する場合、そこにはアート作品や美術館等の観光資源・観光施設が求められる。また資源・施設の文化的観光魅力の誘引力を考えると、作品等のオリジナリティが重要となり、その創造には当該地域で活動していた（している）アート関係者の存在が大きいと言える。そこで本研究では、既往文献・資料を基に、アート関係者の地域への滞在が当該地域の文化的観光魅力の創造にどのように寄与しうるかについて、地域内での活動の類型化を通じた分析を行った。その上で、別荘や半移住拠点を持つアート関係者の長期滞在に伴う活動と、その地域の文化的観光魅力との関係性についての分析を、今後の観光研究・ロングステイ研究の研究課題として指摘した。

キーワード：アート・ツーリズム、文化的観光魅力、アート関係者、長期滞在

1. 本研究の背景と目的

芸術祭に行く、野外彫刻を鑑賞する、美術館に「優れた」芸術作品を見に行く、あるいは地域文化に親しむという観光行動は、アート・ツーリズムの一形態として位置づけられており、近年特に盛んになっている。例えば、竹田茂生・陳那森（2012）は創造的階級を観光地に引きつける上でのアートの重要性を指摘しているが、雑誌等一般誌でも、後述する「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」の成功以降、地域住民の参与も含めた地域活性化の手法としてアート・ツーリズムが取り上げられる機会が増加し、観光のスタイルとして定着してきている。

一方で、日本の観光研究（ロングステイ研究も含む）においては、上述のアートトリエンナーレ以降に注目が集まるようになったため、そのような現代アートをテーマとしたイベントによる地域振興に焦点が集中している傾向がある。しかしながらこれまで筆者が指摘してきたように（古本泰之，2014 等）、日本の観光地における観光資源としてのアートには多様な側面があり、より広範囲な視座からの研究が求められる。

ところで、ある場所にアートを目的とした観光者が来訪する場合、そこには目的となる「何か」が存在する。この「何か」とは、旅行ガイドブック等の記載等

を踏まえると、①作品⁽¹⁾、②特定の作家の活動拠点、③美術館（展示内容に加えて施設そのものの建築的価値も含む）が想定される。日本の観光地に存在する美術館については、「アミューズメント性に寄っている」「どこに行っても同じ展示内容の施設がある」といった批判がしばしば生じる。また、「そこに行かなければ見られない・体験できない」モノやコトほど観光者を誘引する力が強いという、観光資源としての魅力度に関する議論も踏まえると、オリジナリティの高いアート作品や美術館等の展示・説明施設が存在することが観光振興を考える上では重要である。

観光地における文化的観光資源・施設のオリジナリティを考えると、当該地域で活動していた（している）アート関係者の存在が大きいと言える⁽²⁾。例えば、現在も活動している芸術家が地域内に存在した場合、新たな作品がその地域で生み出されることに加え、活動（拠点）を通じた来訪者（地域住民も含む）との交流といった効果が期待される。また過去に活動していた場所であれば、作品に描かれた風景を探して観光者が訪れたり、残された作品を展示する美術館の利用者が増加したりすることが期待される。その観点から、地域内に文化的観光魅力を新たに創出したり既存施設の魅力を高めたりすることにおいて、地域内に滞在する

*杏林大学 **跡見学園女子大学

アート関係者の果たした役割を分析することは、観光振興の視点からロングステイを捉える上でも重要な研究テーマになることが指摘できる。

しかしながら、上述したように観光地とアートに関する研究は現代アートをテーマとしたトリエンナーレ等のイベントに集中しており、他の現象に関する研究は少ない状況にある。本研究は、このテーマに関する研究の端緒として、既往文献・資料等を基に日本の地域において有力な文化的観光魅力の創造につながるアート関係者の滞在の形を類型化し、研究課題を提示することを試みる。

2. アート関係者の滞在と活動のパターン

まず、主たる生活拠点地（自宅）以外の場所にアート関係者が滞在する形態とその活動を、職業芸術家と非職業芸術家に分けて以下のように分類した。

表-1 アート関係者の滞在と活動のパターン

	職業芸術家	非職業芸術家
長期滞在 (別荘・移住)	A：地域をモチーフにした創作と発表 B：集積による「芸術村」の形成と活動 C：イベント等の企画運営・出展による交流 D：美術館・ギャラリー等施設の設定	A'：趣味としての創作 C'：イベント等への参加を通じた交流 D'：個人の所有物による展示施設の設定
短期滞在 (宿泊施設等)	A：地域をモチーフにした創作と発表 C'：イベント等への出展を通じた交流	A'：趣味としての創作 C'：イベント等への参加を通じた交流

(諸資料より筆者作成)

筆者が静岡県伊東市伊豆高原地域で 2015 年にヒアリング調査を行った際、「人と関わりたくないで別荘に 1 人でこもって滞在しており、滞在場所との関わりは皆無」という職業芸術家の存在も確認されたが、ここではある地域への滞在中にアートに関する活動を行

ったことが、地域の文化的観光魅力の創造につながっているケースに絞って整理した。

(1) A：地域をモチーフにした創作と発表

海外においては、職業芸術家が別荘地やリゾートに拠点を置きながら作品を描いたことが、その地域の強い文化的観光資源となって美術館等が設立されることがある。例えば南仏プロヴァンス地方には、ヴィンセント・ヴァン・ゴッホが滞在したアルル等、多くの「芸術家が愛した」とされる観光地が存在する。

日本においては、主に作家の生誕地や終生の地が観光地であった場合、その縁で設立された美術館が結果として観光施設になる場合が多く見られる⁽³⁾。また、後述する「芸術村」が面的な観光資源になっているケースもある。ただ、日本における国内外の職業芸術家の地域への滞在において最も注目されるのは、「アーティスト・イン・レジデンス」制度を通じた短期的滞在与創作活動の促進であろう。(主に海外の) 職業芸術家を対象に、制作施設の利用と地域への滞在を支援し、そこで創作された作品を当該地域のギャラリーや美術館が買い上げる制度である。著名なプログラムとしては、「秋吉台国際芸術村」(山口県) や「福岡アジア美術館」(福岡県) があり、自治体のみならず NPO 法人等の多様な運営主体が取り組んでいる。また滞在中は地域住民との交流が行われることも多い。このアーティスト・イン・レジデンスは、上述した越後妻有アートトリエンナーレのような国際的な芸術祭を支える仕組みとして機能している。

一方で、別荘を有する、あるいは拠点を持った半移住といったケースも想定される。例えばクロード・モネはフランス・ノルマンディー地域圏に複数回訪れて作品を作り上げていたが、1883 年には同地域に定住して 1926 年に逝去するまで作品を作り続けた。その活動の場は世界的な文化的観光資源・施設となっている。日本でも、職業芸術家である田崎廣助が、長野県軽井沢町の別荘地にアトリエを設けて白樺湖等を題材とした創作活動に取り組んだことが軽井沢町での美術館の設立につながった、田崎美術館のようなケースを見ることが出来る。

(2) B：集積による「芸術村」の形成と活動

A が職業芸術家の作品を通じた文化的観光魅力の創造であるならば、B は彼・彼女らの集積と中長期的な滞在を通じた活動が文化的観光魅力の創造、さらには観光資源・施設化につながっているケースである。

海外においては、フランスのバルビゾン村の事例が挙げられる。この小さな村に1830年頃から、ジャン＝バティスト・カミーユ・コローやテオドール・ルソーらが滞在し、交流をしながら作品を作り上げていった。最盛期には100人を超える訪問・滞在があったとされ、現在は彼らの作品や活動拠点の跡地が有力な観光資源・施設となっている。

日本においても、別荘地として機能していた千葉県我孫子市（白樺派）や東京都杉並区荻窪地域に芸術家が集積し活動を行っていたが、現在は首都圏の住宅地という側面を持つこともあり、観光資源・施設というよりは、地域の文化財的要素が強い。

(3) C：イベント等の企画や参加を通じた交流

このパターンには職業芸術家に加え、アートに関心を有するものの職業とするには至っておらず、他者の作品の収集や趣味としての作品展示に取り組んでいる非職業芸術家の活動も含まれてくる。ここでは2つの事例を示す。

1) 大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ

このアートイベントは、北川フラム氏を総合ディレクターとして迎え、「交流人口の増加」「地域の情報発信」「地域の活性化」を目的として新潟県妻有地域を舞台に2000年にスタートし、現在も3年に一度開催されている国際芸術祭である。国内外から548,330人（2018年開催分）を集める大規模なイベントに成長し、日本各地でのアートによる地域振興に大きな影響を与えている。

上述の通り、アーティスト・イン・レジデンスを活用し、国内外から数多くの職業芸術家を集めるとともに、彼・彼女らが地域の歴史や現状を学びながら地域住民との関わりを通じた創作活動を行ったり、「こへび隊」と呼ばれる（アートに関心を持つ）ボランティアを巻き込んだ交流活動を展開したりしたことにより、アート活動による新たな地域文化の創造（地域文化資本）につながったという指摘も多い。

2) 伊豆高原アートフェスティバル

1992年にスタートし25年間継続されたアートイベントである。2017年に終了した後「伊豆高原五月祭」として引き継がれ、2019年にその第2回が開催されている。

これは著名な文化人であった谷川晃一氏・宮迫千鶴氏の提唱に基づき、別荘地に活動拠点を置いている職業芸術家、アート作品の収集家や趣味としてクラフト

を扱う非職業芸術家に加え、アートに関心を持つ地元住民も加わって委員会形式で立ち上げたイベントである。プロ・アマチュア誰でも参加が可能で、概ね平均100団体前後が展示スペース（自宅、アトリエ、店舗等）において、自らが展示したいものを展示する形（「わたくし美術館」構想）で展開した。開催時は大きな注目を集め、初年度には100,000人（フェスティバル事務局発表）の来訪者があった。



表－1 伊豆高原アートフェスティバルの展示

（筆者撮影）

この伊豆高原アートフェスティバルが注目された時期と、伊豆高原地域に美術館が集積した時期が重なっていることから、このイベントは伊豆高原地域に「アート」という観光的魅力を創出するきっかけになったと言える（古本泰之，2014）。その一方で、有料美術館を含めた観光事業との関わりを避けた経緯もあり、集客力から見れば大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレほどの観光面での成功は得られなかった。ただ、別荘所有者と地域住民がアートへの関心を通じて連携し、展示を見にやってきた観光者も加わった交流が1990年代の前半に展開されてきたという点では先駆的な取り組みであった。

大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ、伊豆高原アートフェスティバルのいずれも、職業芸術家・非職業芸術家が混じり合って交流する場となった。スタートした時期や予算規模、体制の違いもあるが、この2イベントが継続・拡大していく中で、「観光」とどう関わろうとしたかについて検討することは、アートによる観光振興を考える上で重要な課題になり得る。

(4) D：美術館・ギャラリー等施設の設定

1) 職業芸術家

個人のアトリエや別荘を美術館やギャラリーとし、観光者を受け入れるケースである。これらの施設は、

特に自然観光資源が主たる観光地において有力な観光施設として紹介されることが多い。筆者がこれまで行ってきた山梨県北杜市清里地域や静岡県伊東市伊豆高原地域でのヒアリングによれば、これらの施設⁽⁴⁾は作品の展示や販売に加え、来館者と創作者の交流を重んじているケースもある。

2) 非職業芸術家

大別すると2つのパターンに分けることができる。一つは、当該地域に別荘を有していたり、地域振興活動に参加していたりといった縁から、自らの所有物を寄贈する形で地域内に新たな施設を設立する場合である。例えば、池田 20 世紀美術館（静岡県伊東市）やセゾン現代美術館（長野県北佐久郡）が挙げられる。これらの施設の規模は、個人経営の小規模なものから、一般／公益財団法人が運営する大規模な登録博物館・博物館相当施設⁽⁵⁾まで多様である。特に規模の大きい施設は、当該地域の旅行ガイドブック等において観光施設として必ず掲載されている。

もうひとつのパターンが、別荘や半移住先の拠点を開放して所有物を見せる形での美術館・ギャラリーの設立である。大手の一般的な旅行ガイドブックには掲載されないような規模の小さい施設も多く含まれる。

「ミュージアム開設も一つの自己表現」（松永直幸，2003：56）といった指摘があるが、筆者が各地で行ったインタビュー調査においても、別荘を持つ際に趣味を兼ねた副収入のために元々集めていた作品を展示する形で始めた、同じような趣味を持った観光者との交流に期待して始めたといったケースが存在した。これら小規模施設が特定地域に集積するケースもあり、その集積が特徴ある観光資源となっている。

3. まとめと研究上の課題

本論文では、既往文献・資料を基に、日本の地域におけるアート関係者の自宅以外での滞在とそこでの活動を類型化した上で、その文化的観光魅力創造の可能性について分析を行ってきた。

分析の結果を踏まえると、地域内に多様なアート関係者が滞在することは、創作活動やイベントへの参与、施設設立等を通じて、その地域の文化による観光振興を促進すると言える。一方で、研究面を俯瞰すると、これらの滞在のうち「非職業芸術家」の「短期滞在」については、アーティスト・イン・レジデンスやアートトリエンナーレ等を事例とした研究が多く見られるが、アート関係者の別荘や半移住拠点への「長期滞在」

を通じた活動が、地域の文化的観光魅力の創造にどのように寄与してきたかについては、特に日本においてほとんど注目されていない。しかしながら、伊豆高原アートフェスティバルの成果や各地にある芸術村等の存在を踏まえると、この点が今後の観光研究・ロングステイ研究の重要な課題として指摘できる。

今後は「長期滞在」といった用語の詳細な定義設定に加え、個別地域の状況についてミクロな視点から明らかにし、その積み重ねによる一般化を進めていく。

付記：本研究は JSPS 科学研究費 19K12585 の助成を受けて行われた。

【補注】

- (1) 本研究では絵画・写真・版画・彫刻といったビジュアルアートを対象とする。また、アートトリエンナーレ等のイベントでの屋外展示も含む。
- (2) 「アート関係者」としたのは、必ずしも「職業として」アート作品を生み出す「芸術家」に限定する必要は無いと考えたためである。
- (3) 碌山美術館（長野県安曇野市）、伊豆の長八美術館（静岡県賀茂郡）等が挙げられる。
- (4) 黒井健絵本ハウス（山梨県北杜市）、田中治彦美術館（山梨県北杜市）、村上康成美術館（静岡県伊東市）等が挙げられる。
- (5) その施設が所在する地域を所管する教育委員会の登録を受けた「博物館法上の博物館」を指す。また、登録博物館に「相当する」施設として教育委員会が指定した施設が「博物館相当施設」である。なお、日本の観光地にある美術館は、登録博物館・博物館相当施設の指定要件を満たさない「博物館類似施設」が多い。

【主要参考文献】

- 古本泰之（2014）「観光地域における「芸術活動」の観光資源化としての美術館集積—静岡県伊豆高原地域・長野県安曇野地域を事例として—」『日本国際観光学会論文集』第 21 号、71-76
- 松永直幸（2003）「ミュージアムの立地に関する考察」『文化経済学』3 巻 4 号、53-61
- 三浦篤（2008）「印象派とレジャー——19 世紀後半のパリ近郊とノルマンディー海岸」『ドレスタディ』第 53 号
- 竹田茂生・陳那森（2012）「観光アートの現状と展望」『関西国際大学紀要』第 13 号、77-90

長期滞在型・ロングステイ観光学会 会則

平成 27 年 9 月 5 日

発起人会議策定

平成 28 年 3 月 18 日

施行

平成 30 年 5 月 19 日

一部改正

第 1 章 総則

(名称)

本会は、長期滞在型・ロングステイ観光学会と称する

(事務所)

第 1 条 本会の事務所は、理事会が指定した場所に置く。

第 2 条 本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

2 支部の設置について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、国内及び国外における長期滞在型観光（ロングステイ）の普及促進をはかるため、学術研究並びに普及に必要な諸条件の整備に産官学で取り組み、長期滞在型（ロングステイ）の進展と産業育成を目的とする。

※ 諸条件とは、医療・介護・教育・安全・滞在施設・保険・資金・語学・地域コミュニティとの共生・雇用機会・休暇制度・各種アクティビティ等

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ① 機関紙、学術論文集その他刊行物の発行
2. ② 研究発表会、学術講演会、講演会等の開催
3. ③ 調査および研究
4. ④ 長期滞在型・ロングステイ観光に関連する諸団体との交流
5. ⑤ 研究の奨励と研究業績の表彰
6. ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(会員の種別と資格)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ・ ① 正会員 長期滞在型・ロングステイ観光に関する学問分野について学識経験を有する者、または関連分野で実務に従事するもので関心の高い者
- ・ ② 一般会員 長期滞在・ロングステイを実践されている者で、ロングステイに関心を持っている会社員、各種団体、並びに一般の方。
- ・ ③ 準会員 長期滞在型・ロングステイ観光に関連する専門の教育を受けつつある者で、大学院・大学・短期大学または高等専門学校に在籍する者
- ・ ④ 賛助会員 本会の目的・事業に賛同する法人または、行政機関、公共団体、特定非営利法人並びに各種団体
- ・ ⑤ 名誉会員 本会に対して特に功労のあった者または長期滞在型・ロングステイ観光に関連する事業において功績が特に顕著な者で、総会の決議をもって推薦された者

(会費)

第 6 条 次の各号に掲げる会員は、それぞれ年会費として当該各号に掲げる額を、毎年会

計年度に納入しなければならない。

- ① 正会員 8,000 円
- ② 一般会員 6,000 円
- ③ 準会員 4,000 円
- ④ 賛助会員 一口 50,000 円以上（複数口可）
- ⑤ 名誉会員 0 円

2 納入された会費は、返還しない。

（入会手続き）

第 7 条 正会員、準会員ならびに賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。 2 名誉会員として推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費の納入を要しない。

3 会員の資格審査に関する必要な事項は、別に定める。

（資格の変更）

第 8 条 会員の資格の変更は、入会の手続きに準ずる。

（会員の権利）

第 9 条 会員は、本会が発行する機関誌その他の刊行物の優先配付を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

（権利の停止）

第 10 条 会長は、会員が会費を 1 年以上滞納したときは、理事会の議決を経て前条に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第 11 条 会員は、次の各号に該当するとき、その資格を失う。

- ① 退会
- ② 禁治産または準禁治産の宣告
- ③ 死亡、失踪宣告または団体である会員の解散もしくは消滅
- ④ 除名

（退会）

第 12 条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

（除名）

第 13 条 会長は、会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- ① 会費を 2 年以上滞納したとき
- ② 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき

第 4 章 役員

第 14 条 本会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 2 名以上 5 名以内
- ③ 理事 10 名以上 15 名以内（会長、副会長を含む）
- ④ 監事 2 名
- ⑤ 顧問団 理事会が必要と認めた場合、顧問団を設置する

（役員の選任）

第 15 条 理事および監事は、総会で正会員の中から選任する。

2 会長および副会長は、理事会が理事の中から選出し、総会の承認を経るものとする。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 16 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるところにより会務を執行する。

4 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

(役員の任期)

第 17 条 会長の任期は 2 年とする。

2 理事・監事役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了のときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 18 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、その任期中であっても理事会の議決を経て、会長がこれを解任することができる。

(幹事)

第 19 条 会務の処理について理事を補佐するため正会員の中から理事会が委託し幹事を置き人数は若干名とする

(職員)

第 20 条 本会の事務を処理するため、書記等の職員を置くことができる。

2 職員は理事会が任免する。

3 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(総会)

第 21 条 本会は、毎年一回総会を開催する。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 通常総会は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に会長が招集する。

4 会長は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 10 分の 1 以上からの請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

5 次の事項は通常総会に提出して承認を得なければならない。

- ①事業報告および収支決算についての事項
- ②事業計画および収支予算についての事項
- ③財産目録
- ④その他理事会において必要と認められた事項

6 総会は、会員の 10 分の 3 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができないただし、当該議事について書面もしくは電子的方法によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 通常総会の議長は会長があたり、臨時総会の議長は、会議の都度会員の互選で決める。

8 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときには議長の決するところとする。

9 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知しなければならない。

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この会則に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について決定する。

2 会長は、毎年2回以上理事会を招集しなければならない。

3 会長は、理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあった時は、直ちに臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は会長とする。

5 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法によって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章

(委員会)

第23条 本会は、会務の運営および第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第7章

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第26条 本会の予算は、理事会の議を経て総会において決する。

(決算)

第27条 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第8章

(会則の変更)

第28条 この会則を変更しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の各々4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第29条 本会を解散しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の4分の3以上の同意を得なければならない。

付則

1. この会則は平成28年3月18日から施行する。
2. 設立発起人および設立総会前に設立準備委員会によって正会員または準会員もしくは特別会員として推薦された個人、法人、その他の団体は、第8条第1項の規定に関わらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員また準会員、もしくは特別会員になるものとする。
3. 本会の設立当初の役員等は、第16条第1項および第2項ならびに第18条第1項の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
4. 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、会の設立の日から平成29年3月31日までとする。
5. 本会の平成27年度の予算は、第27条の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
6. 本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。
7. 前項の費用は、本会が平成27年度予算に組み入れるものとする。

長期滞在型・ロングステイ観光論集 Vol.4

編集 長期滞在型・ロングステイ観光学会第4回年次大会
実行委員会事務局

デザイン 野口洋平

発行 長期滞在型・ロングステイ観光学会

〒192-0395

東京都八王子市大塚 359 番地

帝京大学 経済学部 観光経営学科 金研究室

TEL : 042-678-3353

E-mail : society@asjlt.jp

印刷 立教プリンティングステーション

発行日 2020 年 2 月 22 日

